



～感謝を心に新たな挑戦～

DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2025

JA

Topia

Hamamatsu



国際協同組合年

JAとびあ浜松

はじめに

平素より皆様には格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

JAとびあ浜松は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当JAに対するご理解を一層深めていただくために「2025ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

皆様が、当JAを今まで以上に身近に感じていただくための一助として、是非ご一読いただきますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 とびあ浜松農業協同組合

JAとびあ浜松のプロフィール

(令和7年3月31日現在)

設	立	平成7年4月	
本	店	所在地	浜松市中央区有玉南町
出	資	金	35億円
総	資	産	1兆3,645億円
貯		金	1兆2,652億円
貸	出	金	2,266億円
長期	共済	保有高	3兆2,209億円
販売	品	取扱高	241億円
購買	品	取扱高	76億円
単体	自己	資本比率	19.14%
組	合	員数	79,035人
職	員	数	1,230人

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ごあいさつ

組合員・利用者の皆様方におかれましては、日頃よりJAとびあ浜松の事業活動に格別なるご理解とご協力を賜り、深く感謝とお礼を申し上げます。

令和6年度の我が国の経済状況は、企業の省力化やデジタル化への設備投資、インバウンド需要の拡大等を背景に緩やかな回復基調を維持しました。株式市場では日経平均株価が市場最高値を更新し、公示価格や企業の賃上げ率の上昇等があり、幅広い分野でインフレ経済の回帰がみられました。一方で、エネルギー価格の上昇、海外経済や為替動向の影響も依然として大きく、加えて、少子高齢化や人手不足などの構造的な課題も一層顕在化し、持続的成長に向けた取り組みの重要性が改めて認識されています。

農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足による農業従事者の減少等、従来からの課題である農業生産基盤の弱体化に加え、生産資材価格の高止まりが続くなか、販売価格への適正な価格転嫁が追い付いておらず、農業経営は一層厳しさを増しています。一方で、食料自給率に関する国内リスクの認識が高まりをみせ、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の改正により、これまで以上に食料安全保障の在り方が注目をされています。

このようななか、令和6年度は2か年計画「～組合員とともに創造“農業と協同の未来”～」の最終年次として事業を展開してまいりました。販売事業は、猛暑や集中豪雨による品質低下が影響し、出荷数量は減少しましたが、重点市場への積極的な情報発信を行うことで価格水準の引き上げに努めました。ファーマーズマーケットでは、地産地消の推進と旬の農畜産物の情報発信や直売所らしい販売に取り組みました。購買事業は、予約購買を生かした生産資材の安定調達、指導部門と販売部門が連携したコスト削減の提案に努めました。信用事業は、組合員・利用者の皆様に寄り添った相談・提案活動の実践と利用者ニーズを捉えた金融商品・サービスの提供に取り組みました。共済事業は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障点検活動の実践により、安心と満足の提供に努めました。

この結果、経常利益は33億85百万円となり、当期剰余金は過去最高の25億86百万円で前年対比110.0%となりました。自己資本比率については19.14%と、国内基準の4%を大きく上回る高い水準を維持しています。

最後に、JAとびあ浜松は令和7年4月1日をもちまして、合併30周年を迎えることができました。30年歩みを続けることができましたことは、ひとえに組合員・地域住民の皆様のご支援・ご協力、そして先輩諸氏の築き上げた歴史の賜物と心より感謝申し上げます。季節ごとに実る作物、食卓に届く新鮮な恵み、それらを守り、未来へとつないでいくことが私たちの使命であると考えております。これからも地域の農業を守り育て、皆様の暮らしを支える「なくてはならないJA」であり続けるため、30年の感謝を力に変え、役職員一丸となって鋭意努力してまいります。今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



経営管理委員会会長
渥美 保広

代表理事理事長
竹内 章雄

目次

I. 経営方針	P. 1
II. 事業の概況	P. 3
III. 事業・活動のトピックス	P. 5
IV. 地域・文化への貢献と農業振興	P. 6
V. コンプライアンス・リスク管理等への取り組み	P. 8
VI. 事業のご案内	P. 16
VII. 商品・サービスのご案内	P. 18
VIII. 手数料一覧	P. 23
IX. 資料編	P. 29
1. 決算の状況	P. 29
(1) 貸借対照表	P. 29
(2) 損益計算書	P. 30
(3) 注記表	P. 31
(4) 剰余金処分計算書	P. 41
(5) 部門別損益計算書	P. 42
2. 経営指標	P. 43
3. 信用事業の状況	P. 44
(1) 主な指標等の状況	P. 44
(2) 貸出金等の状況	P. 47
(3) 貯金の状況	P. 49
(4) 有価証券等の状況	P. 50
(5) その他の信用事業の状況	P. 52
4. 共済事業の状況	P. 53
5. その他の事業の状況	P. 55
6. 自己資本の充実の状況	P. 56
(1) 自己資本の構成に関する事項	P. 57
(2) 自己資本の充実度に関する事項	P. 58
(3) 信用リスクに関する事項	P. 60
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	P. 66
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P. 67
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	P. 67
(7) CVAリスクに関する事項	P. 67
(8) マーケット・リスクに関する事項	P. 67
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	P. 67
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	P. 68
(11) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	P. 68
(12) 金利リスクに関する事項	P. 69

7. 連結情報	P. 70
(1) JAとびあ浜松グループの概況	P. 70
(2) 子会社の状況	P. 70
(3) 連結事業の概況	P. 70
(4) 連結財務諸表	P. 71
① 連結貸借対照表	P. 71
② 連結損益計算書	P. 72
③ 連結剰余金計算書	P. 72
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	P. 73
⑤ 連結注記表	P. 74
(5) 連結経営指標	P. 84
① 連結事業年度の主要な経営指標	P. 84
② 連結事業年度の経常収益等	P. 84
(6) 農協法に基づく開示債権	P. 85
(7) 連結自己資本の充実の状況	P. 86
① 連結自己資本の構成に関する事項	P. 87
② 連結自己資本の充実度に関する事項	P. 88
③ 信用リスクに関する事項	P. 90
④ 信用リスク削減手法に関する事項	P. 95
⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P. 96
⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項	P. 96
⑦ CVAリスクに関する事項	P. 96
⑧ マーケット・リスクに関する事項	P. 96
⑨ オペレーショナル・リスクに関する事項	P. 96
⑩ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	P. 97
⑪ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	P. 97
⑫ 金利リスクに関する事項	P. 97
8. 財務諸表の正確性等に関する確認	P. 98
9. 会計監査人の監査	P. 98
X. 当組合の概況	P. 99
1. 組合の機構	P. 99
2. 組合員の状況	P. 100
3. 組合員組織の状況	P. 100
4. 役職員の状況	P. 101
5. 会計監査人の名称	P. 101
6. 沿革・歩み	P. 102
7. 店舗・地区等の状況	P. 103
XI. 開示項目	P. 104

I. 経営方針

使命

私たちJAとびあ浜松は、組合員とその家族のみならず、広く地域住民や法人および消費者に対し、生活・流通・金融にわたる総合事業展開を通して、質の高いサービスと商品および自然の恵みである農産物を提供し、安心と安全、また快適で豊かな生活の実現に貢献することにより、常に時代に即した全国JAのリーダーであり、実践者であることを目指します。

そして私たちは、

1. 営農指導を充実し、地域農業を振興する。
2. 生活活動を活発化し、地域の生活・文化の向上を図る。
3. 農地を守り、緑豊かな街づくりを進める。
4. 経営力を強化し、積極的な事業展開をする。

を基本方針として、明日の農業と地域社会づくりに取り組んでいきます。

経営理念

- 1. 共生** どのような組織も、その組織が提供する商品やサービスを利用していただく方々があって初めてその存在意義があります。JAもマーケットやお客様（組合員・利用者の方々）を忘れては存在し得ません。私たちは、常にマーケットやお客様と共に生きていきます。
- 2. 創造** 時代はいつも変化しています。JAもまたそういった変化に対応し、同時に自ら新しいものを創造していく力が求められます。農業と共に生きることを大切にしながら、常に新しいサービスやマーケットの開発をします。
- 3. 健全** 将来に向けて継続的により良いサービスの提供や商品の開発をするためには、それに投資するために必要な利益を確保していくことが大切です。JAも経済的な事業体・組織体として、永続的に適正な利益を確保できるように、常に生産性を向上します。
- 4. 品質** 品質はJAの事業を継続的に発展させる上での基盤です。事業活動全般にわたり常に質の高い商品とサービスを提供します。
- 5. 専門** 総合事業を展開するJAは、各々の事業分野でそれぞれ特定の専門企業や組織と競争しています。私たちは、総合事業を展開している強みをさらに充実させるために、各々の分野での高度な知識・技能を高めます。
- 6. 信頼** 私たちは、まわりのいろいろな関係者—組合員・利用者・地域住民・取引先・行政など—の方々との関係（ネットワーク）の中で存在しています。JAの主体性を発揮しながら、まわりのの方々との関係を大切にいくことが重要です。また、そういったの方々との信頼関係なくしては事業の継続的発展もありません。私たちは、常にまわりの方々との信頼関係を深めます。
- 7. 公平** 私たちは、組合員や利用者の方々に対しては、常に公平な対応、満足のゆくサービスの提供をし、また、職員に対しては、自分たちの仕事に達成感・成功感を味わえるような、公平・公正な評価をします。
- 8. 実践** 自分たちの組織の運命を決めるのは、自分たちの意思・行動の選択の結果です。責任を他のものに転換しているだけでは新しいJAの未来を切り拓くことはできません。私たちひとりひとりの積極的で主体的な行動（リーダーシップ）こそが、明日のJAを創造するという当事者意識をもって日々の業務を遂行します。

経営管理体制

当JAでは、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的な事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。経営管理委員会には、自己改革や中長期計画の目標である農業所得の向上や事業を通じた地域社会への貢献等の改革を一層進めるため、認定農業者等の地域農業の担い手や、JAの事業に精通した者等を経営管理委員に登用しました。また、組合員の各層の意見反映を行うため、女性部出身経営管理委員に加え、青年部からも経営管理委員の登用を行っています。これは、改正農協法の役員構成要件にも適用しているものです。

また、JAの業務執行にあたる常勤理事5人は、実務精通者であり、信用事業について専任担当を置くとともに、監事は農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

職員の行動規範

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 信頼されるパートナーとして、地域に貢献します。 | 5. 仕事ではいつもプロフェッショナルを目指します。 |
| 2. 発想の転換と創意工夫にチャレンジします。 | 6. 専門知識と技術で価値あるサービスをします。 |
| 3. 未来を見つめ、勇気と信念で行動します。 | 7. 誠意と情熱をもって、笑顔で対応します。 |
| 4. 常にコスト意識をもって行動します。 | 8. 自ら提案、自ら実行を積極的に実践します。 |

自己改革の取り組み

1. 訪問活動を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
2. 「農家組合員の売上増加・収量増加」につながる生産者目線での必要な取り組みについて、目標及び具体策の策定とそれらの着実な実践により、改革の目的である「所得増大」の実現に取り組みます。
 - ① 中核的担い手・担い手法人を対象に、所得増大に向けて、遊休農地等を活用した作物の生産振興に取り組みます。
 - ② 生産者組織に加入するすべての農家を対象に、高温対策に向けた土壌改良剤の普及等による出荷量増加に取り組みます。
 - ③ ファーマーズマーケット出荷会員を対象に、販売高増加に向けて、地産地消の更なる促進へと導く出荷量・消費量の拡大に取り組みます。
 - ④ 農業を営むすべての方を対象に、農業融資新規実行の拡大に取り組みます。
3. 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

II. 事業の概況

損益の概況

事業総利益は147億4百万円（前期比99.9%）、事業管理費は119億64百万円（前期比99.4%）で、差し引きの事業利益は27億40百万円（前期比101.9%）、経常利益は33億85百万円（前期比101.8%）、当期剰余金は25億86百万円（前期比110.0%）となりました。

信用事業

組合員・利用者の皆さまに寄り添い、選ばれ必要とされ続ける金融機関として、相談・提案活動の実践や金融商品・サービスの提供により、顧客満足度の向上に努めました。

貯金は、物価高騰による支出増加の影響を受けましたが、利用者ニーズを捉えた金融商品の提案により増加しました。

貸出金は、利用者のライフプラン実現に向けた相談・提案活動の実践により、住宅ローンを中心とした生活関連資金の新規貸出が増加しました。

貯金残高は1兆2,652億95百万円（前期比100.2%）、貸出金残高は2,266億79百万円（前期比103.0%）となりました。

また、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことを最も重要な役割の一つと位置づけ、当組合の金融円滑化にかかる基本的方針に基づき、お客さまからのご相談やお申込みに真摯かつ丁寧に対応してまいります。

共済事業

組合員・利用者世帯へLA（共済外務専任職員）を中心に、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を目指して取り組みした結果、長期共済は1,646億74百万円の新契約実績を挙げることができましたが、満期到来や払込終了などにより、保有契約高は減少しました。

また、保障ニーズの多様化に対応した医療・がん・介護・認知症・生活障害・特定重度疾病共済などの生存保障の提案にも積極的に努めたことにより、介護共済、認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済の保有件数は増加しました。

購買事業

生産資材コストが高止まりするなか、予約購買を活かした生産資材の安定調達や指導部門と販売部門が連携したコスト削減の提案に努めましたが、高温の影響を受けた作物の作付け変更や出荷数量の減少により、取扱高は計画を下回りました。

葬祭部門は、組合員・地域住民に選ばれる葬祭事業を目指し、「利用者に寄り添った葬儀施行」に取り組みました。また、管内で生産される花の一部を使用した「生花付祭壇」の提供に努めました。

購買事業全体の取扱高は、76億76百万円（前期比104.3%）となりました。

販売事業

猛暑や集中豪雨の影響による品質低下が影響し、出荷数量は減少しましたが、積極的な情報発信に取り組み高値で推移した結果、取扱高は計画を上回りました。

農産園芸部門は、出荷数量と品質が不安定でしたが、重点市場との連携を密に図り、産地情報を積極的に伝えることで価格水準の引き上げに努め、取扱高は計画を上回りました。

果樹部門は、猛暑による品質低下と病虫害の発生により、出荷数量が減少しましたが、情報発信を積極的に行い、高値で推移した結果、取扱高は計画を上回りました。

花き部門は、猛暑による品質低下や病虫害の被害により、出荷数量が減少しました。重点市場への情報発信による連携強化を図りましたが、取扱高は計画をやや下回りました。

畜産部門は、豚枝肉は出荷頭数の減少があったものの、堅調な価格で推移し、取扱高は計画を上回りました。牛枝肉は和牛価格の低迷から、取扱高は計画を下回りました。生乳は生産抑制が解除され、搾乳頭数の増加により取扱高は計画を上回りました。

ファーマーズマーケット部門は、特徴である鮮度感を強みに、旬の農畜産物の情報発信や直売所らしい販売に取り組み、取扱高は計画を上回りました。また、こども食育活動や食堂などへの食材提供を行い、地域と生産者をつなぐ活動に取り組みました。

販売事業全体の取扱高は、241億15百万円（前年比103.2%）となりました。

営農指導事業

とびあ浜松独自で助成を行った「第二次農業振興助成事業」を活用し、生産者組織単位で行う農業生産拡大や販売拡大につながる取り組みと、生産者組織の中核的担い手を目指し新たに農業に取り組む就農者へ支援するとともに、営農アドバイザー（技術指導員）が140戸の経営支援農家を対象に、「1軒あたり出荷量5%増加」の取り組みを通じて、農業者の所得増大・農業生産の拡大に取り組みました。「第二次農業振興助成事業」では、生産者組織単位の取り組みに対し助成する「販売拡大助成事業」に20団体、担い手の育成に対し助成する「担い手育成支援助成事業」に新規就農者8名、親元就農者7名、計15名に支援を行いました。

また、労働力の確保や優良農地の斡旋、安全・安心な農産物を提供するための出荷前残留農薬分析による農薬の検証に取り組みました。

対処すべき重要な課題

自己改革

当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農畜産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

令和6年度の実績につきましては、下表のとおりとなります。

【自己改革工程表実績】

令和6年度

農業者所得の増大・農業生産の拡大	目標	実績
農家の経営状況に応じた個別指導 （1軒あたり出荷量5%増加）	140 軒	40 軒
予約購買の向上による資材コスト（肥料）低減 （1袋あたり価格3%減少）	485,000 袋	437,349 袋
地産地消（出荷量・消費量増加）への更なる取り組み （1出荷者あたりの販売高10%増加）	800 人	894 人
農業融資新規実行の拡大	10.2 億円	10.3 億円

経営基盤の確立・強化	目標	実績
農業振興への投資による販売品取扱高200億円の維持	農業振興助成事業 1 億円	農業振興助成事業 83 百万円

対話・意思反映	目標	実績
職員による広報誌配布（延軒数）	115,000 軒	113,407 軒
区域懇談会（出席率）	80%	71%
営農事業 経営意向調査（延軒数）	1,940 軒	1,972 軒
生産者組織との活動数（回数）	800 回	910 回
女性部組織との活動数（回数）	950 回	1,060 回

Ⅲ. 事業・活動のトピックス

「あぐり体験隊」収穫体験を開催

令和6年6月8日、親子で地元農産物に興味を持ってもらうため、青壮年部は「あぐり体験隊」収穫体験を開き、13組47人の親子、青壮年部員11人が参加し、トウモロコシとミニトマトの収穫体験を行いました。

第30回 生産者組織連絡協議会 総会

令和6年6月12日、生産者組織連絡協議会 総会を開き、各生産者組織の代表者、JA役職員約70人が出席しました。事業報告、協議会規約の変更、事業計画の3議案全てが賛成多数で可決されました。

各警察署へ交通安全宣言書を提出

令和6年9月10日に細江警察署へ、9月24日に浜松西警察署へ、9月25日に湖西警察署へ、9月26日に浜松中央警察署へ、9月27日に浜松東警察署、浜北警察署へ会長ら役員が訪れて、交通安全宣言書を提出しました。

ローンセンター向宿店・柑橘選果場選果機 竣工式

令和6年9月12日にローンセンター向宿店、9月20日に湖北営農果樹センター 柑橘選果場で選果機の竣工式を行い、JA役職員、生産者、建築関係者らが出席して完成を祝いました。

「朝ごはん食べよう料理教室」を開催

女性部は、令和6年10月11日に第一学院高校、10月28日に浜松開誠館高校で「朝ごはん食べよう料理教室」を開き、女性部員と同校生徒が参加しました。

第11回 軽トラはままつ出世市

令和6年11月24日に、軽トラ市を浜松商工会議所などと合同で開催しました。ファーマーズマーケット出荷者や青壮年部員、女性部員など、合計軽トラ57台が出店し、新鮮な野菜や果物、花、加工品などが並びました。

令和6年度 JAとびあ浜松 ふれあい農協祭

令和6年12月7日、22日、令和7年1月11日、19日、26日に浜松市と湖西市の5会場で農協祭を開催しました。各会場で、管内農畜産物の販売の他、抽選会、餅投げ、キャラクターショーなどのイベントを行い、多くの来場者でにぎわいました。

各就農支援講座を実施

就農支援講座の「とびあ園芸教室」、「農ライフセミナー（エシャレット・パセリ・みかん）」を1年通して開講し、令和7年3月5日、12日、19日に園芸教室の修了式、18日に農ライフセミナー（エシャレット）、23日に農ライフセミナー（パセリ）と農ライフセミナー（みかん）の修了式を行いました。

第51回 浜北植木まつり開催

令和7年3月15日から17日にかけて、緑花木センターで「第51回 浜北植木まつり」を開催しました。植木の植え方講習会、植木剪定講習会、盆栽教室などのイベントを行い、期間中は大勢の来場者でにぎわいました。

IV. 地域・文化への貢献と農業振興

当JAは、組合員の「営農とくらし」を守り、地域農業の振興と地域社会の発展に貢献するため様々な取組をしています。

1. 農業振興活動

農業者の経営支援

農家個々の生産量を増加するために、栽培面積を増やす、優良農地を集積する、単収を増やす、労働力を確保するなど、農家のやるべきことと農協のやるべきことを話し合い、経営支援に取り組んでいます。

また、営農・金融担当者による訪問活動を通して、資金面から農業経営をサポートしています。

農業振興助成制度

令和6年度まで、生産者組織など組織単位での農業生産と販売拡大、そして新たな担い手への支援を目的とし、とびあ浜松の独自支援として「第二次農業振興助成事業」を年間1億円以内で実施し、「農家組合員の農業所得向上」ととびあ浜松の農業振興を図りました。

担い手育成

広く農業の人材を育成するため「農ライフセミナー」「とびあ園芸教室」を開催しています。

農地の斡旋と集積を通じて担い手を育成し、地域における農業振興と農地の維持保全に取り組んでいます。

農協祭

農業振興や地域活性化の他、組合員や利用者とのふれあいの機会を増やして農業への理解を醸成するとともに、管内農畜産物の消費拡大や地産地消の推進、食の安全・安心の訴求を目的として、農協祭を開催しています。

親子農業体験

管内各小学校の児童に、農業体験をとおして農業や自然に対する理解を深めていただくため、「親子農業体験（あぐり体験隊）」を実施しています。

ファーマーズマーケット

ファーマーズマーケット東店、白脇店、三方原店、浜北店に加えて、地元スーパーと連携し、6店舗でファーマーズマーケットコーナーを設置して、地元農畜産物を販売しています。

旬の農産物を主体に季節感のある売り場づくりを行うことで、管内農畜産物の魅力を発信しています。

出荷者へは、栽培・販売講習会や出荷説明会にて生産販売情報を発信することで、安全・安心な農畜産物を安定して提供できる体制づくりを実施しています。

2. 地域貢献情報

年金友の会

当JAで年金をお受け取りいただいている皆様の会「年金友の会」では、会員の皆様に「お誕生日プレゼント」のお届けや「年金来店感謝デー」の開催など、様々なサービスを実施しています。

年金相談会

社会保険労務士による年金相談会を各地区で開催し、年金のお受け取り手続きなどのご相談をお受けしています。
なお、令和6年度は、35カ所で開催しました。

健康管理

生命共済に一定額以上ご加入の被共済者様を対象に、毎年「共済人間ドック」を実施し、健康管理・健康増進のサポートをしています。

税務相談

税理士による税務相談会を、支店や営農センター等で隔月開催しています。

高齢者への支援

元気な高齢者を対象としたふれあいセンター「槇の里」では、健康維持と介護予防を目的とした、高齢者の楽しめる場所を提供しています。

認知症サポーター養成講座開催

認知症について正しい知識を深め、認知症の人や家族を見守り、安心して暮らせる町づくりに貢献するため、職員を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

子ども110番の家

管内のATMコーナーを地域の交番「子ども110番の家」として提供しています。ATM内の非常用ボタンを押すと監視カメラとスピーカーを通じて契約警備会社と通信。瞬時に対応し、大切なお子様を守ります。

情報提供活動

広報誌「とびあ」の隔月発行や、新聞折込で年2回「とびあ通信」を発行する他、ホームページやSNSを活用してタイムリーな情報発信に努めています。また、マスコミに対しても管内農業に関する情報を積極的に提供することで、地域農業の大切さと協同組合の有益性を広く発信しています。

1 部署 1 協同活動

「1 部署 1 協同活動」を組合員や地域の皆さまと共に実践し、地域との関係強化に努めています。また、食と農をテーマとした「1 地区 1 協同活動」の展開により、食と農を基軸とした仲間づくりの定着を図っています。そして、SDGsとの結びつきを意識した取り組みにまいります。

はままつあんしんネットワーク

「はままつあんしんネットワーク」では、浜松市と協調し高齢者世帯等を支える取り組みを行っています。高齢者等の異変を発見した場合「高齢者見守り110番」に連絡する等、地域の安全・安心に協力しています。

安全・安心なまちづくりにかかる協定

浜松東警察署との協体制を確立し、地域の皆様が安心して生活できる社会環境の実現を目指しています。

V. コンプライアンス・リスク管理等への取り組み

1. コンプライアンスへの取り組み

当JAは、農業を主軸とした地域協同組合として、また公共的使命と社会的責任のある金融機関として、組合員・利用者・地域住民の皆さまにとって必要とされるJAであり続けるため、自己責任原則に基づき自己規律・自助努力のもと、法令等を遵守しディスクロージャーと説明責任を重視した透明性の高い業務運営を行ってまいります。

(1) 基本的使命と社会的責任の認識

当JAの基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて、組合員および地域社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図ります。

(2) 質の高いサービスの提供と役割の発揮

質の高いサービスを提供し、組合員の農業と生活全般にわたる各種活動を通じて、地域農業および地域社会の発展に貢献します。

(3) 法令等の厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に逸脱することのない、誠実かつ公正な事業運営を行います。

(4) 反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

- 理事・部長および地区統括部長で構成するコンプライアンス委員会を定期的開催し、JAのコンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行っています。
- 支店・センター等の各部署にコンプライアンス担当者を配置して部署内の管理を行っており、本店の主管部署にコンプライアンス責任者を配置して日常業務の管理を行い、リスク統括部リスク管理課がJA全体の統括業務を行っています。
- 役職員一人ひとりが組合員・利用者・地域住民の皆様から信頼される風通しの良い職場風土づくりを実践し、組織の信頼を高めるためのコンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一体となって取り組んでいます。

2. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店などすべての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に経営管理委員会および理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長および監事に報告する措置を講じています。

3. リスク管理への取り組み

当ＪＡでは、経営上発生する可能性が高い各種リスクに対応するため、リスク管理を徹底しています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化等により、融資した資金の回収が困難となり、損失を被るリスクをいいます。当ＪＡでは、本店リスク統括部に審査管理課を設置しており、資金使途・返済能力等の審査及び不良債権等の管理を専門的かつ厳正に行い、資産の健全化に努めています。

また、「資産自己査定規程」に基づく資産自己査定を年2回行い、資産内容を個別に検討して回収の危険性を区分するとともに、大口の債務者について定期的に理事会に経営状況を報告し重要な個別案件については対応方針を決定するなど、資金運用・調達の総合管理を行っています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券・為替等の様々な市場の変動により、保有する資産の価値が変動し収益が不安定化するリスクをいいます。当ＪＡでは、定期的にＡＬＭ委員会を開催し景気動向や金利動向を検討するとともに、資金運用・調達の総合管理を行っています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により必要な資金が不足し、資金繰りに支障をきたすリスクをいいます。当ＪＡでは、一定割合以上の資金を静岡県信連に預け入れ、不測の事態に備え十分な支払資金を確保しています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについての事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。事務リスクなどについての事務手続を整備し、定期監査等を実施するとともに、事故や事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスクが発生した場合の対応及び改善に迅速かつ正確に対応するよう努めています。

○ 事務リスク管理

事務リスクとは、職員（パートタイマー、派遣職員を含む）が行うすべての事務において、職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりに事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。当ＪＡでは、事務リスク管理規程を設け、事務ミスが発生した際の組織的な把握、管理、更には再発防止の取り組みを徹底し、自己改善力の向上および事務の堅確性向上に努めています。

なお、監査部が本店や支店などの各部署に対して内部監査を年1回以上実施するとともに、管理者が月1回店内検査を実施し、自ら当該部署の検査を行うことにより内部けん制機能の充実を図っています。

○ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備により損失を被るリスクをいいます。当ＪＡでは、オンライン回線・オンライン端末機・ＡＴＭ等の自動化機能等について保守管理を徹底するとともに、系統組織と連携しシステムの運用には万全を期して取り組んでいます。

(5) その他リスク管理

金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にて求められているマネロン対策については、経営戦略上の重要課題として位置づけ、確認作業を行うなど適切な対応に努めています。

4. 利益相反管理方針

-----とびあ浜松農業協同組合 利益相反管理方針-----

当ＪＡとびあ浜松（以下「当ＪＡ」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- 農業法人等の買収において、当ＪＡが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当ＪＡが負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当ＪＡで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当ＪＡ全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当ＪＡの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当ＪＡは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

5. 個人情報保護方針

とびあ浜松農業協同組合 個人情報保護方針

とびあ浜松農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定しうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

なお、「個人情報保護法等に基づく公表事項等」について、当JAホームページでご覧いただけます。

6. 金融商品販売法への対応

当JAでは、金融商品販売法の規定にもとづき下記の勧誘方針を定め、ポスターを店頭掲示し職員研修等により、体制の整備に努めています。

----- とびあ浜松農業協同組合 金融商品の勧誘方針 -----

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

7. 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連と連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情処理の解決を図ります。（午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））

- ① まずは、最寄の支店窓口へお申し出ください。
- ② 信用事業に関する支店以外の窓口 — 金融共済推進部 推進企画課 (053-476-3121)
- ③ 共済事業に関する支店以外の窓口 — 金融共済管理部 保全課 (053-476-3132)
- ④ その他の窓口 — リスク統括部 リスク管理課 (053-476-3266)
- ⑤ 信用事業に関するその他の窓口 — JAバンク相談所（一般社団法人 JAバンク・JFマリンバンク相談所内）
(03-6837-1359)
- ⑥ 共済事業に関するその他の窓口 — JA共済相談受付センター (0120-536-093)
高齢者専用ダイヤル (0120-167-100)
※ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢者の方にもより分かりやすく丁寧に対応させていただく番号サービスです。

(2) 紛争解決措置

利用者様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることをご希望される場合は、紛争解決措置として、次の外部機関をご利用出来ます。

- ① 信用事業 — 静岡県弁護士あっせん・仲裁センター
上記の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、当JAのリスク統括部 リスク管理課 (053-476-3266) またはJAバンク相談所 (03-6837-1359) にお申し出ください。（午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））
 - ② 共済事業（自動車事故以外） — 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 (03-5368-5757)
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
 - ③ 自動車事故関係 — 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>
公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>
- 各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

8. JAバンク基本方針

「JAバンク基本方針」は、「JAバンクシステム」を確立するため、JA・信連・農林中金が一体となって取り組むべき基本的な事項について、JAバンクの総意として定める「行動規範」です。

JAバンク基本方針の概要

(1) 「JAバンクシステム」の基本的方向

- ① JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- ② 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- ③ 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止
- ④ 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善を実施
- ⑤ 指定支援法人に基金を設定し財源を確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

(2) 「JAバンク会員」の役割等

- ① 農林中金の役割
(JAバンクの総合的戦略等の樹立、JA・信連に対する必要な指導、「JAバンク中央本部」の設置・運営、特定承継会社を適切に運営、JA・信連の会計監査人との情報連携、JA・信連の経営管理の高度化に向けた支援)
- ② 信連の役割
(農林中金による指導の遵守、「JAバンク県本部」の設置・運営、一体的な事業運営への取組、JAの経営管理の高度化に向けた支援)
- ③ JAの役割
(農林中金・信連による指導の遵守)
- ④ 中央会・全共連との連携
(JAバンクシステムの適切な運営のため、必要に応じ中央会及び全共連と連携)

(3) 「JAバンク会員」の責務

- ① JAバンクの一体的事業運営
(JAバンクの総合的戦略に基づく一体的な事業運営)
- ② JAバンク全体の安全・効率運用の確保
(信連・農林中金への資金預入、相互援助預金預託基準・余裕金運用自主ルールへの遵守)
- ③ 経営状況の報告等
(経営管理資料、その他経営状況に関する事項について農林中金に報告、農林中金が求める調査の対応)
- ④ 資金運用制限ルールの遵守
(実質自己資本比率、業務執行体制にかかる基準に該当した場合、体制・体力に応じた資金運用範囲の制限)
- ⑤ 経営改善ルールの遵守
(経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強等経営改善策の確実な実行)
- ⑥ 組織統合ルールの遵守
(経営継続上の重大な問題が生じた場合、信連・農林中金への信用事業譲渡等を実施)
- ⑦ 会計監査人監査等への適切な対応
(内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性及び信頼性を確保)
- ⑧ 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守
(信連・農林中金への信用事業譲渡を行う場合、計画を策定し実践)
- ⑨ 指定支援法人への財源拠出
(毎年度必要な財源を拠出)

(4) 「JAバンク会員」が享受するメリット

- ① 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
- ② 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い
- ③ 「JAバンク」商標、及びこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
- ④ 指定支援法人の支援

(5) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

基本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は勧告・警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、会員からの強制脱退措置を講ずる。

(6) 基準等の変更

金融情勢・JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの信頼性を確保する観点から、基本方針の内容・基準について毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

(1) 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

(2) 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、①個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

(3) 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

(4) 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

VI. 事業のご案内

1. 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貸出業務

農業協同組合として、地域農業振興を図るための農業関連資金はもとより、地域金融機関の役割を担うため、地域住民の皆さまのくらしに必要な個人向けローンや、地方公共団体、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金の融資に努めています。

また、農業に関する様々な資金に対応するため、政府系金融機関である株式会社日本政策金融公庫と連携した代理貸付も行っていきます。

為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金の引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

2. 共済事業

組合員をはじめ地域の皆様の不慮の災害や疾病に備え、豊かな生活づくりに努めることを最大の目的として、生命・建物・自動車など幅広い保障を提供しています。

生命総合共済

医療費に備える医療共済・がん共済、将来の介護リスクに備える介護共済・認知症共済、働けなくなるリスクに備える生活障害共済、三大疾病や生活習慣病のリスクに備える特定重度疾病共済、一生涯保障の終身共済や満期共済金をお受け取りいただける養老生命共済、老後の資金づくりにお役立ていただける年金共済等、ライフサイクルに合わせた保障をお選びいただけます。

建物更生共済

大切なお住まいや家財等が火災や台風・地震などの自然災害により損害を受けた場合に、共済金をお受け取りいただける共済です。また、満期時には満期共済金をお受け取りいただけます。

火災共済

大切なお住まいや家財等が万一火災などにより損害をうけた場合に、共済金をお受け取りいただける共済です。

自動車共済

交通事故はもちろん、火災・盗難・自然災害等、万一の自動車事故を幅広く保障する共済です。また、自賠責共済とセットでご加入いただければ、さらに割安な掛金でご利用いただけます。

事故発生時の対応は、JA共済事故受付センター・JA共済サポートセンターが24時間365日営業しており、さらに安心です。

自賠責共済

法律によりすべての自動車に加入が義務づけられている共済です。

傷害共済

手頃な掛金でさまざまな種類の傷害を保障する共済です。

農業者賠償責任共済

農業において発生するさまざまな賠償リスクを保障する共済です。

3. その他の事業

購買事業

農業生産に必要な肥料・農薬・農機具、その他各種の生産資材の取り扱いをしています。
また、お米・お茶などの食料品をはじめ、プロパンガスなどの生活資材を幅広く取り扱っています。

販売事業

米・野菜等の農産物をはじめ、みかん・柿・梨等の果樹類、肉牛・肉豚等の畜産物、菊・ガーベラ等の花き類など、多品目にわたり、安全・安心な農畜産物を農家と消費者にとって適正な価格にてお届けできるよう努めています。

指導相談事業

消費者の皆様へより安全で高品質な農産物をお届けするため、各種生産者組織を中心に研修会等を実施し、土壌農薬分析センターで土壌・残留農薬等の分析や、Webによる市況などの農業情報提供を行い、食に対する安全と安心を確保する取り組みと生産技術の向上に努めています。

また、顧問の税理士による税務相談の開催、青壮年部や女性部の活動等にも積極的に取り組んでいます。

資産管理事業

組合員や利用者のニーズに合った適切な相談や提案活動により、財産保全・土地活用を積極的に支援します。

葬祭事業

安心・信頼・丁寧をモットーに、利用者に寄り添う葬儀を施行し、葬儀・初盆・法事等、組合員や利用者のニーズに合った幅広いサービスを心がけ、利用者の満足度向上を目指しています。

Ⅶ. 商品・サービスのご案内

(令和 7年 7月 1日現在)

1. 貯金

種類	内容	期間	預入単位
普通貯金	いつでも出し入れができ、お財布代わりにご利用いただけます。この口座は年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用いただけます。さらにキャッシュカードでATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用いただけます。 貯金保険制度により全額保護される、無利息の普通貯金無利息型（決済用）もあります。	特に期間の定めはありません	1円以上 1円単位
総合口座	普通貯金に定期性貯金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期・メリットツ）・定期積金をセットすることで、定期性貯金・定期積金残高の90%（千円未満切捨て）、最高200万円まで貸越できる大変便利な商品です。「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えています。年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用いただけます。さらにキャッシュカードでATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用いただけます。 貯金保険制度により全額保護される、無利息の総合口座（普通貯金無利息型（決済用））もあります。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはありません	1円以上 1円単位
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて6段階の金利が設定されています。なお、給与・年金等の自動受取や公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはありません	1円以上 1円単位
当座貯金	お客様からのご依頼により決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。	特に期間の定めはありません	1円以上 1円単位 無利息です
通知貯金	短期間の運用に便利です。解約の場合は2日前までにお申し出ください。	特に期間の定めはありません (ただし、7日間の据置期間が必要です。)	5万円以上 1円単位
スーパー定期貯金	金利は店頭表示されます。単利型、複利型があり、複利型の定型方式3年、4年、5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は有利な半年複利（個人のお客様専用）です。	単利型 ・定型方式 (1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年) ・期日指定方式 (1ヵ月超5年未満) 複利型 (左記のとおり)	1円以上 1円単位
大口定期貯金	金利は店頭表示されます。1,000万円以上のまとまった資金を、期間を決めて有利に運用できる商品です。取扱いは単利型のみです。	・定型方式 (1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年) ・期日指定方式 (1ヵ月超5年未満)	1,000万円以上 1円単位
期日指定定期貯金	金利は店頭表示されます。利息は1年複利で計算されますので有利です。満期日は、預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定をする場合は、満期希望日の1ヵ月前までにお申し出ください。個人のお客様専用商品です。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満 1円単位
変動金利定期貯金	金利は店頭表示されます。また、お預け入れ日以降、6ヵ月毎に適用金利の見直しを行います。半年複利（個人のお客様専用）もあります。	1年、2年、3年の定型方式	1円以上 1円単位
メリットツ	複数ある定期貯金を順次まとめていくおまとめサービス機能と、一定の据置期間経過後の一部（※）支払機能のある定期貯金です。貯めながら、必要な時はいつでもお引き出しができる便利な定期貯金です。個人のお客様専用商品です。 ※一部支払後300万円又は1,000万円を下回る一部支払はできません。	1年、3年の定型方式	1円以上 1円単位 おまとめ対象定期として追加で随時預入でき、自動的に合算させることができます。
合併30周年記念 定期貯金	複利型の自動継続型スーパー定期貯金です。他金融機関等からの預け替え資金に、組合員・組合員と同居のご家族は契約時の店頭表示金利に0.50%（年利率）上乗せの金利、組合員外は契約時の店頭表示金利に0.40%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。預入金額は、1契約20万円以上です。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	3年の定型方式	20万円以上 1円単位
退職者向け定期貯金 「ゆとりックス」	満50歳以上の方で、退職金をお受け取りになられてから1年以内に新規でお預け入れいただくスーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金が対象です。組合員・組合員と同居のご家族は適用金利0.30%（年利率）、組合員外は適用金利0.25%（年利率）を満期日まで適用します。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年の定型方式	スーパー定期貯金の場合 100万円以上で、受取った退職金までか 1,000万円未満のいずれか低い金額が上限 大口定期貯金の場合 1,000万円以上で、受取った退職金まで1円単位

種類	内容	期間	預入単位
年金受給者定期貯金 「とびあ浜松年金定期」	当JAで公的年金のお受け取りをされている方、またはお受け取りの手続きをいただいた方や指定替えの手続きをいただいた方が対象です。受給した年金または他金融機関等からの預け替え資金に、組合員・組合員と同居のご家族は契約時の店頭表示金利に0.30%（年利率）上乗せの金利、組合員外は契約時の店頭表示金利に0.25%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。預入金額は、1契約20万円以上です。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年の定型方式	スーパー定期貯金の場合 20万円以上 1,000万円未満 大口定期貯金の場合 1,000万円以上 1円単位
年金予約定期貯金 「とびあ浜松年金定期」	満55歳以上の個人で当組合に公的年金の振込予約をされた方が対象に、組合員・組合員と同居のご家族は契約時の店頭表示金利に0.30%（年利率）上乗せの金利、組合員外は契約時の店頭表示金利に0.25%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。1契約20万円以上です。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年の定型方式	スーパー定期貯金の場合 20万円以上 1,000万円未満 大口定期貯金の場合 1,000万円以上 1円単位
相続定期貯金 「つなぐ想い」	金融機関（当JA以外も含む）で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金（預貯金）をスーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金にお預け入れいただける方が対象です。組合員・組合員と同居のご家族は適用金利0.30%（年利率）、組合員外は適用金利0.25%（年利率）を満期日まで適用します。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年の定型方式	スーパー定期貯金の場合 300万円以上 1,000万円未満 大口定期貯金の場合 1,000万円以上で、 いずれも相続により取得 した金額の範囲内 1円単位
ATM定期貯金 （とびあATM特別定期貯金）	ATMからのスーパー定期貯金の預け入れに、契約時の店頭表示金利に0.15%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年の定型方式	1回あたり 3万円以上 現金の場合 10万円以内 （紙幣100枚以内） 振替出金の場合 1,000万円未満 1円単位
1日スーパー定期貯金 （単利型）	JAネットバンクのご契約者を対象に、契約時の店頭表示金利に0.15%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年の定型方式	1回あたり 1円以上 1円単位
定期積金	ご計画に合わせて積み立てていく積金です。利回りは店頭表示されます。 《定額式》 毎回一定の金額のお積み立て 《目録式》 ご計画に合わせて目録額と期間を決定 《進増式》 1年毎、掛金をアップさせ大きく貯める 《満期分散式》 毎年、満期金を受け取るタイプの定期積金	・定額式、目録式 （6ヵ月以上60ヵ月以内） ・進増式 （24ヵ月、36ヵ月、 48ヵ月、60ヵ月）	1回あたり 1,000円以上 1円単位
		・満期分散式 （36ヵ月、48ヵ月、 60ヵ月）	1回あたり 3,000円以上 （契約年数×1,000円） 1円単位
合併30周年記念 定期積金	契約期間1年以上5年以内で契約額100万円以上とします。組合員・組合員と同居のご家族は契約時の店頭表示金利に0.30%（年利率）上乗せの金利、組合員外は契約時の店頭表示金利に0.25%（年利率）上乗せの金利を満期日まで適用します。令和8年3月31日（火）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。	1年以上5年以内	契約額 100万円以上 掛込金額は1回あたり 10,000円以上 1円単位
子育て支援定期積金 「すくすく」	「しすおか子育て優待カード」、「しすおか子育て優待カードアプリ」又は「他都道府県の子育て支援バスポート事業」の対象者となる18歳未満のお子様がいる保護者の方が対象で、契約時の店頭表示金利に年0.15%上乗せします。令和10年3月31日（金）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。名義はお子様・保護者の方どちらでも契約できます。	2年以上5年以内	契約額 50万円以上 掛込金額は1回あたり 1,000円以上 1円単位
子育て支援定期積金 「すくすくプラス」	「子育て支援定期積金すくすく」をご契約いただける方で、保護者の方が当JAの口座で児童手当をお受け取りになっている場合、契約時の店頭表示金利に年0.20%上乗せします。令和10年3月31日（金）までの取扱いです。個人のお客様専用商品です。名義はお子様・保護者の方どちらでも契約できます。	2年以上5年以内	契約額 50万円以上 掛込金額は1回あたり 1,000円以上 1円単位
積立式定期貯金	指定された積立間隔（1、2、3、6ヵ月）毎に一定金額を積み立てる（随時積立も可）定期貯金で、お受け取り方法別にエンドレス型、満期型、年金型の3種類があります。年金型については、個人のお客様専用商品です。	・エンドレス型 積立期限に定めなし ・満期型 積立期間 6ヵ月以上10年以下 据置期間 1ヵ月以上3年以下 ・年金型 積立期間 12ヵ月以上 据置期間 2ヵ月以上10年以下 受取期間 3ヵ月以上20年以下	1回あたり 1円以上 1円単位
積立式定期貯金 （一括預入年金型）	まとまった金額を一括で預け入れ、年金方式（1、2、3、6ヵ月毎）でお受け取りいただけます。個人のお客様専用商品です。	据置期間 2ヵ月以上10年以下 受取期間 3ヵ月以上20年以下 （初回定期の預入満期日を除く）	10万円以上 1円単位

種類	内容	期間	預入単位
財形貯蓄	JAと財形貯蓄契約を締結している企業に勤めている方の財産形成貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして有利に積立れます。		
(一般財形貯蓄)	貯蓄目的は自由です。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。(お引き出しの1ヵ月前までにお申し出ください。)年齢制限はありません。	3年以上	1回あたり 1円以上 1円単位
(財形住宅貯蓄)	住宅取得を目的とした積立で、財形年金貯蓄と合わせて550万円まで非課税となります。お一人様一契約のみとなります。満55歳未満の勤労者が対象です。	5年以上	1回あたり 1円以上 1円単位
(財形年金貯蓄)	在職中に退職後のために積立を行い、60歳以降に年金方式(2ヵ月又は3ヵ月毎)でお受け取りになります。財形住宅貯蓄と合わせて550万円まで非課税となります。退職後も非課税が適用される有利な貯蓄です。お一人様一契約のみとなります。満55歳未満の勤労者が対象です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヵ月以上5年以内 (受取周期が2ヵ月の場合 は4ヵ月以上5年以内) 受取期間 5年以上20年以内	1回あたり 1円以上 1円単位

2. ローン

項目	マイカーローン	JAマイカーローン
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> 自動車又はオートバイ(新車・中古車)の購入 自動車用品購入、車検・修理費用、運転免許取得費用、車庫の購入等 他社自動車ローン借換費用 	
ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> 地区内に在住または在勤の方 借入時満18歳以上75歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 継続して安定した収入のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 借入時満18歳以上75歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 前年度税込年収が150万円以上ある方
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	・10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
	ご 利 用 期 間	・6ヵ月以上15年以内
	ご 返 済 方 法	・元利均等返済(毎月、特定月増額返済のいずれか)
	保 証	<ul style="list-style-type: none"> 三菱UFJニコス(株)の保証 県農業信用基金協会の保証
	担 保	・不要

項目	教育ローン	JA教育ローン	JAクローバローン	
お 使 い み ち	・就学子弟または申込本人の教育に関する全ての資金(借換を含む)	・就学子弟の教育に関する全ての資金(借換を含む)	・組合員が生活に必要とする資金(資金使途・所要金額が見積書(写)、契約書(写)等で確認できること)	
ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> 借入時満18歳以上満65歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 継続して安定した収入のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 借入時満18歳以上満66歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 前年度税込年収が150万円以上ある方 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 借入時満18歳以上の方で最終償還時満71歳未満の方 前年度税込年収が150万円以上ある方 	
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	・10万円以上1,000万円以内(1万円単位)	・10万円以上300万円以内(1万円単位)	
	ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> 6ヵ月以上15年以内(在学期間を含む) (据置期間：融資対象子弟または本人の卒業予定年月の末日の6ヵ月後以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 6ヵ月以上15年以内 (据置期間：融資対象子弟の卒業予定年月の末日の6ヵ月後以内) 	・6ヵ月以上5年以内
	ご 返 済 方 法	・元利均等返済(毎月、特定月増額返済のいずれか)	・元利均等返済(毎月、年2回、特定月増額返済のいずれか)	・元利均等返済(毎月、特定月増額返済のいずれか)
	保 証	・三菱UFJニコス(株)の保証	・県農業信用基金協会の保証	
	担 保	・不要	・不要	

項目	JA住宅ローン（JA統一ローン）				
	JA住宅ローン（一般型）	JA住宅ローン（100%応援型）	JA住宅ローン（借換応援型）	JAリフォームローン	
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、増改築 住宅（マンション含む）の購入 中古住宅、宅地の購入 他金融機関の住宅ローンの借換 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、増改築 住宅（マンション含む）の購入 中古住宅の購入 宅地の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローンの借換 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築、改装、補修 住宅関連設備等の設置 他金融機関からのリフォームローンの借換資金 空き家解体資金 	
ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 借入時満18歳以上満66歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 勤続1年以上（自営業の場合は3年以上）の方 団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJA負担） 			<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 借入時満18歳以上満66歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 勤続3年以上の方 ご利用期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済にご加入できる方（掛金はJA負担） 	
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上20,000万円以内（1万円単位） 		<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上1,500万円以内（1万円単位） ※空き家解体資金は500万円以内 貸付金額には、基金協会又は保証センター保証付の既往の無担保の住宅ローン残高を含みます。 	
	ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上50年以内（1ヵ月単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上40年以内（1ヵ月単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上20年以内（1ヵ月単位） ※空き家解体資金は10年以内 	
	ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等または元金均等返済（毎月、年2回、特定月増額返済のいずれか） 			<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（毎月、年2回、特定月増額返済のいずれか）
	保 証	<ul style="list-style-type: none"> 県農業信用基金協会の保証 			
	担 保	<ul style="list-style-type: none"> 原則として融資対象不動産に第1順位の担保権を設定していただきます。 当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済（保険）の付保確認および質権設定をさせていただくことがあります。 			<ul style="list-style-type: none"> 原則不要

項目	JA住宅ローン（JAバンクローン）				
	新築・購入コース	借換コース	リフォーム・無担保住宅ローン		
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築、増改築 住宅（マンション含む）、中古住宅の購入 住宅用土地の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 他金融機関の住宅ローンの借換 	<ul style="list-style-type: none"> 増改築、改装、補修および住宅関連設備資金 他金融機関からのリフォームローンの借換資金 空き家解体資金 		
ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 借入時満18歳以上満66歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 勤続1年以上の方 団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJA負担） 		<ul style="list-style-type: none"> 個人の組合員の方 地区内に在住又は在勤の方 借入時満18歳以上満66歳未満の方で最終償還時満80歳未満の方 		
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上20,000万円以内（1万円単位） 		<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上2,000万円以内（1万円単位） ※空き家解体資金は500万円以内 	
	ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上50年以内（1年単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上40年以内（1年単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 6ヵ月以上20年以内（1ヵ月単位） ※空き家解体資金は10年以内 	
	ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等または元金均等返済（毎月、年2回、特定月増額返済のいずれか） 			<ul style="list-style-type: none"> 元利均等返済（毎月、特定月増額返済のいずれか）
	保 証	<ul style="list-style-type: none"> 協同住宅ローン（株）の保証 			
	担 保	<ul style="list-style-type: none"> 原則として融資対象不動産に第1順位の担保権を設定していただきます。 当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済（保険）の付保確認および質権設定をさせていただくことがあります。 			<ul style="list-style-type: none"> 不要

項目	当座貸越ローン											
	スーパー教育ローンN	カードローンN	JAプレミアムカードローン									
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・就学子弟または申込本人の教育に関する全ての資金 ・カードを使って全国のJA及び提携銀行のATMからお引出しできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な一切の資金 ・カードを使って全国のJA及び提携銀行のATMからお引出しできます。 										
ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の年齢が満18歳以上65歳未満の方で継続して安定した収入のある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の年齢が満20歳以上満70歳未満の方で継続して安定した収入のある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかの取引のある方 ①ローン取引のある方、またはローン取引予定の方 ②給与振込を指定している方、または給与振込を指定する予定の方 ③共済取引がある方、または共済取引予定の方 ・申込時年齢が満20歳以上60歳以下の方で、継続して安定した収入のある方 									
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上700万円以内(10万円単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上500万円以内(10万円単位) (極度額は前年度税込み年収の1/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上200万円以内(10万円単位) (極度額は前年度税込み年収の1/3以内) 								
	ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から1年後の応当日の属する月の5日まで ・新規貸越可能期間は対象の就学子弟または申込本人の卒業年度末日 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から3年後の応答日の属する月の5日まで 								
	ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日 毎月5日 ・新規貸越可能期間中は利息(保証料含む)のみ返済 ・新規貸越可能期間終了後は借入極度額に応じて指定された返済元金と別途利息(保証料含む)を返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・約定返済日 毎月5日 ・返済額 貸越極度額に応じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日貸越残高</th> <th>当月の約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満の場合</td> <td>前月約定返済日現在の貸越残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超</td> <td>貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額</td> </tr> </tbody> </table>	前月約定返済日貸越残高	当月の約定返済額	1万円未満の場合	前月約定返済日現在の貸越残高	1万円以上50万円以下	1万円	50万円超	貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額	
	前月約定返済日貸越残高	当月の約定返済額										
1万円未満の場合	前月約定返済日現在の貸越残高											
1万円以上50万円以下	1万円											
50万円超	貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額											
保 証	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱UFJニコス(株)の保証 		<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ジャックスの保証 									
担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要 											

項目	農業関連ローン		
	JAアグリマイティー資金		
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・担い手資金(アグリエース資金) ・加工・流通・販売資金(アグリネット資金) ・地域活性化・地域振興資金(アグリエリア資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー対応資金(アグリパワー資金) ・災害緊急資金 	
ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員かつ農業者(農業を営む個人、法人)等 		
ご 利 用 方 法	ご 利 用 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の100%の範囲内かつ貸付上限額3億円以内 ・10万円以上(1万円単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリパワー資金：上限額2億円 ・災害緊急資金：激甚災害 上限額1,000万円 上記以外 上限額500万円
	ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> 【長期資金】 ・アグリエース資金及びアグリネット資金：設備資金20年以内(据置3年以内)、運転資金15年以内(据置3年以内) ・アグリエリア資金：20年以内(据置3年以内) ・アグリパワー資金：原則10年以内(据置期間は設備稼働開始時期まで) ただし、電力会社への全量売電を目的とする場合は、電力買取保証期間内かつ20年以内(据置期間は設備稼働開始時期まで) ・災害緊急資金：最長5年以内(据置2年以内) 【短期資金】 ・1年以内 	
	ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等返済、元利均等返済、期日一括返済のいずれか(資金用途等によって異なります。) 	
	保 証	<ul style="list-style-type: none"> ・県農業信用基金協会の保証 	
担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、担保設定あり 		

(注) 各種ローンのご利用金額等については、申込内容により異なることがありますので詳しくは窓口にてご相談ください。

Ⅷ. 手数料一覧

(注) 以下の手数料には、すべて消費税が含まれています。

(令和 7年 7月 1日現在)

1. 為替手数料

【窓口扱い、個人・法人ネットバンク、アンサー系振込手数料、定時自動送金手数料】

振込先	金額帯	種類		
		窓口振込 (※1)	個人・法人ネットバンク、アンサー系	定時自動送金
とびあ浜松 同一支店宛	3万円未満	110円	無料	無料
	3万円以上	330円	無料	無料
とびあ浜松 本支店宛	3万円未満	220円	無料	55円
	3万円以上	440円	無料	110円
JAバンク グループ宛	3万円未満	330円	110円	110円
	3万円以上	550円	330円	330円
他金融機関宛	3万円未満	660円	385円	385円
	3万円以上	880円	550円	550円

(※1) 視覚障がい者・手の不自由なお客様等による窓口での振込の場合は、ATM振込手数料(下表)を適用します。

【当組合ATM利用時の振込手数料】

振込先	利用区分	金額帯	手数料
とびあ浜松 同一支店宛	JA・JFの キャッシュカード扱い	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他金融機関(※2)の キャッシュカード扱い	3万円未満	55円
		3万円以上	55円
	現金扱い	3万円未満	55円
3万円以上		55円	
とびあ浜松 本支店宛	JA・JFの キャッシュカード扱い	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他金融機関(※2)の キャッシュカード扱い	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
	現金扱い	3万円未満	110円
3万円以上		220円	
JAバンク グループ宛	JA・JFの キャッシュカード扱い	3万円未満	110円
		3万円以上	330円
	他金融機関(※2)の キャッシュカード扱い	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	現金扱い	3万円未満	220円
3万円以上		440円	
他金融機関宛	JA・JFの キャッシュカード扱い	3万円未満	385円
		3万円以上	550円
	他金融機関(※2)の キャッシュカード扱い	3万円未満	440円
		3万円以上	660円
	現金扱い	3万円未満	440円
3万円以上		660円	

(※2) 信託銀行、商工中金、新生銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行のキャッシュカードはお取り扱いができません。また、他金融機関のキャッシュカードでお振込をする際は、為替手数料に加えて、振込資金の引落に係る手数料(P. 24参照)がかかります。

【他金キャッシュカードでの当組合ATM振込に伴う振込資金引落手数料】

曜 日	時 間 帯	振 込 資 金 引 落 手 数 料	
		静岡銀行の キャッシュカード	左記以外の キャッシュカード
平日（月曜日から金曜日）	8：30 ～ 8：45	220円	110円
	8：45 ～ 18：00	無 料	110円
	18：00 ～ 21：00	220円	220円
土曜日（祝日は除く）	8：30 ～ 8：45	220円	220円
	8：45 ～ 9：00	110円	220円
	9：00 ～ 14：00	110円	110円
	14：00 ～ 17：00	220円	220円
日曜日・祝日（12/31、1/2含む）	終 日	220円	220円

【取立手数料】

小切手等店頭入金手数料	無 料
電子交換集中手形取立手数料	660円
個別取立手数料（※3）	1,100円

（※3） 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手・通帳等の取立など郵送対応が必要となるものが対象です。

【送金手数料】

本支店宛	220円	
系統県内宛	440円	
系統県外宛	660円	
他金融機関宛	普通扱い（送金小切手）	660円
	電信扱い	880円

【その他手数料】

送金・振込組戻料（1件）	880円
不渡手形返却料（1通）	880円
取立手形組戻料（1通）	880円
取立手形店頭呈示料（1通）	880円

2. 貯金関連手数料

各 種 発 行 手 数 料	自己宛小切手（1枚）		550円	
	入金帳（1冊）		550円	
	取引明細表（1通）		1,100円	
	残高証明書（1通）	当組合所定用紙（定例発行）		220円
		当組合所定用紙（窓口発行）		550円
		上記以外		1,100円
	キャッシュカード発行・更新手数料			無 料
	キャッシュカード再発行（1枚） <small>（ただし、磁気キャッシュカードから一体型・ICキャッシュカードへの種類変更時の再発行手数料は無料）</small>		1,100円	
	通帳・証書再発行（1通・1枚）		1,100円	
	マル専手形（1枚）		550円	
約束手形1冊（50枚綴）		11,000円		
小切手帳1冊（50枚綴）		11,000円		
そ の 他	定時自動集金（1件）		※ 55,0円	
	口座振替手数料（1件）	データ交換（USB等）処理		※ 55,0円
		窓口処理		110円
	当座貯金口座開設（1口座）		5,500円	
	署名鑑登録		3,300円	
	国債保護預り口座管理料（月額）		無 料	
	証券投資信託等保護預り口座管理料（月額）		無 料	
他	夜間金庫（年額）		13,200円	
	貸金庫（年額）	立会型		8,800円
		半自動型		13,200円
	全自動型	小	18,150円	
		中	24,200円	
大		33,000円		

（注）・ ※は合計金額より円未満を切り捨てた金額です。
・ 口座振替手数料は、振替依頼件数毎にかかります。

3. 窓口両替手数料・窓口金種指定払戻手数料・窓口硬貨取扱手数料

【窓口両替手数料・窓口金種指定払戻手数料】

枚数	1～49	50～1,000	1,001～2,000	以後、1,000枚まで毎に550円ずつ加算
金額	無料	330円	550円	
無料取引	<ul style="list-style-type: none"> ・同一金種の交換 ・汚損した現金の交換 ・記念硬貨の交換 ・自動化機器（ATM）での両替 			

(注) ・ご持参金種の合計枚数またはお持ち帰り金種の合計枚数のいずれが多い方が対象です。
 ・集金またはお届けの際の両替も対象です。
 ・無料枚数以内の取り扱いは、ひとり1日1回限りです。

【窓口硬貨取扱（入金・振込・公共料金・税金支払）手数料】

枚数	1～500	501～1,000	1,001～2,000	以後、1,000枚まで毎に550円ずつ加算
金額	無料	330円	550円	

(注) 無料枚数以内の取り扱いは、ひとり1日1回限りです。

4. アンサー系・個人JAネットバンク月額利用料

利用サービス	月額利用料		
	照会	通知	資金移動(※1)
ダイヤルホン(※2)	無料	無料	—
プッシュホン(※2)	無料	無料	1,100円
ファクシミリ(※2)	無料	無料	1,100円
ホームユース(※3)	無料	—	1,100円
個人JAネットバンク	無料	—	無料

(※1) 振込される場合、月額利用料とは別に所定の振込手数料（P. 23参照）がかかります。
 (※2) ダイヤルホン・プッシュホン・ファクシミリは、令和7年11月にサービスの取扱いを終了する予定です。
 (※3) ホームユース以外の新規申込は受け付けていません。

5. 法人JAネットバンク月額利用料

利用サービス	利用料金（月額）
基本サービス（照会・振込サービス）(※1)	1,100円
基本サービス + 伝送サービス（データ伝送・ファイル伝送）(※1)	2,200円

(※1) 振替・振込をされる場合、月額利用料とは別に所定の振替・振込手数料がかかります。

6. 未利用口座管理手数料

金額	年間 1,320円	令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座のうち、お預け入れやお引き出し（※1）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象（※2）です。
引落日	毎年10月 第三土曜日	残高不足により、本手数料の引落しができなかった場合は、残高全額が引落され、当該口座は自動的に解約となります。

（※1）当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます。

（※2）以下のいずれかに該当する口座は対象外です。

- ・貯金残高が10,000円以上の当該口座
- ・当組合でお借入れがある場合

7. 窓口媒体持込手数料

媒体持込手数料	外部記憶媒体	1依頼	5,500円
	振込依頼書（連記式）	1依頼	5,500円
	振込依頼書	5件以上	5,500円
	任意紙媒体	1依頼	5,500円

8. 当組合ATM利用時の入出金手数料

【当組合および他JAキャッシュカード利用時のATM入出金手数料】

区分	時間帯	手数料
平日	8:30～21:00	無料
土曜日	8:30～17:00	無料
日曜日・祝日	9:00～17:00	無料

【提携金融機関のキャッシュカード利用時のATM手数料】※入金取引不可

区分	時間帯	ゆうちょ銀行	静岡銀行	J F マリンバンク	三 菱 U F J 銀行	そ の 他
		出 金	出 金	出 金	出 金	出 金
平日	8:30～8:45	220円	220円	無料	110円	110円
	8:45～18:00	110円	無料	無料	無料	110円
	18:00～21:00	220円	220円	無料	110円	220円
土曜日	8:30～8:45	220円	220円	無料	110円	220円
	8:45～9:00	220円	110円	無料	110円	220円
	9:00～14:00	110円	110円	無料	110円	110円
	14:00～17:00	220円	220円	無料	110円	220円
日曜日・祝日	9:00～17:00	220円	220円	無料	110円	220円

（注）・高丘ATMは、平日8:00からご利用できます。

- ・12月31日および1月2日につきましては、曜日を問わず「日曜日・祝日」扱いです。
- ・詳しくは、支店窓口またはとびあ浜松のホームページにてご確認ください。

8. 貸付関連手数料

種類	内 容		金 額	
事務手数料	組合員	住宅ローン・住宅資金 ※1	33,000円	
		日本政策金融公庫資金（スーパーL資金・青年等就農資金他）	無 料	
	組合員以外	上記以外で不動産に担保権の設定を伴う資金	33,000円	
繰上返済手数料（窓口）※2	住宅関連ローン・住宅関連資金（不動産に担保権が設定されているもの）		全額繰上	55,000円
	住宅関連ローン・住宅関連資金（不動産に担保権が設定されていないもの）		全額繰上	22,000円
	住宅関連ローン・住宅関連資金（不動産に担保権設定の有無を問わず）		一部繰上	11,000円
	上記以外の資金	不動産に担保権が設定されている資金	全額繰上	55,000円
			一部繰上	11,000円
	日本政策金融公庫資金（スーパーL資金・青年等就農資金）		全額繰上・一部繰上	無 料
	その他のローン・資金	全額繰上・一部繰上	借入後5年以内	3,300円
借入後5年超			無 料	
（ネットバンク）※3	住宅関連ローン・住宅関連資金	ネットバンク（IB）一部繰上	5,500円	
	生活関連ローン・生活関連資金	ネットバンク（IB）一部繰上	無 料	
各種発行手数料	ローンカード再発行手数料（1枚） ※新規発行手数料は無料		1,100円	
	融資証明書（1通）	農地転用許可申請用（個人の住宅資金は無料 ※4）	3,300円	
		上記以外（個人の住宅資金は無料 ※4）	5,500円	
	残高証明書（1通）	当JA所定用紙（定例発行）	220円	
		当JA所定用紙（窓口発行）	550円	
		日本政策金融公庫資金（スーパーL資金・青年等就農資金他） 当JA所定用紙（定例・窓口発行）	無 料	
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		無 料		
上記以外		1,100円		
保証契約に関する情報提供書（1通）	主たる債務の履行状況に関する情報提供書		1,100円	
その他 ※2	電子契約手数料		5,500円	
	条件変更手数料 ※5		5,500円	
	債務引受に伴う不動産担保の債務者変更手数料（相続を伴う変更は除く）		33,000円	
	日本政策金融公庫資金（スーパーL資金・青年等就農資金他）条件変更手数料		無 料	
	取引明細表（1通）		1,100円	

（※1）不動産に担保設定を行わない場合は無料です。ただし、既存の根抵当権を利用する場合は手数料をいただきます。

（※2）繰上返済手数料（貯金担保・共済担保は除く）ならびにその他手数料はお借入毎にいただきます。

（※3）ネットバンク繰上返済手数料はお借入毎にいただきます。なお、住宅関連ローン・住宅関連資金のうち貯金担保・共済担保によるお借入れと、生活関連ローン・生活関連資金のうち定期担保によるお借入れは、ネットバンク繰上返済機能の対象外です。

（※4）個人の住宅資金に限り（賃貸住宅資金等は除く）手数料は無料です。

（※5）条件変更手数料は次の①～④に該当する場合にいただきます。

- ① 金利に関する条件を変更する場合（固定金利選択手数料含む）
- ② お客様の都合により担保権の登記事項を変更する場合（担保不動産の一部解除等。ただし、債務者変更・相続を伴う変更は除く）
- ③ お客様の都合により連帯保証人を変更する場合（債務者変更・相続を伴う変更は除く）
- ④ お客様の都合により返済方法を変更する場合（繰上返済に伴う変更は除く）

なお、上記手数料の他に当JAが謄本等の書類を取得した場合には、実費をお支払いいただきます。

IX. 資料編

1. 決算の状況

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日	科 目	令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
< 資 産 の 部 >			< 負 債 の 部 >		
信用事業資産	1,299,168	1,299,607	信用事業負債	1,266,464	1,271,765
現金	2,981	2,946	貯金	1,262,630	1,265,295
預金	943,575	925,865	借入金	500	487
系統預金	931,572	913,862	その他の信用事業負債	3,332	5,982
系統外預金	12,003	12,003	未払費用	71	359
有価証券	131,294	142,561	その他の負債	3,261	5,622
国債	71,091	90,627	共済事業負債	3,176	3,204
地方債	7,916	2,556	共済資金	1,302	1,317
社債	29,341	28,559	未經過共済付加収入	1,834	1,845
株式	22,944	20,818	共済未払費用	39	40
貸出金	219,954	226,679	経済事業負債	1,591	1,661
その他の信用事業資産	1,810	2,003	経済事業未払金	1,524	1,609
未収収益	699	978	経済受託債務	67	51
その他の資産	1,110	1,024	雑負債	2,465	2,072
貸倒引当金	△ 446	△ 450	未払法人税等	480	452
共済事業資産	46	92	資産除去債務	190	190
経済事業資産	2,433	2,290	その他の負債	1,795	1,429
経済事業未収金	1,820	1,750	諸引当金	4,723	4,635
経済受託債権	7	10	賞与引当金	531	496
棚卸資産	607	528	退職給付引当金	3,273	3,433
購買品	458	405	役員退職慰労引当金	45	64
その他の棚卸資産	148	122	解体損失引当金	135	—
その他の経済事業資産	24	25	特別業務負担金引当金	738	639
貸倒引当金	△ 25	△ 24	負 債 の 部 合 計	1,278,421	1,283,339
雑資産	1,328	1,287	< 純 資 産 の 部 >		
雑資産	1,328	1,287	組合員資本	82,872	85,259
貸倒引当金	△ 0	△ 0	出資金	3,576	3,553
固定資産	19,278	18,487	利益剰余金	79,308	81,717
有形固定資産	19,225	18,452	利益準備金	7,786	7,786
建物	20,568	20,738	その他利益剰余金	71,521	73,930
機械装置	3,698	4,078	営農指導振興積立金	3,000	3,000
土地	8,057	8,104	災害対策積立金	5,000	5,500
建設仮勘定	681	39	施設整備拡充積立金	3,000	3,000
その他の有形固定資産	7,156	7,102	柑橘振興積立金	296	257
減価償却累計額(控除)	△ 20,936	△ 21,610	馬鈴薯振興積立金	91	91
無形固定資産	52	34	経営安定化積立金	3,000	3,000
外部出資	39,849	39,849	情報通信対策積立金	2,000	2,000
系統出資	39,367	39,367	合併記念事業積立金	600	600
系統外出資	392	392	残留農業等事故対策積立金	1,000	1,000
子会社等出資	89	89	固定資産圧縮積立金	455	451
前払年金費用	—	316	特別積立金	49,677	51,377
繰延税金資産	653	2,662	当期末処分剰余金	3,401	3,654
			(うち当期剰余金)	(2,351)	(2,586)
			処分未済持分	△ 12	△ 11
			評価・換算差額等	1,466	△ 4,003
			その他有価証券評価差額金	1,466	△ 4,003
資 産 の 部 合 計	1,362,759	1,364,595	純 資 産 の 部 合 計	84,338	81,255
			負債及び純資産の部合計	1,362,759	1,364,595

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度		令和6年度		科 目	令和5年度		令和6年度	
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日		自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
事業総利益	14,713		14,704		加工事業収益	117		120	
事業収益	23,780		26,700		加工事業費用	85		82	
事業費用	9,067		11,996		加工事業総利益	32		38	
信用事業収益	8,907		11,666		利用事業収益	221		222	
資金運用収益	7,904		8,676		利用事業費用	134		125	
（うち預金利息）	（ 4,421 ）		（ 4,702 ）		利用事業総利益	86		97	
（うち受取事業分量配当金）	（ 269 ）		（ 448 ）		宅地等供給事業収益	125		153	
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,470 ）		（ 1,688 ）		宅地等供給事業費用	16		12	
（うち貸出金利息）	（ 1,742 ）		（ 1,837 ）		宅地等供給事業総利益	109		141	
役員取引等収益	295		314		農用地利用調整事業収益	14		14	
その他事業直接収益	19		—		農用地利用調整事業費用	8		5	
その他経常収益	688		2,675		農用地利用調整事業総利益	6		8	
信用事業費用	898		3,609		その他事業収益	68		62	
資金調達費用	165		874		その他事業費用	62		57	
（うち貯金利息）	（ 132 ）		（ 836 ）		その他事業総利益	5		5	
（うち給付補填備金繰入）	（ 6 ）		（ 5 ）		指導事業収入	21		21	
（うち借入金利息）	（ 1 ）		（ 0 ）		指導事業支出	250		255	
（うちその他支払利息）	（ 25 ）		（ 31 ）		指導事業収支差額	△ 228		△ 234	
役員取引等費用	122		127		事業管理費	12,026		11,964	
その他事業直接費用	—		1,986		人件費	8,175		7,963	
その他経常費用	611		620		業務費	1,341		1,323	
（うち貸倒引当金繰入額）	（ — ）		（ 3 ）		諸税負担金	434		430	
（うち貸倒引当金戻入益）	（ △ 8 ）		（ — ）		施設費	2,039		2,177	
信用事業総利益	8,008		8,056		その他事業管理費	35		70	
共済事業収益	4,703		4,502		事業利益	2,686		2,740	
共済付加収入	4,469		4,138		事業外収益	765		716	
その他の収益	233		364		受取出資配当金	578		575	
共済事業費用	257		292		賃貸料	85		83	
共済推進費	195		233		雑収入	101		57	
共済保全費	43		42		事業外費用	128		71	
その他の費用	18		16		寄付金	5		4	
共済事業総利益	4,446		4,209		賃貸費用	38		45	
購買事業収益	7,033		7,339		雑損失	83		21	
購買品供給高	6,946		7,289		経常利益	3,324		3,385	
購買手数料	28		26		特別利益	410		999	
その他の収益	58		23		固定資産処分益	4		29	
購買事業費用	5,885		6,116		一般補助金	406		564	
購買品供給原価	5,454		5,703		固定資産圧縮特別勘定戻入	—		406	
購買品供給費	276		272		特別損失	652		1,020	
その他の費用	153		140		固定資産処分損	246		50	
（うち貸倒引当金繰入額）	（ 2 ）		（ — ）		固定資産圧縮損	—		970	
（うち貸倒引当金戻入益）	（ — ）		（ △ 1 ）		固定資産圧縮特別勘定繰入	406		—	
購買事業総利益	1,148		1,223		税引前当期利益	3,082		3,363	
販売事業収益	2,621		2,660		法人税、住民税及び事業税	684		676	
販売品販売高	763		816		法人税等調整額	46		100	
販売手数料	827		854		法人税等合計	731		776	
その他の収益	1,030		989		当期剰余金	2,351		2,586	
販売事業費用	1,523		1,503		当期首繰越剰余金	1,042		1,011	
販売品販売原価	585		660		柑橘振興積立金取崩額	—		42	
販売費	109		90		馬鈴薯振興積立金取崩額	8		8	
その他の費用	828		751		固定資産圧縮積立金取崩額	—		4	
（うち貸倒引当金繰入額）	（ 0 ）		（ — ）		当期末処分剰余金	3,401		3,654	
（うち貸倒引当金戻入益）	（ — ）		（ △ 0 ）						
販売事業総利益	1,097		1,157						

(注) 「事業収益」、「事業費用」は農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しています。

(3) 注記表

《令和5年度注記表》	《令和6年度注記表》
<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により行っています。</p> <p>(2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産（購買品）の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 飼料・肥料・農薬・購買米については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。</p> <p>(2) その他の品目については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び年金資産の見込額の合計額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の損益処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしています。</p>	<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により行っています。</p> <p>(2) 子会社株式については、移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。</p> <p>(4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産（購買品）の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。</p> <p>(1) 飼料・肥料・農薬・購買米については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。</p> <p>(2) その他の品目については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。</p> <p>(1) 有形固定資産は定率法によっています。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。</p> <p>(2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金は、それぞれ次の基準により計上しています。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び年金資産の見込額の合計額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の損益処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしています。</p>

<p style="text-align: center;">《令和5年度注記表》</p>	<p style="text-align: center;">《令和6年度注記表》</p>
<p>(3) 賞与引当金 職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 解体損失引当金 解体工事に着手した固定資産の解体費用相当額を計上しています。</p> <p>(6) 特例業務負担金引当金 農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。</p> <p>7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しています。</p> <p>9. 購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>(会計上の見積りに関する注記)</p> <p>1. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 472百万円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>① 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が</p>	<p>(3) 賞与引当金 職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担金引当金 農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。</p> <p>7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しています。</p> <p>9. 購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>(会計上の見積りに関する注記)</p> <p>1. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 474百万円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>① 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が</p>

《令和5年度注記表》	《令和6年度注記表》																								
<p>変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>2. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 653百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 3百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した収支シミュレーションを基礎とし、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(貸借対照表に関する注記)</p> <p>1. 固定資産の圧縮記帳額は、4,320百万円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">2,722百万円</td></tr> <tr><td>機械装置</td><td style="text-align: right;">929百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">351百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">317百万円</td></tr> </table> <p>2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>子会社に対する金銭債権の総額</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>子会社に対する金銭債務の総額</td><td style="text-align: right;">1,146百万円</td></tr> </table> <p>3. 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額は84百万円であり、金銭債務はありません。</p> <p>4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,148百万円であり、その内容は次のとおりです。</p> <p>なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。</p> <p>(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は806百万円、危険債権額は193百万円です。</p> <p>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p>	建物	2,722百万円	機械装置	929百万円	土地	351百万円	その他の有形固定資産	317百万円	子会社に対する金銭債権の総額	1百万円	子会社に対する金銭債務の総額	1,146百万円	<p>変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>2. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,662百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。</p> <p>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを基礎とし、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(貸借対照表に関する注記)</p> <p>1. 固定資産の圧縮記帳額は、5,289百万円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">2,720百万円</td></tr> <tr><td>機械装置</td><td style="text-align: right;">1,899百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">351百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td style="text-align: right;">317百万円</td></tr> </table> <p>2. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>子会社に対する金銭債権の総額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>子会社に対する金銭債務の総額</td><td style="text-align: right;">1,197百万円</td></tr> </table> <p>3. 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額は30百万円であり、金銭債務はありません。</p> <p>4. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は1,224百万円であり、その内容は次のとおりです。</p> <p>なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。</p> <p>(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は891百万円、危険債権額は193百万円です。</p> <p>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p>	建物	2,720百万円	機械装置	1,899百万円	土地	351百万円	その他の有形固定資産	317百万円	子会社に対する金銭債権の総額	5百万円	子会社に対する金銭債務の総額	1,197百万円
建物	2,722百万円																								
機械装置	929百万円																								
土地	351百万円																								
その他の有形固定資産	317百万円																								
子会社に対する金銭債権の総額	1百万円																								
子会社に対する金銭債務の総額	1,146百万円																								
建物	2,720百万円																								
機械装置	1,899百万円																								
土地	351百万円																								
その他の有形固定資産	317百万円																								
子会社に対する金銭債権の総額	5百万円																								
子会社に対する金銭債務の総額	1,197百万円																								

《令和5年度注記表》

(2) 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額は148百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(損益計算書に関する注記)

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	104百万円
うち事業取引高	31百万円
うち事業取引以外の取引高	73百万円
子会社との取引による費用総額	269百万円
うち事業取引高	217百万円
うち事業取引以外の取引高	52百万円

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店等の単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

また、本店及び農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。

(2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
遊休 4件	土地	浜松市他	3百万円

これらの資産グループは、継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を雑損失として事業外費用に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に

《令和6年度注記表》

(2) 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額は139百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

(損益計算書に関する注記)

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	104百万円
うち事業取引高	30百万円
うち事業取引以外の取引高	74百万円
子会社との取引による費用総額	278百万円
うち事業取引高	223百万円
うち事業取引以外の取引高	55百万円

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店等の単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

また、本店及び農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。

(2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額
遊休 2件	土地	浜松市他	0百万円

これらの資産グループは、継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を雑損失として事業外費用に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に

<p align="center">《令和5年度注記表》</p>	<p align="center">《令和6年度注記表》</p>
<p>努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,063百万円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。</p>	<p>努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,474百万円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準ずる価格を含む)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。</p>

《令和5年度注記表》

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	943,575	941,922	△ 1,652
有価証券	131,294	130,823	△ 470
満期保有目的の債券	5,615	5,144	△ 470
その他有価証券	125,679	125,679	—
貸出金(貸倒引当金控除後)	219,507	219,386	△ 120
貸出金	219,954		
貸倒引当金(※1)	△ 446		
資 産 計	1,294,377	1,292,132	△ 2,244
貯金	1,262,630	1,261,767	△ 863
借入金	500	490	△ 10
負 債 計	1,263,131	1,262,258	△ 873

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

《令和6年度注記表》

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	925,865	921,885	△ 3,980
有価証券	142,561	141,822	△ 739
満期保有目的の債券	5,609	4,870	△ 739
その他有価証券	136,952	136,952	—
貸出金(貸倒引当金控除後)	226,229	225,305	△ 924
貸出金	226,679		
貸倒引当金(※1)	△ 449		
資 産 計	1,294,657	1,289,013	△ 5,644
貯金	1,265,295	1,262,135	△ 3,160
借入金	487	467	△ 19
負 債 計	1,265,782	1,262,603	△ 3,179

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

《令和5年度注記表》

(3) 市場価格のない株式等は、外部出資（貸借対照表計上額 39,849百万円）であり、(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	931,575	—	—	—	—	12,000
有価証券	800	900	800	100	—	113,800
満期保有目的の債券	—	—	800	100	—	4,700
その他有価証券のうち満期があるもの	800	900	—	—	—	109,100
貸出金(※1、2)	19,413	13,319	12,494	11,635	10,978	151,818
合計	951,788	14,219	13,294	11,735	10,978	277,618

(※1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,884百万円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等294百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	1,172,476	46,086	40,155	2,112	1,798	—
借入金	72	79	80	61	54	152
合計	1,172,549	46,166	40,235	2,174	1,853	152

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	2,615	2,671	56
	地方債	1,400	1,436	36
	社債	1,215	1,234	19
	小計	2,615	2,671	56
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	3,000	2,473	△ 526
	地方債	—	—	—
	社債	3,000	2,473	△ 526
	小計	3,000	2,473	△ 526
合計		5,615	5,144	△ 470

《令和6年度注記表》

(3) 市場価格のない株式等は、外部出資（貸借対照表計上額 39,849百万円）であり、(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	913,865	—	—	—	—	12,000
有価証券	900	17,700	1,400	2,000	3,700	110,700
満期保有目的の債券	—	800	100	—	1,700	3,000
その他有価証券のうち満期があるもの	900	16,900	1,300	2,000	2,000	107,700
貸出金(※1、2)	18,741	13,192	12,234	11,584	11,020	159,618
合計	933,507	30,892	13,634	13,584	14,720	282,318

(※1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,885百万円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等287百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	1,159,224	36,443	65,099	1,942	2,585	—
借入金	74	80	73	66	53	137
合計	1,159,298	36,524	65,173	2,009	2,639	137

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	5,609	4,870	△ 739
	地方債	1,400	1,383	△ 16
	社債	4,209	3,486	△ 722
	小計	5,609	4,870	△ 739
合計		5,609	4,870	△ 739

《令和5年度注記表》

(2) その他有価証券
 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、
 貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	15,275	15,883	607
	国 債	12,575	13,179	603
	地方債	—	—	—
	社 債	2,700	2,704	4
	株 式	12,581	22,944	10,363
	小 計	27,857	38,828	10,971
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	95,804	86,850	△ 8,953
	国 債	63,205	57,912	△ 5,292
	地方債	7,506	6,516	△ 990
	社 債	25,092	22,422	△ 2,670
	株 式	—	—	—
	小 計	95,804	86,850	△ 8,953
合 計		123,661	125,679	2,017

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
債 券	10,262	19	—
国 債	9,330	8	—
社 債	932	10	—
株 式	1,079	361	—
合 計	11,342	380	—

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付に係る会計基準の適用に関する注記)

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度及び金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,967百万円
勤務費用	502百万円
利息費用	61百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 71百万円
退職給付の支払額	△ 643百万円
期末における退職給付債務	8,816百万円

(3) 共済会給付金及び企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における共済会給付金及び企業年金資産	5,848百万円
期待運用収益	54百万円
数理計算上の差異の発生額	147百万円
共済会拠出金	271百万円
企業年金制度拠出金	59百万円
退職給付の支払額	△ 416百万円
期末における共済会給付金及び企業年金資産	5,965百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	8,816百万円
共済会給付金	△ 4,142百万円
企業年金資産	△ 1,822百万円
未認識数理計算上の差異	422百万円
退職給付引当金	3,273百万円

《令和6年度注記表》

(2) その他有価証券
 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、
 貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	11,828	11,896	68
	国 債	10,428	10,496	67
	地方債	—	—	—
	社 債	1,400	1,400	0
	株 式	11,674	20,818	9,143
	小 計	23,503	32,715	9,212
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	119,011	104,236	△ 14,774
	国 債	91,190	80,130	△ 11,059
	地方債	1,481	1,156	△ 325
	社 債	26,339	22,949	△ 3,389
	株 式	—	—	—
	小 計	119,011	104,236	△ 14,774
合 計		142,514	136,952	△ 5,561

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
債 券	8,642	—	1,986
地方債	4,957	—	1,068
社 債	3,684	—	918
株 式	5,173	2,559	—
合 計	13,815	2,559	1,986

4. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付に係る会計基準の適用に関する注記)

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度及び金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	8,816百万円
勤務費用	489百万円
利息費用	60百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 1,010百万円
退職給付の支払額	△ 686百万円
期末における退職給付債務	7,669百万円

(3) 共済会給付金及び企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における共済会給付金及び企業年金資産	5,965百万円
期待運用収益	57百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 71百万円
共済会拠出金	248百万円
企業年金制度拠出金	73百万円
退職給付の支払額	△ 450百万円
期末における共済会給付金及び企業年金資産	5,822百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	7,669百万円
共済会給付金	△ 4,064百万円
企業年金資産	△ 1,757百万円
未認識数理計算上の差異	1,270百万円
貸借対照表計上純額	3,117百万円
退職給付引当金	3,433百万円
前払年金費用	△ 316百万円

《令和5年度注記表》	《令和6年度注記表》																																																						
<p>(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">502百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">61百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△ 20百万円</td> </tr> <tr> <td>共済会 企業年金資産</td> <td style="text-align: right;">△ 33百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の戻入処理額</td> <td style="text-align: right;">△ 84百万円</td> </tr> <tr> <td>臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">483百万円</td> </tr> </table>	勤務費用	502百万円	利息費用	61百万円	期待運用収益	△ 20百万円	共済会 企業年金資産	△ 33百万円	数理計算上の差異の戻入処理額	△ 84百万円	臨時に支払った割増退職金	59百万円	退職給付費用	483百万円	<p>(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">489百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△ 20百万円</td> </tr> <tr> <td>共済会 企業年金資産</td> <td style="text-align: right;">△ 36百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の戻入処理額</td> <td style="text-align: right;">△ 92百万円</td> </tr> <tr> <td>臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">445百万円</td> </tr> </table>	勤務費用	489百万円	利息費用	60百万円	期待運用収益	△ 20百万円	共済会 企業年金資産	△ 36百万円	数理計算上の差異の戻入処理額	△ 92百万円	臨時に支払った割増退職金	43百万円	退職給付費用	445百万円																										
勤務費用	502百万円																																																						
利息費用	61百万円																																																						
期待運用収益	△ 20百万円																																																						
共済会 企業年金資産	△ 33百万円																																																						
数理計算上の差異の戻入処理額	△ 84百万円																																																						
臨時に支払った割増退職金	59百万円																																																						
退職給付費用	483百万円																																																						
勤務費用	489百万円																																																						
利息費用	60百万円																																																						
期待運用収益	△ 20百万円																																																						
共済会 企業年金資産	△ 36百万円																																																						
数理計算上の差異の戻入処理額	△ 92百万円																																																						
臨時に支払った割増退職金	43百万円																																																						
退職給付費用	445百万円																																																						
<p>(6) 年金資産の主な内訳</p> <p>①共済会</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">59.68%</td> </tr> <tr> <td>退職年金共済預け金</td> <td style="text-align: right;">40.32%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> </tr> </table> <p>②企業年金資産</p> <table border="0"> <tr> <td>債券</td> <td style="text-align: right;">34.08%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td style="text-align: right;">50.33%</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td style="text-align: right;">1.22%</td> </tr> <tr> <td>その他短期資金等</td> <td style="text-align: right;">14.37%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> </tr> </table>	預金	59.68%	退職年金共済預け金	40.32%	合計	100.00%	債券	34.08%	株式	50.33%	不動産	1.22%	その他短期資金等	14.37%	合計	100.00%	<p>(6) 年金資産の主な内訳</p> <p>①共済会</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">58.73%</td> </tr> <tr> <td>退職年金共済預け金</td> <td style="text-align: right;">41.27%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> </tr> </table> <p>②企業年金資産</p> <table border="0"> <tr> <td>債券</td> <td style="text-align: right;">44.87%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td style="text-align: right;">39.02%</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td style="text-align: right;">1.22%</td> </tr> <tr> <td>その他短期資金等</td> <td style="text-align: right;">14.89%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> </tr> </table>	預金	58.73%	退職年金共済預け金	41.27%	合計	100.00%	債券	44.87%	株式	39.02%	不動産	1.22%	その他短期資金等	14.89%	合計	100.00%																						
預金	59.68%																																																						
退職年金共済預け金	40.32%																																																						
合計	100.00%																																																						
債券	34.08%																																																						
株式	50.33%																																																						
不動産	1.22%																																																						
その他短期資金等	14.37%																																																						
合計	100.00%																																																						
預金	58.73%																																																						
退職年金共済預け金	41.27%																																																						
合計	100.00%																																																						
債券	44.87%																																																						
株式	39.02%																																																						
不動産	1.22%																																																						
その他短期資金等	14.89%																																																						
合計	100.00%																																																						
<p>(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。</p>	<p>(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。</p>																																																						
<p>(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>①退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>②割引率</td> <td style="text-align: right;">0.69%</td> </tr> <tr> <td>③長期期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">共済会 0.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">企業年金資産 2.00%</td> </tr> </table>	①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	②割引率	0.69%	③長期期待運用収益率	共済会 0.50%		企業年金資産 2.00%	<p>(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>①退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>②割引率</td> <td style="text-align: right;">1.72%</td> </tr> <tr> <td>③長期期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">共済会 0.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">企業年金資産 2.00%</td> </tr> </table>	①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	②割引率	1.72%	③長期期待運用収益率	共済会 0.50%		企業年金資産 2.00%																																						
①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																						
②割引率	0.69%																																																						
③長期期待運用収益率	共済会 0.50%																																																						
	企業年金資産 2.00%																																																						
①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																						
②割引率	1.72%																																																						
③長期期待運用収益率	共済会 0.50%																																																						
	企業年金資産 2.00%																																																						
<p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は93百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。</p> <p>令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は738百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。</p>	<p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は91百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。</p> <p>令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は639百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。</p>																																																						
<p>(税効果会計の適用に関する注記)</p> <p>1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産 <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">893百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金</td> <td style="text-align: right;">201百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">167百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,519百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△ 132百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,387百万円</td> </tr> </table> 繰延税金負債 <table border="0"> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">551百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">171百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する「除去費用」</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">734百万円</td> </tr> </table> 繰延税金資産純額 653百万円 	退職給付引当金	893百万円	特例業務負担金引当金	201百万円	賞与引当金	145百万円	減損損失	59百万円	資産除去債務	52百万円	その他	167百万円	繰延税金資産小計	1,519百万円	評価性引当額	△ 132百万円	繰延税金資産合計	1,387百万円	その他有価証券評価差額金	551百万円	固定資産圧縮積立金	171百万円	資産除去債務に対応する「除去費用」	12百万円	繰延税金負債合計	734百万円	<p>(税効果会計の適用に関する注記)</p> <p>1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産 <table border="0"> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1,558百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">961百万円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">135百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">134百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,068百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△ 132百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">2,936百万円</td> </tr> </table> 繰延税金負債 <table border="0"> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">175百万円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">88百万円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する「除去費用」</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">273百万円</td> </tr> </table> 繰延税金資産純額 2,662百万円 	その他有価証券評価差額金	1,558百万円	退職給付引当金	961百万円	特例業務負担金引当金	178百万円	賞与引当金	135百万円	資産除去債務	53百万円	減損損失	47百万円	その他	134百万円	繰延税金資産小計	3,068百万円	評価性引当額	△ 132百万円	繰延税金資産合計	2,936百万円	固定資産圧縮積立金	175百万円	前払年金費用	88百万円	資産除去債務に対応する「除去費用」	8百万円	繰延税金負債合計	273百万円
退職給付引当金	893百万円																																																						
特例業務負担金引当金	201百万円																																																						
賞与引当金	145百万円																																																						
減損損失	59百万円																																																						
資産除去債務	52百万円																																																						
その他	167百万円																																																						
繰延税金資産小計	1,519百万円																																																						
評価性引当額	△ 132百万円																																																						
繰延税金資産合計	1,387百万円																																																						
その他有価証券評価差額金	551百万円																																																						
固定資産圧縮積立金	171百万円																																																						
資産除去債務に対応する「除去費用」	12百万円																																																						
繰延税金負債合計	734百万円																																																						
その他有価証券評価差額金	1,558百万円																																																						
退職給付引当金	961百万円																																																						
特例業務負担金引当金	178百万円																																																						
賞与引当金	135百万円																																																						
資産除去債務	53百万円																																																						
減損損失	47百万円																																																						
その他	134百万円																																																						
繰延税金資産小計	3,068百万円																																																						
評価性引当額	△ 132百万円																																																						
繰延税金資産合計	2,936百万円																																																						
固定資産圧縮積立金	175百万円																																																						
前払年金費用	88百万円																																																						
資産除去債務に対応する「除去費用」	8百万円																																																						
繰延税金負債合計	273百万円																																																						

《令和5年度注記表》	《令和6年度注記表》																														
<p>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・ 法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">27.31%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（調整）</td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.23%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△ 3.64%</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△ 1.30%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">0.11%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.71%</td> </tr> </table>	・ 法定実効税率	27.31%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.64%	評価性引当額の増減	△ 1.30%	その他	0.11%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.71%	<p>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・ 法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">27.31%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（調整）</td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.01%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△ 3.56%</td> </tr> <tr> <td> 法人税等の税額控除</td> <td style="text-align: right;">△ 1.13%</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△ 0.08%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△ 0.46%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.09%</td> </tr> </table> <p>(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額</p> <p>防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年度以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.31%から28.02%に変更されました。その結果、繰延税金資産が61百万円増加し、その他有価証券評価差額金が39百万円増加し、法人税等調整額が21百万円減少しています。</p>	・ 法定実効税率	27.31%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.56%	法人税等の税額控除	△ 1.13%	評価性引当額の増減	△ 0.08%	その他	△ 0.46%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.09%
・ 法定実効税率	27.31%																														
（調整）																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23%																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.64%																														
評価性引当額の増減	△ 1.30%																														
その他	0.11%																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.71%																														
・ 法定実効税率	27.31%																														
（調整）																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.56%																														
法人税等の税額控除	△ 1.13%																														
評価性引当額の増減	△ 0.08%																														
その他	△ 0.46%																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.09%																														
<p>（収益認識に関する注記）</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p>	<p>（収益認識に関する注記）</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p>																														

(4) 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	総代会承認日 令和6年6月26日	総代会承認日 令和7年6月20日
当期末処分剰余金	3,401	3,654
剰余金処分額	2,389	2,617
出資配当金	177	176
任意積立金	2,212	2,441
うち災害対策積立金	500	500
うち柑橘振興積立金	4	25
うち馬鈴薯振興積立金	8	16
うち特別積立金	1,700	1,900
次期繰越剰余金	1,011	1,036

- (注) ① 出資配当率は、P. 43に記載しています。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算を行っています。
 ② 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が各年度含まれています。
 ③ 目的積立金の内容は次のとおりです。

(単位:百万円)

名 称	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取 崩 基 準	剰余金処分後積立額
営農指導振興積立金	組合の経営基盤を強化し、営農指導事業を安定的に継続していくとともに、地域農業振興と組合員の農業経営への支援を図るために積み立てる。	3,000	毎事業年度の当期剰余金の100分の20の範囲内で積み立てる。	次の場合に取り崩すことができる。 ①営農指導事業を安定的に継続していくために必要が生じた場合 ②地域農業振興のために支出を要した場合 ③組合員の農業経営への支援のために支出を要した場合	3,000
災害対策積立金	地震等の災害による組合資産の多大な損失等に備えることを目的に積み立てる。	当組合が所有する固定資産と棚卸資産の合計額の3分の1	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	地震等の災害によって次の損失が発生した場合に相当額を取り崩すことができる。 ①固定資産、棚卸資産が被災した場合 ②組合員が被災し、これに対する緊急の支出を行った場合	6,000
施設整備拡充積立金	農協の施設整備拡充に備えることを目的に積み立てる。	3,000	農協が所有する資産の処分による利益並びに毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	農協の施設整備拡充のために支出を要した場合に取り崩すことができる。	3,000
柑橘振興積立金	柑橘事業の振興と生産者の経営安定を推進するとともに、柑橘選果場の円滑な運営を図ることを目的に積み立てる。	300	毎事業年度の当期剰余金の100分の10の範囲内で積み立てる。	柑橘選果場の施設改修等により多額の経費が生じた場合に必要額を取り崩す。	282
馬鈴薯振興積立金	馬鈴薯事業の振興と生産者の経営安定を推進するとともに、馬鈴薯選果場の円滑な運営を図ることを目的に積み立てる。	100	毎事業年度の当期剰余金の100分の10の範囲内で積み立てる。	馬鈴薯選果場の施設改修等により多額の経費が生じた場合に必要額を取り崩す。	107
経営安定化積立金	会計基準の変更、不良債権等資産の償却及び有価証券の価格下落に伴う費用の増加若しくは過年度に遡った会計処理の変更により、利益又は当期末処分剰余金が減少することに対応し、組合経営の健全な発展を図ることを目的に積み立てる。	3,000	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	次の場合に取り崩す。 ①新たな会計基準の採用や会計基準の変更により多額の損失が生じた場合の損失相当額 ②新たな会計基準の採用や会計基準の変更及び過年度に遡った会計処理の変更により当期末処分剰余金が多額に減少した場合の減少相当額 ③債権等資産の償却により多額の損失が生じた場合の損失相当額 ④有価証券の運用により多額の損失が生じた場合の損失相当額 ⑤繰延税金資産の取り崩しにより多額の損失が生じた場合の損失相当額 ⑥コンプライアンスに対する責任を果たすため多額の損失が生じた場合の損失相当額	3,000
情報通信対策積立金	電算機器を含む情報通信機器の新規設置及び更新等の支出に備えることを目的に積み立てる。	2,000	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	電算機器を含む情報通信機器の新規設置及び更新等の支出を要した場合に取り崩すことができる。	2,000
合併記念事業積立金	農協が合併記念事業を行うための支出に備えることを目的に積み立てる。	600	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	農協が行う合併記念事業の支出を要した場合に取り崩すことができる。	600
残留農業等事故対策積立金	残留農業等による事故が発生した場合の支出に備えることを目的に積み立てる。	1,000	毎事業年度の当期剰余金の100分の30の範囲内で積み立てる。	残留農業等による事故のために、組合に多額の支出が発生した場合に取り崩すことができる。	1,000

固定資産圧縮積立金は、課税の繰延を行うことを目的に、税法の基準による限度額を積み立てているものであり、剰余金処分後積立額は451百万円です。

(5) 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 a	26,764	11,666	4,502	8,311	2,263	21	
事業費用 b	12,060	3,609	292	6,413	1,489	255	
事業総利益 (a - b) c	14,704	8,056	4,209	1,897	774	△ 234	
事業管理費 d	11,964	5,738	2,858	1,997	713	656	
(うち人件費) e	7,963	3,642	2,071	1,255	499	495	
(うち減価償却費) f	969	411	224	220	62	50	
※うち共通管理費 g		683	356	220	84	53	△ 1,398
(※うち人件費) h		281	146	90	34	21	△ 575
(※うち減価償却費) i		29	15	9	3	2	△ 61
事業利益 (c - d) j	2,740	2,318	1,351	△ 99	60	△ 891	
事業外収益 k	716	350	182	112	43	27	
※うち共通分 l		350	182	112	43	27	△ 716
事業外費用 m	71	35	18	11	4	2	
※うち共通分 n		35	18	11	4	2	△ 71
経常利益 (j + k - m) o	3,385	2,634	1,515	2	99	△ 866	
特別利益 p	999	488	254	157	60	38	
※うち共通分 q		488	254	157	60	38	△ 999
特別損失 r	1,020	499	260	160	61	38	
※うち共通分 s		499	260	160	61	38	△ 1,020
税引前当期利益 (o + p - r) t	3,363	2,623	1,510	△ 1	98	△ 867	
営農指導事業分配賦額 u		348	186	266	66	△ 867	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (t - u) v	3,363	2,275	1,323	△ 267	32		

令和5年度

(単位：百万円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 a	23,835	8,907	4,703	8,101	2,101	21	
事業費用 b	9,122	898	257	6,277	1,438	250	
事業総利益 (a - b) c	14,713	8,008	4,446	1,823	663	△ 228	
事業管理費 d	12,026	5,562	3,246	1,891	675	650	
(うち人件費) e	8,175	3,567	2,411	1,216	480	499	
(うち減価償却費) f	944	395	247	193	58	49	
※うち共通管理費 g		662	388	202	76	51	△ 1,383
(※うち人件費) h		291	170	89	33	22	△ 607
(※うち減価償却費) i		28	16	8	3	2	△ 60
事業利益 (c - d) j	2,686	2,446	1,199	△ 67	△ 12	△ 879	
事業外収益 k	765	367	215	112	42	28	
※うち共通分 l		366	215	112	42	28	△ 765
事業外費用 m	128	61	36	18	7	4	
※うち共通分 n		61	36	18	7	4	△ 128
経常利益 (j + k - m) o	3,324	2,751	1,379	25	22	△ 855	
特別利益 p	410	196	115	60	22	15	
※うち共通分 q		196	115	60	22	15	△ 410
特別損失 r	652	305	179	108	35	23	
※うち共通分 s		305	179	93	35	23	△ 637
税引前当期利益 (o + p - r) t	3,082	2,643	1,315	△ 22	10	△ 864	
営農指導事業分配賦額 u		345	192	262	63	△ 864	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (t - u) v	3,082	2,297	1,122	△ 285	△ 52		

(注) 事業収益・事業費用(各部門及び合計)は、部門別損益を明らかにするため、部門間取引の相殺前の数値としています。

(脚注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等(g、h、i、l、n、a、s)

各部門の事業総利益割合 + 事業管理費割合 + 稼働職員数割合
3

(2) 営農指導事業(u)

各部門の事業総利益割合 + 営農指導事業の各部門に対する貢献度割合
2

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共通管理費等	令和6年度 48.91%	25.50%	15.75%	6.03%	3.81%	100.00%
	令和5年度 47.92%	28.12%	14.65%	5.56%	3.75%	100.00%
営農指導事業	令和6年度 40.13%	21.49%	30.72%	7.66%		100.00%
	令和5年度 39.97%	22.28%	30.43%	7.32%		100.00%

2. 経営指標

(1) 直近5事業年度の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経常収益	24,996	23,922	23,916	23,835	26,764	
信用事業	8,451	8,398	8,520	8,907	11,666	
共済事業	5,676	5,447	5,078	4,703	4,502	
農業関連事業	8,487	7,866	8,173	8,101	8,311	
生活その他事業	2,362	2,191	2,123	2,101	2,263	
営農指導事業	19	18	19	21	21	
経常利益	3,301	3,379	2,856	3,324	3,385	
当期剰余金	2,381	2,393	2,031	2,351	2,586	
総資産額	1,305,677	1,325,856	1,338,426	1,362,759	1,364,595	
貸出金残高	209,752	214,806	218,601	219,954	226,679	
有価証券残高	105,590	120,610	130,501	131,294	142,561	
貯金等残高	1,208,805	1,228,201	1,241,942	1,262,630	1,265,295	
純資産額	79,109	80,423	79,754	84,338	81,255	
出資金残高	3,653	3,629	3,605	3,576	3,553	
(出資口数)	(3,653千口)	(3,629千口)	(3,605千口)	(3,576千口)	(3,553千口)	
単体自己資本比率	17.70%	18.11%	18.44%	18.64%	19.14%	
職員数	1,354人	1,340人	1,319人	1,279人	1,230人	
出資配当	配当率	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%	5.00%
	配当金額	181	180	179	177	176

- (注) ① 「経常収益」は、損益計算書上の各事業の事業収益の合計と一致します。
 ② 「当期剰余金」は銀行等の当期利益に相当するものです。
 ③ 「信託業務」の取扱は行っていません。
 ④ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農水省告示第2号）」に基づき算出しています。
 ⑤ 「職員数」に期末退職者は含んでいません。

(2) 事業粗利益

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
事業粗利益	14,894	12,758
事業粗利益率	1.07%	0.92%
信用事業粗利益	7,931	6,002
信用事業粗利益率	0.61%	0.46%

- (注) ① 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
 ② 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 ③ 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）＋金銭の信託運用見合費用
 ④ 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

(3) 事業純益

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
事業純益	2,864	794
実質事業純益	2,868	794
コア事業純益	2,848	2,780
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	2,848	2,780

- (注) ① 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
 ② 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 ③ コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 ④ コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

(4) 利益率

項目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.24%	0.24%
資本経常利益率	4.12%	4.09%
総資産当期純利益率	0.17%	0.19%
資本当期純利益率	2.92%	3.13%

- (注) ① 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（平均残高）×100
 ② 資本経常利益率＝経常利益÷純資産（平均残高）×100
 ③ 総資産当期純利益率＝当期剰余金÷総資産（平均残高）×100
 ④ 資本当期純利益率＝当期剰余金÷純資産（平均残高）×100

3. 信用事業の状況

(1) 主な指標等の状況

① 貯貸率及び貯証率の状況

項 目		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期末残高	17.42%	17.91%	0.49 _{ポイント}
	期中平残	17.20%	17.58%	0.38 _{ポイント}
貯証率	期末残高	10.39%	11.26%	0.87 _{ポイント}
	期中平残	10.25%	10.37%	0.12 _{ポイント}

(注) 貯貸率とは貯金に対する貸出金の割合を表したもので、貯証率とは貯金に対する有価証券の割合を表したものです。

② 信用事業収支の状況

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	増 減
信用事業収益		8,907	11,666	2,758
	(うち資金運用収益)	(7,904)	(8,676)	(772)
	(うち役務取引等収益)	(295)	(314)	(18)
	(うちその他事業直接収益)	(19)	(—)	(△ 19)
	(うちその他経常収益)	(688)	(2,675)	(1,986)
信用事業費用		898	3,609	2,710
	(うち資金調達費用)	(165)	(874)	(709)
	(うち役務取引等費用)	(122)	(127)	(5)
	(うちその他事業直接費用)	(—)	(1,986)	(1,986)
	(うちその他経常費用)	(611)	(620)	(9)
差引信用事業総利益		8,008	8,056	48

③ 資金運用・調達の状況

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	増 減
運用	平均残高	1,301,041	1,294,497	△ 6,544
	受取利息	7,904	8,676	772
	利回り	0.60%	0.67%	0.07 _{ポイント}
調達	平均残高	1,273,199	1,263,528	△ 9,670
	支払利息	165	874	709
	利回り	0.01%	0.06%	0.05 _{ポイント}
利ざや		0.59%	0.61%	0.02 _{ポイント}

(注) ① 運用とは預金・貸出金・有価証券等の合計額を、調達とは貯金・定期積金・借入金等の合計額を指します。

② 受取利息とは預金・貸出金・有価証券等の利息、支払利息とは貯金・定期積金・借入金等の利息の合計額を指します。

③ 預金利息は受取事業分量配当金を含めています（以下同様）。

④ 利ざや＝運用利回り－調達利回り

④ 総資金利ざや

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
運用利回り	0.60%	0.67%	0.07 _{ポイント}
資金調達原価率	0.39%	0.46%	0.07 _{ポイント}
総資金利ざや	0.21%	0.21%	0.00 _{ポイント}

(注) ① 総資金利ざや＝運用利回り－資金調達原価率

② 資金調達原価率＝調達利回り＋（信用部門の事業管理費÷調達資金平均残高）×100
（信用事業の事業管理費は、部門別損益計算書の信用部門の共通管理費配賦前の額）

⑤ 受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受取利息	31	772
(うち預金利息)	(119)	(459)
(うち有価証券利息配当金)	(171)	(217)
(うち貸出金利息)	(20)	(94)
(うちその他受入利息)	(0)	(0)
支払利息	23	709
(うち貯金利息)	(23)	(703)
(うち給付補填備金繰入)	(2)	(0)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(6)
差引	7	63

(注) 各欄には前年度に対する増減額を記載しています。

⑥ 役務取引等収支の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
役務取引等収益	295	314	18
(うち受入為替手数料)	(115)	(121)	(6)
(うちその他信用手数料)	(180)	(192)	(12)
役務取引等費用	122	127	5
(うち支払為替手数料)	(44)	(44)	(0)
(うちその他役務取引費用)	(77)	(83)	(5)
差引役務取引等収支	173	186	13

⑦ その他事業直接収支の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
その他事業直接収益	19	—	△ 19
(うち国債等債券売却益)	(19)	(—)	(△ 19)
その他事業直接費用	—	1,986	1,986
(うち国債等債券売却損)	(—)	(1,986)	(1,986)
差引その他事業直接収支	19	△ 1,986	△ 2,005

⑧ その他経常収支の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
その他経常収益	688	2,675	1,986
(うち株式等売却益)	(361)	(2,559)	(2,198)
(うち信用雑収入)	(327)	(115)	(△ 211)
その他経常費用	611	620	9
(うち信用雑費用)	(619)	(617)	(△ 2)
差引その他経常収支	77	2,054	1,977

⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	令和6年3月31日				令和7年3月31日			
	債権額	保 全 額			債権額	保 全 額		
		担保・保証	引当金	合計		担保・保証	引当金	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	806	422	383	806	891	504	386	891
危険債権	193	193	—	193	193	192	1	193
要管理債権	148	148	1	149	139	139	1	141
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	148	148	1	149	139	139	1	141
小計	1,148	764	385	1,150	1,224	836	389	1,226
正常債権	218,926				225,566			
合計	220,075				226,790			

(注) 用語の説明

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(iii) 要管理債権

(iv)「三月以上延滞債権」と(v)「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

(iv) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいいます。

(v) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再生又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(vi) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	59	63		59	63	63	62		63	62
個別貸倒引当金	395	383	—	395	383	383	387	—	383	387
合計	454	446	—	454	446	446	450	—	446	450

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

(2) 貸出金等の状況

① 貸出金種類別平均残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
手形貸付金	71	0.0%	66	0.0%
証書貸付金	214,192	97.9%	217,501	97.9%
当座貸越	4,664	2.1%	4,562	2.1%
割引手形	—	—	—	—
合 計	218,928	100.0%	222,130	100.0%

② 固定金利・変動金利別残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月31日		令和7年3月31日	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
固定金利	30,830	14.0%	28,063	12.4%
変動金利	189,123	86.0%	198,616	87.6%
合 計	219,954	100.0%	226,679	100.0%

③ 運転資金・設備資金別残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月31日		令和7年3月31日	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
運転資金	10,879	4.9%	10,946	4.8%
設備資金	209,074	95.1%	215,733	95.2%
合 計	219,954	100.0%	226,679	100.0%

(注) 運転資金には当座貸越を含んでいます。

④ 業種別貸出金残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

業 種	令和6年3月31日		令和7年3月31日	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
農業・事業関連	76,480	34.8%	77,505	34.2%
農業	5,967	2.7%	5,677	2.5%
林業	—	—	—	—
水産業	59	0.0%	31	0.0%
製造業	1,247	0.6%	1,111	0.5%
鉱業	33	0.0%	30	0.0%
建設業	2,790	1.3%	2,411	1.1%
不動産業	57,304	26.1%	59,776	26.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	222	0.1%	218	0.1%
運輸・通信業	572	0.3%	501	0.2%
卸売・小売・飲食業	415	0.2%	363	0.2%
サービス業	2,470	1.1%	2,214	1.0%
金融・保険業	478	0.2%	450	0.2%
地方公共団体	454	0.2%	291	0.1%
その他	4,462	2.0%	4,426	1.9%
住宅・生活関連、その他	143,474	65.2%	149,173	65.8%
合 計	219,954	100.0%	226,679	100.0%

(注) 業種は主たる業種としています。残高及び構成比には主たる業種以外の業種に対する貸出金を含んでいます。

⑤ 債務保証の状況

該当する取引はありません。

⑥ 担保別貸出金残高の内訳

(単位：百万円)

種 類	令和6年3月31日	令和7年3月31日
担保	81,999	83,326
定期貯金・定期積金	10,707	10,150
不動産	70,182	72,128
有価証券	—	—
その他	1,109	1,047
機関保証	136,283	142,106
信用その他	1,671	1,246
合 計	219,954	226,679

- (注) ① 2種類以上の担保を取得している貸出金については、換価しやすい担保に残高を集約しております。
 ② ひとつの貸出金で、不動産担保及び機関保証を付保している場合は、機関保証のみに記載しています。
 ③ 機関保証とは、農業信用基金協会、信用保証協会等による保証です。
 ④ 信用その他には個人保証貸出が含まれています。

⑦ 営農類型・資金種類別残高

a. 営農類型別残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年3月31日	令和7年3月31日
農業	4,677	4,632
穀作	151	155
野菜・園芸	2,207	2,217
果樹・樹園農業	687	633
工芸作物	144	141
養豚・肉牛・酪農	361	347
養鶏・鶏卵	—	—
その他農業	1,124	1,136
農業関連団体等	—	—
合 計	4,677	4,632

- (注) ① 開示の対象となる貸出金は、農業者・農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 ② 複合経営で主たる作物等が明確に位置づけられない者や農業所得が従である農業者、土地改良区等は「その他農業」に含んでいます。
 ③ 「農業関連団体等」にはＪＡ等の子会社や他のＪＡ等が含まれますが、主たる作物等が明確に位置づけられる場合には該当する作物に含めています。

b. 資金種類別残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年3月31日	令和7年3月31日
プロパー資金	3,412	3,509
農業制度資金	1,264	1,123
農業近代化資金	699	559
その他制度資金	564	563
合 計	4,677	4,632

- (注) ① プロパー資金は、当ＪＡ独自の貸出金です。
 ② 農業制度資金は、地方公共団体が当ＪＡを通じて融資するものや地方公共団体の利子補給を受ける貸出金です。

⑧ 農業関係の受託貸付金残高

該当する取引はありません。

(3) 貯金の状況

① 貯金種別平均残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性貯金	534,764	42.0%	550,551	43.6%
当座貯金	995	0.1%	861	0.1%
普通貯金	532,366	41.8%	548,296	43.4%
貯蓄貯金	834	0.1%	808	0.1%
別段貯金	568	0.0%	584	0.0%
定期性貯金	737,928	58.0%	712,488	56.4%
定期貯金	725,186	57.0%	701,540	55.5%
定期積金	12,742	1.0%	10,948	0.9%
合 計	1,272,693	100.0%	1,263,040	100.0%

② 定期貯金区分別残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月31日		令和7年3月31日	
	残 高	構成比	残 高	構成比
固定金利	707,590	100.0%	699,451	100.0%
変動金利	71	0.0%	65	0.0%
合 計	707,662	100.0%	699,516	100.0%

(4) 有価証券等の状況

① 有価証券種類別平均残高（構成比）の状況

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	77,732	59.6%	83,962	64.1%
地方債	9,451	7.2%	4,544	3.5%
社債	31,908	24.5%	30,137	23.0%
株式	11,408	8.7%	12,367	9.4%
合 計	130,501	100.0%	131,012	100.0%

(注) 政府保証債、金融債、短期社債、投資証券、外国株式、外国債券、貸付有価証券は保有しておりません。

② 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	区 分	令和6年3月31日	令和7年3月31日
国債	1年以下	—	—
	1年超 3年以下	—	15,943
	3年超 5年以下	—	2,984
	5年超10年以下	1,637	12,762
	10年超	69,454	58,936
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	71,091	90,627
地方債	1年以下	—	—
	1年超 3年以下	—	—
	3年超 5年以下	—	1,400
	5年超10年以下	1,400	—
	10年超	6,516	1,156
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	7,916	2,556
社債	1年以下	800	900
	1年超 3年以下	1,713	4,087
	3年超 5年以下	101	300
	5年超10年以下	5,258	6,771
	10年超	21,467	16,499
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	29,341	28,559
株式	1年以下	—	—
	1年超 3年以下	—	—
	3年超 5年以下	—	—
	5年超10年以下	—	—
	10年超	—	—
	期間の定めのないもの	22,944	20,818
	小 計	22,944	20,818
合 計		131,294	142,561

③ 有価証券の時価情報

a. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	令和6年3月31日					令和7年3月31日				
	貸借対照表 価額	時価	差額		貸借対照表 価額	時価	差額			
			うち益	うち損			うち益	うち損		
債券	5,615	5,144	△ 470	56	526	5,609	4,870	△ 739	—	739

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価によっています。

b. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	令和6年3月31日					令和7年3月31日				
	償却原価	貸借対照表 価額	評価差額		償却原価	貸借対照表 価額	評価差額			
			うち益	うち損			うち益	うち損		
債券	111,080	102,734	△ 8,345	607	8,953	130,839	116,133	△ 14,705	68	14,774
株式	12,581	22,944	10,363	10,363	—	11,674	20,818	9,143	9,143	—
合計	123,661	125,679	2,017	10,971	8,953	142,514	136,952	△ 5,561	9,212	14,774

(注) 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価によっています。

c. 時価のない主な有価証券の内容

(単位：百万円)

種類	貸借対照表価額	
	令和6年3月31日	令和7年3月31日
子会社株式	89	89
その他有価証券	39,759	39,759
系統機関出資金	39,367	39,367
系統機関外出資金	392	392

(注) 上記の有価証券残高には外部出資金残高を含めて記載しています。

④ 金銭の信託の状況

該当する取引はありません。

⑤ 商品有価証券の種類別平均残高の状況

該当する取引はありません。

⑥ 公共債の窓口販売実績

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度
国債窓口販売実績	485	1,300

⑦ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引の状況

該当する取引はありません。

(5) その他の信用事業の状況

内国為替取扱件数及び金額

(単位：百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	218,633件	1,371,822件	222,624件	1,385,150件
	金 額	204,382	367,728	204,605	354,501
代金取立為替	件 数	13件	11件	4件	7件
	金 額	57	21	14	70
雑為替	件 数	23,855件	23,243件	21,403件	20,948件
	金 額	148,853	218,867	112,645	190,920
合 計	件 数	242,501件	1,395,076件	244,031件	1,406,105件
	金 額	353,292	586,617	317,265	545,492

4. 共済事業の状況

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
生 命 系	終身共済	81,579	773,763	80,441	731,913
	定期生命共済	3,361	48,448	3,502	50,743
	養老生命共済	27,121	161,420	24,792	139,120
	(うちこども共済)	20,328	86,905	19,509	80,212
	医療共済	48,442	46,241	47,579	42,181
	がん共済	16,312	1,116	16,046	1,070
	定期医療共済	1,703	5,676	1,569	5,212
	介護共済	6,305	12,966	6,593	13,186
	認知症共済	998		1,305	
	生活障害共済	3,572		3,613	
	特定重度疾病共済	4,622		5,535	
	年金共済	46,352	1,067	44,287	983
建物更生共済	122,143	2,253,637	119,733	2,236,566	
合 計	362,510	3,304,337	354,995	3,220,978	

(注) ① 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を記載しています。

② 平成5年度以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医療共済	48,442	1,841	47,579	2,107
がん共済	16,312	102	16,046	100
定期医療共済	1,703	8	1,569	7
合 計	66,457	305	65,194	286
		1,841		2,107

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済	6,305	21,801	6,593	22,511
認知症共済	998	2,618	1,305	3,378
生活障害共済（一時金型）	2,337	22,573	2,328	22,452
生活障害共済（定期年金型）	1,235	1,262	1,285	1,309
特定重度疾病共済	4,622	5,476	5,535	6,545

(注) 介護共済の金額は介護共済金額、認知症共済の金額は認知症共済金額、生活障害共済の金額は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済の金額は特定重度疾病共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前	34,615	26,114	33,099	24,745
年金開始後	11,737	6,808	11,188	6,489
合 計	46,352	32,923	44,287	31,234

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金にあっては最低保証年金額）を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	2,201	29,893	25	2,089	28,466	23
自動車共済	47,372		2,268	47,219		2,272
傷害共済	1,814	5,097	5	1,551	4,095	4
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	1	4	0	—	—	—
賠償責任共済	1,281		2	1,166		3
自賠責共済	17,491		293	17,880		300
合 計	70,160		2,595	69,905		2,604

(注) 金額は保障金額を記載しています。

(6) JA共済の仕組み

JA共済は農業協同組合法に基づき、JA・全国共済農業協同組合連合会の2段階でそれぞれ機能分担しながら加入者の皆様の負託に応えられるよう、責任をもって事業を行っています。

その中で、万が一事故が発生した場合や共済契約が満期を迎えた場合などに当JAが負うことになります共済責任につきましては、当JAと全国共済農業協同組合連合会とが共同で負担する事により、万全を期しています。

5. その他の事業の状況

(1) 購買事業の状況

(単位：百万円)

種 類	購 買 品 取 扱 高		種 類	購 買 品 取 扱 高			
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度		
生 産 資 材	飼料	416	376	生 活 資 材	購買米	38	46
	肥料	1,159	1,171		食料品	112	100
	農薬	973	1,100		衣料品	31	26
	保温資材	301	414		耐久消費財	102	106
	包装資材	1,195	1,132		日用品	56	53
	農業機械	542	571		LPガス	309	339
	石油類（生産）	38	47		石油類（生活）	4	5
	家畜	301	276		葬祭	1,388	1,510
	その他	385	394		小 計	2,044	2,190
	小 計	5,314	5,485		合 計	7,358	7,676

(2) 販売事業の状況

(単位：百万円)

品 目	販 売 品 取 扱 高		品 目	販 売 品 取 扱 高			
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度		
農 産 園 芸 品	ねぎ	2,722	2,965	果 樹	温州みかん	2,168	2,413
	チンゲンサイ	1,569	1,730		梨	151	143
	たまねぎ	1,729	1,434		柿	156	99
	馬鈴薯	771	1,017		ぶどう	58	56
	セルリー	729	797		その他	142	153
	小松菜	589	715		小 計	2,678	2,866
	みつば	551	588	畜 産 物	豚枝肉	1,178	1,270
	その他	3,678	3,586		牛枝肉	774	844
	小 計	12,341	12,834		生乳	464	299
					その他	48	32
花 き	菊	903	842	小 計	2,466	2,447	
	ガーベラ	738	738	ファーマーズマーケット	2,697	2,962	
	こでまり	216	203	合 計	23,354	24,115	
	クルクマ	150	133				
	その他	1,162	1,084				
小 計	3,171	3,003					

(3) 加工事業の状況

(単位：百万円)

種 類	製 品 取 扱 高	
	令和5年度	令和6年度
花束	75	80
茶	41	39
合 計	117	120

(4) 指導事業の状況

(単位：百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度		
	収入	支出	収入	支出	
指導事業補助金	0	-			
実費収入	20	21			
合 計	21	21			
			営農改善費	144	155
			(うち農業振興助成事業)	(39)	(83)
			教育情報費	77	72
			生活文化事業費	28	27
			合 計	250	255

6. 自己資本の充実の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和7年3月末の当JAの自己資本比率は、19.14%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当JAの自己資本は、組合員の皆様からの出資や事業運営の結果による剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	当JA
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,553百万円（前年度3,576百万円）

(注) ① 普通出資のうち11百万円（前年度12百万円）は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当JAで取得しており、この額はコア資本に不算入としています。

② 当JAには普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。

当JAでは、自己資本比率算出要領を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク等の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	82,694	85,082
うち、出資金及び資本準備金の額	3,576	3,553
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	79,308	81,717
うち、外部流出予定額 (△)	177	176
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12	△ 11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63	62
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63	62
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	82,757	85,144
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	38	25
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	38	25
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	228
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	38	253
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	82,718	84,891
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	416,194	428,981
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,357	14,389
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	443,552	443,371
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	18.64%	19.14%

(注) ① 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
 ② 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 ③ 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	2,981	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,849	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,378	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,604	260	10
我が国の政府関係機関向け	4,570	457	18
地方三公社向け	1,403	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	945,040	189,008	7,560
法人等向け	25,606	11,824	472
中小企業等向け及び個人向け	52,269	28,302	1,132
抵当権付住宅ローン	101,122	34,840	1,393
不動産取得等事業向け	4,834	4,728	189
三月以上延滞等	206	191	7
取立未済手形	163	32	1
信用保証協会等による保証付	53,267	5,276	211
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	1	—	—
出資等	14,147	14,147	565
（うち出資等のエクスポート）	14,147	14,147	565
（うち重要な出資のエクスポート）	—	—	—
上記以外	68,278	127,083	5,083
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート）	38,283	95,709	3,828
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート）	1,219	3,047	121
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポート）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポート）	28,776	28,326	1,133
証券化	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—
（うち非 S T C 適用分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（Δ）	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポート 計	1,361,727	416,194	16,647
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポート	—	—	—
合 計 （ 信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 ）	1,361,727	416,194	16,647
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	27,357		1,094
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	443,552		17,742

(注) ① 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
 ② 「エクスポート」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当JAには、オフ・バランス取引及び派生商品取引はありません。）
 ③ 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
 ④ 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。
 ⑤ 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 ⑥ 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 ⑦ 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \times \text{直近3年間の合計額}}{\text{粗利益（正の値に限る）} \times 15\%} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	2,946	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	101,717	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,182	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,603	160	6
我が国の政府関係機関向け	2,168	216	8
地方三公社向け	800	20	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	927,597	185,519	7,420
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	200	8
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	28,915	12,729	509
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32,175	13,339	533
（うちトラランザクター向け）	133	59	2
不動産関連向け	131,344	75,289	3,011
（うち自己居住用不動産等向け）	70,030	33,812	1,352
（うち賃貸用不動産向け）	61,242	41,400	1,656
（うち事業用不動産関連向け）	70	75	3
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	825	522	20
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	300	296	11
取立未済手形	99	19	0
信用保証協会等による保証付	59,659	5,916	236
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	1	—	—
株式等	13,240	13,240	529
上記以外	62,481	121,711	4,868
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	38,283	95,709	3,828
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,202	3,006	120
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	22,995	22,995	919
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー 計	1,369,060	428,981	17,159
CVARリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	1,369,060	428,981	17,159
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	14,389	575
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） 合計 a	443,371	17,734

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,389
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	575
B I	9,593
B I C	1,151

- (注) ① 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 ② 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 ③ 「証券化」とは、融資にかかると信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに分散化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 ④ 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 ⑤ オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(3) 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付け等は次のとおりです。

- a. リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- b. リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適合格付機関の格付けまたはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分	令和5年度				令和6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	
	う	ち	う		ち	う	ち		
	貸出金等	債	券		貸出金等	債	券		
法人	農業	1,807	1,757	—	—	1,780	1,730	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	10,984	2	7,327	—	10,147	25	7,177	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	9,981	5,888	3,412	—	8,894	5,506	2,707	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,115	110	1,501	—	2,127	122	1,501	—
	運輸・通信業	10,905	230	8,287	—	11,251	225	8,504	—
	金融・保険業	995,331	—	8,715	—	978,292	—	9,511	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,498	1,907	2,326	—	5,354	1,767	2,325	—
	日本国政府・地方公共団体	85,227	454	84,769	—	104,900	291	104,606	—
	上記以外	2,000	—	491	—	1,889	91	291	29
	個人	209,746	209,704	—	206	217,289	217,249	—	1,095
その他	28,127	—	—	—	27,131	—	—	—	
業種別残高計	1,361,727	220,054	116,831	206	1,369,060	227,009	136,625	1,125	
残存期間別残高計	1年以下	934,027	4,568	803		919,494	4,373	906	
	1年超 3年以下	5,690	3,969	1,721		22,988	3,879	19,108	
	3年超 5年以下	5,943	5,841	102		11,614	5,910	5,703	
	5年超 7年以下	12,827	7,428	5,398		14,246	7,149	7,096	
	7年超 10年以下	14,800	11,919	2,880		24,625	11,665	12,959	
	10年超	302,268	184,327	105,925		294,437	191,570	90,850	
	期限の定めのないもの	86,168	1,999	—		81,653	2,460	—	
	残存期間別残高計	1,361,727	220,054	116,831		1,369,060	227,009	136,625	

- (注) ① 当JAは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
 ② 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 ③ 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
 ④ 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 ⑤ 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ・重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ・3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	59	63		59	63	63	62		63	62
個別貸倒引当金	419	409	—	419	409	409	412	0	409	412
合 計	478	472	—	478	472	472	474	0	472	474

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	18	—	—	18	—
	個人	419	409	—	419	409	—	409	393	0	409	393
業 種 別 残 高 計	419	409	—	419	409	—	409	412	0	409	412	—

(注) 当JAは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウエイト (%)	令和6年度					リスク・ウエイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	2,946	—	2,946	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	101,717	—	101,717	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,182	—	3,182	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	1,603	—	1,603	—	160	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,168	—	2,168	—	216	10
地方三公社向け	20	800	—	800	—	20	3
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	927,597	—	927,597	—	185,519	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	1,000	—	1,000	—	200	20
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	28,915	—	28,653	—	12,729	44
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	31,935	2,402	23,083	240	13,339	57
（うちトラザクター向け）	45	—	1,332	—	133	59	45
不動産関連向け	20~150	131,344	—	129,680	—	75,289	58
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	70,030	—	69,420	—	33,812	49
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	61,242	—	60,197	—	41,400	69
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	70	—	63	—	75	120
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	416	0	412	0	522	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	296	—	296	—	296	100
取立未済形	20	99	—	99	—	19	20
信用保証協会等による保証付	0~10	59,659	—	59,159	—	5,916	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	1	—	1	—	—	—
株式等	250~400	13,240	—	13,240	—	13,240	100
上記以外	100~1250	62,481	—	62,481	—	121,711	195
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	38,283	—	38,283	—	95,709	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	1,202	—	1,202	—	3,006	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	22,995	—	22,995	—	22,995	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	428,981	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

◎ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	101,717	-	-	-	-	-	101,717							
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-							
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	3,182	-	-	-	-	-	-	3,182						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	1,603	-	-	-	-	-	1,603						
我が国の政府関係機関向け	-	2,168	-	-	-	-	-	2,168						
地方三公社向け	700	-	100	-	-	-	0	800						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	927,593	3	-	-	-	-	-	0	927,597					
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,000	-	-	-	-	-	-	-	1,000					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	7,541	18,905	-	-	-	1,768	-	-	437	28,653				
(うち、特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-							
株式等	-	-	13,240	-	-	-	13,240							
	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	133	11,527	241	11,421	23,323									
(うち、トランザクター向け)	133	-	-	-	133									
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け (うち、自己居住用不動産等向け)	-	-	-	-	45,631	-	-	-	-	-	-	23,788	1	69,420
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け (うち、賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	52,712	-	-	3,229	4,254	0	60,197		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け (うち、事業用不動産関連向け)	23	-	-	-	-	39	63							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け (うち、その他不動産関連向け)	-	-	-											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け (うち、ADC向け)	-	-	-	-										
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	76	29	302	3	412									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	296	-	-	296									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,946	-	-	-	-	2,946								
取立未済手形	-	-	99	-	-	99								
信用保証協会等による保証付	-	59,158	-	-	1	59,159								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-								
共済約款貸付	1	-	-	-	-	1								

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		
		格 付 あ り	格 付 な し	合 計
信 勤 用 リ 案 ス ク 後 削 減 残 効 果 高	リスク・ウエイト 0%	—	102,468	102,468
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	59,943	59,943
	リスク・ウエイト 20%	5,933	951,531	957,464
	リスク・ウエイト 35%	—	99,820	99,820
	リスク・ウエイト 50%	16,548	45	16,594
	リスク・ウエイト 75%	—	36,178	36,178
	リスク・ウエイト 100%	—	49,698	49,698
	リスク・ウエイト 150%	—	55	55
	リスク・ウエイト 250%	—	39,502	39,502
その他	—	—	—	
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	
合 計	22,482	1,339,244	1,361,727	

- (注) ① 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 ② 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 ③ 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
 ④ 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウエイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウエイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	1,170,612	—	—	1,160,509
40% ～ 70%	73,207	1,332	10%	72,455
75%	35,352	1,046	10%	35,315
80%	—	0	10%	0
85%	3,248	—	—	3,196
90% ～ 100%	2,394	0	13%	2,336
105% ～ 130%	3,248	—	—	3,229
150%	4,610	0	10%	4,596
250%	13,240	—	—	13,240
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	10	23	10%	4
合 計	1,305,926	2,402	10%	1,294,884

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウエイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が付与されているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、a. 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、b. 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、c. 自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、d. 貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	1,200
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	534	—
中小企業等向け及び個人向け	854	6,122
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	0
合 計	1,388	7,323

(注) ① 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

② 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

③ 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	700
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	437	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	782	7,432
自己居住用不動産等向け	—	—
賃貸用不動産向け	0	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	1,220	8,136

(注) ① 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

② 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ・重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ・3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

④ 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、P. 9に記載の方法によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDLC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDLC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらをa. 子会社、b. その他有価証券、c. 系統及び系統外出資に区分して管理しています。

- a. 子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- b. その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- c. 系統出資（静岡県信連等のJAグループ等への出資）については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等について、a. 子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。b. その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額について「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上することとしています。c. 系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価 評 価 額	貸借対照表計上額	時 価 評 価 額
上 場	22,944	22,944	20,818	20,818
非 上 場	39,849	39,849	39,849	39,849
合 計	62,794	62,794	60,667	60,667

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
361	—	—	2,559	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
10,363	—	9,143	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社の評価損益等）

該当する取引はありません。

(11) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等に係るリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

a. リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

b. 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、保有残存期間の短縮によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

c. ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクは計測していません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	10,190	7,976	△ 607	△ 612
2	下方パラレルシフト	△ 16,365	△ 10,163	196	592
3	スティープ化	13,012	10,352		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	13,012	10,352	196	592
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	82,718		84,891	

7. 連結情報

(1) JAとびあ浜松グループの概況

JAとびあ浜松グループは当JA、株式会社とびあサービス（子会社）、株式会社とびあふぁー夢（子会社）で構成されています。

(2) 子会社の状況

会社名	株式会社とびあサービス	株式会社とびあふぁー夢
設立年月日	昭和55年3月1日	平成22年7月2日
所在地	浜松市中央区有玉南町1975	浜松市中央区有玉南町1975
主要な事業内容	マーケット 給油所 自動車販売修理 損害保険代理店	農産物の生産・販売 農用地の維持管理・改良 農作業の受託 農業用機械等のリース 農業研修
資本金	40百万円	50百万円
JAとびあ浜松の議決権割合	100%	99.8%
他の子会社の議決権割合	—	—
売上高	4,983百万円	112百万円
当期純利益	58百万円	10百万円

(3) 連結事業の概況

令和6年度の連結決算は、株式会社とびあサービスを連結しています。株式会社とびあふぁー夢は、量的・質的重要性の観点から連結していません。

連結決算の内容は、連結総資産1兆3,648億73百万円、連結純資産831億77百万円、連結事業総利益155億46百万円、連結経常利益34億63百万円、連結当期剰余金26億35百万円となりました。

① JAとびあ浜松

P. 3～P. 4に記載しています。

② 株式会社とびあサービス

店舗部門は、Aコープいなさ店では、一般食品の値上げや米の入荷量不足、天候不順による青果物の高騰など、先行き不透明な状況が続く中での営業となりましたが、商品単価の上昇により取扱高は前期を上回りました。籠盛製造では、葬儀・慶事の簡素化が進みましたが、堅調な実績を積み上げ、取扱高は前期を上回り、店舗部門の取扱高は1,218百万円と前期比102.6%となりました。

燃料部門は、燃料油価格激変緩和対策事業は継続しているものの、補助金額の段階的減少により燃料油価格は上昇したことから、取扱高は前期を上回りました。また、寒波の影響により重油の取扱量が増加したことで、当期取扱高は2,073百万円と前期比で102.6%となりました。

車両部門は、新車販売では、年間を通して順調な受注を維持し、普通自動車の昨年度受注分を含め、納車についても順調に進んだことから、新車販売台数は前期を上回りました。車両整備では、高品質な点検・整備と適切なアドバイスに努め、取扱高は前期を上回り、当期取扱高は1,853百万円と前期比113.3%となりました。

この結果、全体の取扱高は5,145百万円と前期比で106.2%となりました。

(4) 連結財務諸表

① 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日	科 目	令和5年度 令和6年3月31日	令和6年度 令和7年3月31日
< 資 産 の 部 >			< 負 債 の 部 >		
信用事業資産	1,299,188	1,299,620	信用事業負債	1,265,405	1,270,663
現金	3,000	2,959	貯金	1,261,572	1,264,194
預金	943,575	925,865	借入金	500	487
有価証券	131,294	142,561	その他の信用事業負債	3,332	5,982
貸出金	219,954	226,679	共済事業負債	3,176	3,204
その他の信用事業資産	1,810	2,003	共済資金	1,302	1,317
貸倒引当金	△ 446	△ 450	その他の共済事業負債	1,873	1,886
共済事業資産	46	92	経済事業負債	1,959	2,010
経済事業資産	2,801	2,636	経済事業未払金	1,863	1,931
経済事業未収金	2,103	2,016	その他の経済事業負債	96	79
棚卸資産	693	609	雑負債	2,559	2,167
その他の経済事業資産	32	35	諸引当金	4,434	3,649
貸倒引当金	△ 27	△ 25	賞与引当金	560	524
雑資産	1,396	1,356	退職給付に係る負債	2,955	2,420
固定資産	19,311	18,513	役員退職慰労引当金	45	64
有形固定資産	19,256	18,477	解体損失引当金	135	—
建物	20,568	20,738	特例業務負担金引当金	738	639
機械装置	3,744	4,122	負 債 の 部 合 計	1,277,536	1,281,696
土地	8,057	8,104	< 純 資 産 の 部 >		
建設仮勘定	681	39	組員資本	83,831	86,266
その他の有形固定資産	7,286	7,234	出資金	3,576	3,553
減価償却累計額(控除)	△ 21,082	△ 21,761	利益剰余金	80,267	82,724
無形固定資産	55	35	処分未済持分	△ 12	△ 11
外部出資	39,809	39,826	子会社の所有する親組合出資金	△ 0	△ 0
退職給付に係る資産	—	469	評価・換算差額等	1,773	△ 3,089
繰延税金資産	587	2,357	その他有価証券評価差額金	1,466	△ 4,003
			退職給付に係る調整累計額	306	914
			純 資 産 の 部 合 計	85,604	83,177
資 産 の 部 合 計	1,363,141	1,364,873	負債及び純資産の部合計	1,363,141	1,364,873

② 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日		自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
事業総利益	15,518	15,546	販売事業収益	2,651	2,694
信用事業収益	8,907	11,666	販売品販売高	763	816
資金運用収益	7,904	8,676	販売手数料	858	888
（うち預金利息）	(4,421)	(4,702)	その他の収益	1,030	989
（うち受取事業分量配当金）	(269)	(448)	販売事業費用	1,523	1,502
（うち有価証券利息配当金）	(1,470)	(1,688)	販売品販売原価	585	660
（うち貸出金利息）	(1,742)	(1,837)	販売費	109	90
役務取引等収益	295	314	その他の費用	828	751
その他事業直接収益	19	—	販売事業総利益	1,128	1,191
その他経常収益	688	2,675	その他事業収益	570	596
信用事業費用	892	3,602	その他事業費用	555	536
資金調達費用	165	874	その他事業総利益	15	59
（うち貯金利息）	(132)	(835)	事業管理費	12,739	12,693
（うち給付補填備金繰入）	(6)	(5)	人件費	8,719	8,521
（うち借入金利息）	(1)	(0)	その他事業管理費	4,020	4,171
（うちその他支払利息）	(25)	(31)	事業利益	2,778	2,853
役務取引等費用	122	127	事業外収益	686	641
その他事業直接費用	—	1,986	受取出資配当金	568	565
その他経常費用	605	613	その他の事業外収益	118	75
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(3)	事業外費用	93	30
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 8)	(—)	その他の事業外費用	93	30
信用事業総利益	8,014	8,064	経常利益	3,371	3,463
共済事業収益	4,723	4,522	特別利益	410	999
共済付加収入	4,469	4,138	固定資産処分益	4	29
その他の収益	253	384	固定資産圧縮特別勘定戻入	—	406
共済事業費用	253	288	一般補助金	406	564
共済推進費及び共済保全費	235	272	特別損失	652	1,021
その他の費用	18	16	固定資産処分損	246	50
共済事業総利益	4,470	4,234	固定資産圧縮損	—	970
購買事業収益	11,327	11,885	固定資産圧縮特別勘定繰入	406	—
購買品供給高	11,198	11,802	税金等調整前当期利益	3,130	3,441
購買手数料	36	33	法人税、住民税及び事業税	701	708
その他の収益	92	50	法人税等調整額	49	98
購買事業費用	9,437	9,888	法人税等合計	751	806
購買品供給原価	8,959	9,421	当期利益	2,378	2,635
購買品供給費	271	267	当期剰余金	2,378	2,635
その他の費用	207	199			
購買事業総利益	1,889	1,996			

③ 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
利益剰余金期首残高	78,067	80,267
利益剰余金増加高	2,378	2,635
当期剰余金	2,378	2,635
利益剰余金減少高	179	177
配当金	179	177
利益剰余金期末残高	80,267	82,724

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日		自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税金等調整前当期利益	3,130	3,441	その他の資産の純増(△)減	175	△ 65
減価償却費	989	1,011	その他の負債の純増減(△)	△ 4	42
減損損失	3	0	信用事業資金運用による収入	7,914	8,435
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 6	1	信用事業資金調達による支出	△ 142	△ 586
賞与引当金の増減額(△は減少)	6	△ 35	小 計	3,449	12,201
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 139	△ 108	雑利息及び出資配当金の受取額	569	566
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 46	19	雑利息の支払額	△ 3	△ 3
特別業務負担金引当金の増減額(△は減少)	△ 120	△ 99	法人税等の支払額	△ 611	△ 718
信用事業資金運用収益	△ 7,940	△ 8,693	事業活動によるキャッシュ・フロー	3,404	12,046
信用事業資金調達費用	165	874	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 569	△ 566	有価証券の取得による支出	△ 10,396	△ 32,825
支払雑利息	3	2	有価証券の売却による収入	11,357	13,883
有価証券関係損益(△は益)	△ 344	△ 556	有価証券の償還による収入	1,950	800
固定資産売却損益(△は益)	35	△ 15	補助金の受入れによる収入	348	622
固定資産圧縮損	—	970	固定資産の取得による支出	△ 1,020	△ 1,331
固定資産圧縮特別勘定関係損益(△は益)	406	△ 406	固定資産の売却による収入	37	160
固定資産除去費用	210	36	固定資産の撤去等に伴う支出	△ 200	△ 187
資産除去債務の増減額(△は減少)	△ 77	0	資産除去債務からの支出	△ 23	△ 0
一般補助金収益	△ 406	△ 564	外部出資からの支出	—	△ 15
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			投資活動によるキャッシュ・フロー	2,052	△ 18,894
貸出金の純増(△)減	△ 1,352	△ 6,725	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
預金の純増(△)減	△ 18,000	10,700	出資の増額による収入	21	26
貯金の純増減(△)	20,675	2,621	出資の払戻しによる支出	△ 45	△ 50
信用事業借入金の純増減(△)	△ 38	△ 13	持分の取得による支出	△ 10	△ 12
その他の信用事業資産の純増(△)減	14	65	持分の譲渡による収入	10	12
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 821	2,214	出資配当金の支払額	△ 179	△ 177
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 203	△ 202
共済資金の純増減(△)	△ 196	15	4. 現金及び現金同等物の増加額(△は減少額)	5,252	△ 7,050
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 33	11	5. 現金及び現金同等物の期首残高	8,320	13,572
その他の共済事業資産の純増(△)減	△ 16	△ 46	6. 現金及び現金同等物の期末残高	13,572	6,522
その他の共済事業負債の純増減(△)	△ 1	1			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
経済事業未収金の純増(△)減	△ 63	86			
経済受託債権の純増(△)減	5	△ 2			
棚卸資産の純増(△)減	△ 18	83			
経済事業未払金の純増減(△)	38	68			
経済受託債務の純増減(△)	4	△ 17			
その他の経済事業資産の純増(△)減	9	△ 1			

⑤ 連結注記表

《 令和5年度連結注記表 》	《 令和6年度連結注記表 》												
<p>(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社等の数 1社 株式会社とびあサービス (2) 非連結子会社等の数 1社 株式会社とびあふぁー夢 株式会社とびあふぁー夢はその総資産、売上高、当期純利益、利益剰余金及び自己資本の額からみて小規模であり、連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の関連会社はありません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の連結事業年度に関する事項 連結される子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれんは発生しておりません。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基つて作成しています。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 (1) 連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっています。 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">946,575百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">定期性預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">△ 933,003百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">13,572百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	946,575百万円	定期性預金	△ 933,003百万円	現金及び現金同等物	13,572百万円	<p>(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社等の数 1社 株式会社とびあサービス (2) 非連結子会社等の数 1社 株式会社とびあふぁー夢 株式会社とびあふぁー夢はその総資産、売上高、当期純利益、利益剰余金及び自己資本の額からみて小規模であり、連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の関連会社はありません。</p> <p>3. 連結される子会社及び子法人等の連結事業年度に関する事項 連結される子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。</p> <p>4. のれんの償却に関する事項 のれんは発生しておりません。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基つて作成しています。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 (1) 連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金となっています。 (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">928,825百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">定期性預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">△ 922,303百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 3px double black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">6,522百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	928,825百万円	定期性預金	△ 922,303百万円	現金及び現金同等物	6,522百万円
現金及び預金勘定	946,575百万円												
定期性預金	△ 933,003百万円												
現金及び現金同等物	13,572百万円												
現金及び預金勘定	928,825百万円												
定期性預金	△ 922,303百万円												
現金及び現金同等物	6,522百万円												
<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。 (1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により行っています。 (2) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。 (3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産（購買品）の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。 (1) 飼料・肥料・農薬・購買米については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。 (2) その他の品目については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。 (1) 有形固定資産は定率法によっています。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 (2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金等は、それぞれ次の基準により計上しています。 (1) 貸倒引当金 当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査</p>	<p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</p> <p>1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。 (1) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により行っています。 (2) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。 (3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。</p> <p>2. 棚卸資産（購買品）の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。 (1) 飼料・肥料・農薬・購買米については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。 (2) その他の品目については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。</p> <p>3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。 (1) 有形固定資産は定率法によっています。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 (2) 無形固定資産は定額法によっています。</p> <p>4. 引当金等は、それぞれ次の基準により計上しています。 (1) 貸倒引当金 当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査</p>												

《令和5年度連結注記表》	《令和6年度連結注記表》
<p>定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。</p> <p>子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認められた額を引当てています。</p> <p>(2) 退職給付に係る負債</p> <p>当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び年金資産の見込額の合計額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の損益処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結事業年度から損益処理することとしています。</p> <p>子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から一般財団法人静岡県農協共済会との退職給付契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 解体損失引当金</p> <p>解体工事に着手した固定資産の解体費用相当額を計上しています。</p> <p>(6) 特例業務負担金引当金</p> <p>農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当連結事業年度末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に</p>	<p>定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。</p> <p>すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本店各部署及び支店において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しています。</p> <p>子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認められた額を引当てています。</p> <p>(2) 退職給付に係る負債</p> <p>当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から一般財団法人静岡県農協共済会との職員退職給付契約に基づく給付金の総額及び年金資産の見込額の合計額を控除した額を計上しています。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>② 数理計算上の差異の損益処理方法</p> <p>数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結事業年度から損益処理することとしています。</p> <p>子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から一般財団法人静岡県農協共済会との退職給付契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担金引当金</p> <p>農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当連結事業年度末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2) 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に</p>

《令和5年度連結注記表》	《令和6年度連結注記表》
<p>販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。</p> <p>7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示をしています。 また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. 購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>	<p>販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。</p> <p>7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示をしています。 また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示をしています。</p> <p>8. 購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>
<p>（会計上の見積りに関する注記）</p>	<p>（会計上の見積りに関する注記）</p>
<p>1. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 473百万円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>① 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③ 翌連結事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>2. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 587百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌連結事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌連結事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 3百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した収支シミュレーションを</p>	<p>1. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 475百万円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>① 算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「貸倒引当金」に記載しています。</p> <p>② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。</p> <p>③ 翌連結事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>2. 繰延税金資産の回収可能性</p> <p>(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 2,357百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌連結事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。翌連結事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>3. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当連結事業年度の計算書類に計上した金額 0百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した収支シミュレーションを</p>

《令和5年度連結注記表》

基礎とし、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌連結事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 固定資産の圧縮記帳額は、4,323百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,722百万円
機械装置	930百万円
土地	351百万円
その他の有形固定資産	318百万円

2. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,148百万円であり、その内容は次のとおりです。

なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。

- (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は806百万円、危険債権額は193百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- (2) 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は148百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店等の単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグループリングしています。

また、本店及び農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。

- (2) 当連結事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額	
遊休	4件	土地	浜松市他	3百万円

これらの資産グループは、継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を雑損失として事業外費用に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

《令和6年度連結注記表》

基礎とし、以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌連結事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 固定資産の圧縮記帳額は、5,291百万円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	2,720百万円
機械装置	1,900百万円
土地	351百万円
その他の有形固定資産	318百万円

2. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は1,224百万円であり、その内容は次のとおりです。

なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。

- (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は891百万円、危険債権額は193百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- (2) 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は139百万円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

- (1) 事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として支店等の単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグループリングしています。

また、本店及び農業関連の共同利用施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産に区分しています。

- (2) 当連結事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

用途	種類	場所	減損損失額	
遊休	2件	土地	浜松市他	0百万円

これらの資産グループは、継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を雑損失として事業外費用に計上しています。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(金融商品の時価等に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

《令和5年度連結注記表》	《令和6年度連結注記表》
<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,063百万円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>	<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p> <p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,474百万円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>

《令和5年度連結注記表》

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	943,575	941,922	△ 1,652
有価証券	131,294	130,823	△ 470
満期保有目的の債券	5,615	5,144	△ 470
その他有価証券	125,679	125,679	—
貸出金(貸倒引当金控除後)	219,507	219,386	△ 120
貸出金	219,954		
貸倒引当金(※1)	△ 446		
資 産 計	1,294,377	1,292,132	△ 2,244
貯金	1,261,572	1,260,709	△ 862
借入金	500	490	△ 10
負 債 計	1,262,073	1,261,200	△ 872

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

《令和6年度連結注記表》

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	925,865	921,885	△ 3,980
有価証券	142,561	141,822	△ 739
満期保有目的の債券	5,609	4,870	△ 739
その他有価証券	136,952	136,952	—
貸出金(貸倒引当金控除後)	226,229	225,305	△ 924
貸出金	226,679		
貸倒引当金(※1)	△ 449		
外部出資	16	16	—
資 産 計	1,294,673	1,289,029	△ 5,644
貯金	1,264,194	1,261,034	△ 3,159
借入金	487	467	△ 19
負 債 計	1,264,681	1,261,502	△ 3,178

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

《令和5年度連結注記表》

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は、外部出資（連結貸借対照表計上額 39,809百万円）であり、(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	931,575	—	—	—	—	12,000
有価証券	800	900	800	100	—	113,800
満期保有目的の債券	—	—	800	100	—	4,700
その他有価証券のうち満期があるもの	800	900	—	—	—	109,100
貸出金(※1、2)	19,413	13,319	12,494	11,635	10,978	151,818
合計	951,788	14,219	13,294	11,735	10,978	277,618

(※1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,884百万円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等294百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	1,171,418	46,086	40,155	2,112	1,798	—
借入金	72	79	80	61	54	152
合計	1,171,491	46,166	40,235	2,174	1,853	152

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	2,615	2,671	56
	国債	—	—	—
	地方債	1,400	1,436	36
	社債	1,215	1,234	19
	小計	2,615	2,671	56
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	3,000	2,473	△ 526
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,000	2,473	△ 526
	小計	3,000	2,473	△ 526
合計		5,615	5,144	△ 470

《令和6年度連結注記表》

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は、外部出資（連結貸借対照表計上額 39,809百万円）であり、(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	913,865	—	—	—	—	12,000
有価証券	900	17,700	1,400	2,000	3,700	110,700
満期保有目的の債券	—	800	100	—	1,700	3,000
その他有価証券のうち満期があるもの	900	16,900	1,300	2,000	2,000	107,700
貸出金(※1、2)	18,741	13,192	12,234	11,584	11,020	159,618
合計	933,507	30,892	13,634	13,584	14,720	282,318

(※1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,885百万円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等287百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	1,158,122	36,443	65,099	1,942	2,585	—
借入金	74	80	73	66	53	137
合計	1,158,196	36,524	65,173	2,009	2,639	137

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(有価証券に関する注記)

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	5,609	4,870	△ 739
	国債	—	—	—
	地方債	1,400	1,383	△ 16
	社債	4,209	3,486	△ 722
	小計	5,609	4,870	△ 739
合計		5,609	4,870	△ 739

《令和5年度連結注記表》

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	15,275	15,883	607
	国 債	12,575	13,179	603
	地方債	—	—	—
	社 債	2,700	2,704	4
	株 式	12,581	22,944	10,363
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	有価証券	12,581	22,944	10,363
	小 計	27,857	38,828	10,971
	債 券	95,804	86,850	△ 8,953
	国 債	63,205	57,912	△ 5,292
	地方債	7,506	6,516	△ 990
社 債	25,092	22,422	△ 2,670	
株 式	—	—	—	
小 計	95,804	86,850	△ 8,953	
合 計		123,661	125,679	2,017

2. 当連結事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	10,262	19	—
国 債	9,330	8	—
社 債	932	10	—
株 式（有価証券）	1,079	361	—
合 計	11,342	380	—

4. 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付に係る会計基準の適用に関する注記)

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度及び金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	9,186百万円
勤務費用	519百万円
利息費用	61百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 71百万円
退職給付の支払額	△ 665百万円
子会社共済会運用収益	0百万円
期末における退職給付債務	9,030百万円

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

《令和6年度連結注記表》

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	11,828	11,896	68
	国 債	10,428	10,496	67
	地方債	—	—	—
	社 債	1,400	1,400	0
	株 式	11,690	20,834	9,144
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	有価証券	11,674	20,818	9,143
	外部出資	15	16	0
	小 計	23,519	32,731	9,212
	債 券	119,011	104,236	△ 14,774
	国 債	91,190	80,130	△ 11,059
地方債	1,481	1,156	△ 325	
社 債	26,339	22,949	△ 3,389	
株 式	—	—	—	
小 計	119,011	104,236	△ 14,774	
合 計		142,530	136,968	△ 5,561

2. 当連結事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	8,642	—	1,986
地方債	4,957	—	1,068
社 債	3,684	—	918
株 式（有価証券）	5,173	2,559	—
合 計	13,815	2,559	1,986

4. 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(退職給付に係る会計基準の適用に関する注記)

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度及び金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく退職給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	9,030百万円
勤務費用	507百万円
利息費用	60百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 1,010百万円
退職給付の支払額	△ 704百万円
子会社共済会運用収益	0百万円
期末における退職給付債務	7,883百万円

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

《令和5年度連結注記表》	《令和6年度連結注記表》																																								
<p>(3) 共済会給付金及び企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>期首における共済会給付金及び企業年金資産</td><td style="text-align: right;">5,956百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">54百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td style="text-align: right;">147百万円</td></tr> <tr><td>共済会拠出金</td><td style="text-align: right;">282百万円</td></tr> <tr><td>企業年金制度拠出金</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 426百万円</td></tr> <tr><td>子会社共済会運用収益</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>期末における共済会給付金及び企業年金資産</td><td style="text-align: right;">6,074百万円</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。</p>	期首における共済会給付金及び企業年金資産	5,956百万円	期待運用収益	54百万円	数理計算上の差異の発生額	147百万円	共済会拠出金	282百万円	企業年金制度拠出金	59百万円	退職給付の支払額	△ 426百万円	子会社共済会運用収益	0百万円	期末における共済会給付金及び企業年金資産	6,074百万円	<p>(3) 共済会給付金及び企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>期首における共済会給付金及び企業年金資産</td><td style="text-align: right;">6,074百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">57百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td style="text-align: right;">△ 71百万円</td></tr> <tr><td>共済会拠出金</td><td style="text-align: right;">257百万円</td></tr> <tr><td>企業年金制度拠出金</td><td style="text-align: right;">73百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 460百万円</td></tr> <tr><td>子会社共済会運用収益</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>期末における共済会給付金及び企業年金資産</td><td style="text-align: right;">5,931百万円</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。</p>	期首における共済会給付金及び企業年金資産	6,074百万円	期待運用収益	57百万円	数理計算上の差異の発生額	△ 71百万円	共済会拠出金	257百万円	企業年金制度拠出金	73百万円	退職給付の支払額	△ 460百万円	子会社共済会運用収益	0百万円	期末における共済会給付金及び企業年金資産	5,931百万円								
期首における共済会給付金及び企業年金資産	5,956百万円																																								
期待運用収益	54百万円																																								
数理計算上の差異の発生額	147百万円																																								
共済会拠出金	282百万円																																								
企業年金制度拠出金	59百万円																																								
退職給付の支払額	△ 426百万円																																								
子会社共済会運用収益	0百万円																																								
期末における共済会給付金及び企業年金資産	6,074百万円																																								
期首における共済会給付金及び企業年金資産	6,074百万円																																								
期待運用収益	57百万円																																								
数理計算上の差異の発生額	△ 71百万円																																								
共済会拠出金	257百万円																																								
企業年金制度拠出金	73百万円																																								
退職給付の支払額	△ 460百万円																																								
子会社共済会運用収益	0百万円																																								
期末における共済会給付金及び企業年金資産	5,931百万円																																								
<p>(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">9,030百万円</td></tr> <tr><td>(うち未認識数理計算上の差異)</td><td style="text-align: right;">(△ 422百万円)</td></tr> <tr><td>共済会給付金</td><td style="text-align: right;">△ 4,252百万円</td></tr> <tr><td>企業年金資産</td><td style="text-align: right;">△ 1,822百万円</td></tr> <tr><td>退職給付に係る負債</td><td style="text-align: right;">2,955百万円</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。</p>	退職給付債務	9,030百万円	(うち未認識数理計算上の差異)	(△ 422百万円)	共済会給付金	△ 4,252百万円	企業年金資産	△ 1,822百万円	退職給付に係る負債	2,955百万円	<p>(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">7,883百万円</td></tr> <tr><td>(うち未認識数理計算上の差異)</td><td style="text-align: right;">(△ 1,270百万円)</td></tr> <tr><td>共済会給付金</td><td style="text-align: right;">△ 4,173百万円</td></tr> <tr><td>企業年金資産</td><td style="text-align: right;">△ 1,757百万円</td></tr> <tr><td>連結貸借対照表計上純額</td><td style="text-align: right;">1,951百万円</td></tr> <tr><td>退職給付に係る負債</td><td style="text-align: right;">2,420百万円</td></tr> <tr><td>退職給付に係る資産</td><td style="text-align: right;">△ 469百万円</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。</p>	退職給付債務	7,883百万円	(うち未認識数理計算上の差異)	(△ 1,270百万円)	共済会給付金	△ 4,173百万円	企業年金資産	△ 1,757百万円	連結貸借対照表計上純額	1,951百万円	退職給付に係る負債	2,420百万円	退職給付に係る資産	△ 469百万円																
退職給付債務	9,030百万円																																								
(うち未認識数理計算上の差異)	(△ 422百万円)																																								
共済会給付金	△ 4,252百万円																																								
企業年金資産	△ 1,822百万円																																								
退職給付に係る負債	2,955百万円																																								
退職給付債務	7,883百万円																																								
(うち未認識数理計算上の差異)	(△ 1,270百万円)																																								
共済会給付金	△ 4,173百万円																																								
企業年金資産	△ 1,757百万円																																								
連結貸借対照表計上純額	1,951百万円																																								
退職給付に係る負債	2,420百万円																																								
退職給付に係る資産	△ 469百万円																																								
<p>(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項</p> <p>未認識数理計算上の差異△422百万円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。</p>	<p>(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項</p> <p>未認識数理計算上の差異△1,270百万円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。</p>																																								
<p>(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">519百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">61百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">△ 20百万円</td></tr> <tr><td>共済会</td><td style="text-align: right;">△ 20百万円</td></tr> <tr><td>企業年金資産</td><td style="text-align: right;">△ 33百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の戻入処理額</td><td style="text-align: right;">△ 84百万円</td></tr> <tr><td>臨時に支払った割増退職金</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">500百万円</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。当該子会社の退職給付費用は勤務費用としています。</p>	勤務費用	519百万円	利息費用	61百万円	期待運用収益	△ 20百万円	共済会	△ 20百万円	企業年金資産	△ 33百万円	数理計算上の差異の戻入処理額	△ 84百万円	臨時に支払った割増退職金	59百万円	退職給付費用	500百万円	<p>(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">507百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">△ 20百万円</td></tr> <tr><td>共済会</td><td style="text-align: right;">△ 20百万円</td></tr> <tr><td>企業年金資産</td><td style="text-align: right;">△ 36百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の戻入処理額</td><td style="text-align: right;">△ 92百万円</td></tr> <tr><td>臨時に支払った割増退職金</td><td style="text-align: right;">43百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">462百万円</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。当該子会社の退職給付費用は勤務費用としています。</p>	勤務費用	507百万円	利息費用	60百万円	期待運用収益	△ 20百万円	共済会	△ 20百万円	企業年金資産	△ 36百万円	数理計算上の差異の戻入処理額	△ 92百万円	臨時に支払った割増退職金	43百万円	退職給付費用	462百万円								
勤務費用	519百万円																																								
利息費用	61百万円																																								
期待運用収益	△ 20百万円																																								
共済会	△ 20百万円																																								
企業年金資産	△ 33百万円																																								
数理計算上の差異の戻入処理額	△ 84百万円																																								
臨時に支払った割増退職金	59百万円																																								
退職給付費用	500百万円																																								
勤務費用	507百万円																																								
利息費用	60百万円																																								
期待運用収益	△ 20百万円																																								
共済会	△ 20百万円																																								
企業年金資産	△ 36百万円																																								
数理計算上の差異の戻入処理額	△ 92百万円																																								
臨時に支払った割増退職金	43百万円																																								
退職給付費用	462百万円																																								
<p>(7) 年金資産の主な内訳</p> <table border="0"> <tr><td>①共済会</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">59.68%</td></tr> <tr><td>退職年金共済預け金</td><td style="text-align: right;">40.32%</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">100.00%</td></tr> <tr><td>②企業年金資産</td><td></td></tr> <tr><td>債券</td><td style="text-align: right;">34.08%</td></tr> <tr><td>株式</td><td style="text-align: right;">50.33%</td></tr> <tr><td>不動産</td><td style="text-align: right;">1.22%</td></tr> <tr><td>その他短期資金等</td><td style="text-align: right;">14.37%</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">100.00%</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。</p>	①共済会		預金	59.68%	退職年金共済預け金	40.32%	合計	100.00%	②企業年金資産		債券	34.08%	株式	50.33%	不動産	1.22%	その他短期資金等	14.37%	合計	100.00%	<p>(7) 年金資産の主な内訳</p> <table border="0"> <tr><td>①共済会</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td style="text-align: right;">58.73%</td></tr> <tr><td>退職年金共済預け金</td><td style="text-align: right;">41.27%</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">100.00%</td></tr> <tr><td>②企業年金資産</td><td></td></tr> <tr><td>債券</td><td style="text-align: right;">44.87%</td></tr> <tr><td>株式</td><td style="text-align: right;">39.02%</td></tr> <tr><td>不動産</td><td style="text-align: right;">1.22%</td></tr> <tr><td>その他短期資金等</td><td style="text-align: right;">14.89%</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">100.00%</td></tr> </table> <p>(注) 簡便法適用子会社を含みます。</p>	①共済会		預金	58.73%	退職年金共済預け金	41.27%	合計	100.00%	②企業年金資産		債券	44.87%	株式	39.02%	不動産	1.22%	その他短期資金等	14.89%	合計	100.00%
①共済会																																									
預金	59.68%																																								
退職年金共済預け金	40.32%																																								
合計	100.00%																																								
②企業年金資産																																									
債券	34.08%																																								
株式	50.33%																																								
不動産	1.22%																																								
その他短期資金等	14.37%																																								
合計	100.00%																																								
①共済会																																									
預金	58.73%																																								
退職年金共済預け金	41.27%																																								
合計	100.00%																																								
②企業年金資産																																									
債券	44.87%																																								
株式	39.02%																																								
不動産	1.22%																																								
その他短期資金等	14.89%																																								
合計	100.00%																																								
<p>(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。</p>	<p>(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。</p>																																								
<p>(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td style="text-align: right;">0.69%</td></tr> <tr><td>③ 長期期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">共済会 0.50%</td></tr> <tr><td>企業年金資産</td><td style="text-align: right;">2.00%</td></tr> </table>	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	0.69%	③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%	企業年金資産	2.00%	<p>(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td style="text-align: right;">1.72%</td></tr> <tr><td>③ 長期期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">共済会 0.50%</td></tr> <tr><td>企業年金資産</td><td style="text-align: right;">2.00%</td></tr> </table>	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	1.72%	③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%	企業年金資産	2.00%																								
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																								
② 割引率	0.69%																																								
③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%																																								
企業年金資産	2.00%																																								
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																								
② 割引率	1.72%																																								
③ 長期期待運用収益率	共済会 0.50%																																								
企業年金資産	2.00%																																								
<p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は93百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。</p>	<p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金の額は91百万円であり、同額を特例業務負担金引当金から取り崩しています。</p>																																								

《 令和5年度連結注記表 》	《 令和6年度連結注記表 》																																																																																																												
<p>令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は738百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。</p> <p>(税効果会計の適用に関する注記)</p> <p>1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・ 繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付に係る負債</td> <td style="text-align: right;">813百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特例業務負担金引当金</td> <td style="text-align: right;">201百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">154百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">171百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,454百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△ 132百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,321百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">551百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">171百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務に対応する「除去費用」</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">734百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right;">587百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・ 法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.31%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.22%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△1.29%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">0.37%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.99%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(収益認識に関する注記)</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p>	・ 繰延税金資産		退職給付に係る負債	813百万円	特例業務負担金引当金	201百万円	賞与引当金	154百万円	減損損失	59百万円	資産除去債務	52百万円	その他	171百万円	繰延税金資産小計	1,454百万円	評価性引当額	△ 132百万円	繰延税金資産合計	1,321百万円	・ 繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	551百万円	固定資産圧縮積立金	171百万円	資産除去債務に対応する「除去費用」	12百万円	繰延税金負債合計	734百万円	繰延税金資産純額	587百万円	・ 法定実効税率 (調整)		27.31%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.22%		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.50%		評価性引当額の増減	△1.29%		住民税均等割額	0.37%		その他	△0.12%		税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.99%		<p>令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は639百万円であり、同額を特例業務負担金引当金として計上しています。</p> <p>(税効果会計の適用に関する注記)</p> <p>1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・ 繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1,558百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付に係る負債</td> <td style="text-align: right;">684百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特例業務負担金引当金</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">139百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,807百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△ 133百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,673百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">175百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付に係る資産</td> <td style="text-align: right;">131百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">315百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right;">2,357百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・ 法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.31%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.01%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法人税等の税額控除</td> <td style="text-align: right;">△1.10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△0.07%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.31%</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.44%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額</p> <p>防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年度以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結事業年度の27.31%から28.02%に変更されました。その結果、繰延税金資産が52百万円増加し、その他有価証券評価差額金が39百万円増加し、退職給付に係る調整累計額が9百万円減少し、法人税等調整額が22百万円減少しています。</p> <p>(収益認識に関する注記)</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p>	・ 繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	1,558百万円	退職給付に係る負債	684百万円	特例業務負担金引当金	178百万円	賞与引当金	145百万円	資産除去債務	53百万円	減損損失	47百万円	その他	139百万円	繰延税金資産小計	2,807百万円	評価性引当額	△ 133百万円	繰延税金資産合計	2,673百万円	・ 繰延税金負債		固定資産圧縮積立金	175百万円	退職給付に係る資産	131百万円	その他	8百万円	繰延税金負債合計	315百万円	繰延税金資産純額	2,357百万円	・ 法定実効税率 (調整)		27.31%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.40%		法人税等の税額控除	△1.10%		評価性引当額の増減	△0.07%		その他	△0.31%		税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.44%	
・ 繰延税金資産																																																																																																													
退職給付に係る負債	813百万円																																																																																																												
特例業務負担金引当金	201百万円																																																																																																												
賞与引当金	154百万円																																																																																																												
減損損失	59百万円																																																																																																												
資産除去債務	52百万円																																																																																																												
その他	171百万円																																																																																																												
繰延税金資産小計	1,454百万円																																																																																																												
評価性引当額	△ 132百万円																																																																																																												
繰延税金資産合計	1,321百万円																																																																																																												
・ 繰延税金負債																																																																																																													
その他有価証券評価差額金	551百万円																																																																																																												
固定資産圧縮積立金	171百万円																																																																																																												
資産除去債務に対応する「除去費用」	12百万円																																																																																																												
繰延税金負債合計	734百万円																																																																																																												
繰延税金資産純額	587百万円																																																																																																												
・ 法定実効税率 (調整)		27.31%																																																																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.22%																																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.50%																																																																																																												
評価性引当額の増減	△1.29%																																																																																																												
住民税均等割額	0.37%																																																																																																												
その他	△0.12%																																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.99%																																																																																																												
・ 繰延税金資産																																																																																																													
その他有価証券評価差額金	1,558百万円																																																																																																												
退職給付に係る負債	684百万円																																																																																																												
特例業務負担金引当金	178百万円																																																																																																												
賞与引当金	145百万円																																																																																																												
資産除去債務	53百万円																																																																																																												
減損損失	47百万円																																																																																																												
その他	139百万円																																																																																																												
繰延税金資産小計	2,807百万円																																																																																																												
評価性引当額	△ 133百万円																																																																																																												
繰延税金資産合計	2,673百万円																																																																																																												
・ 繰延税金負債																																																																																																													
固定資産圧縮積立金	175百万円																																																																																																												
退職給付に係る資産	131百万円																																																																																																												
その他	8百万円																																																																																																												
繰延税金負債合計	315百万円																																																																																																												
繰延税金資産純額	2,357百万円																																																																																																												
・ 法定実効税率 (調整)		27.31%																																																																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%																																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.40%																																																																																																												
法人税等の税額控除	△1.10%																																																																																																												
評価性引当額の増減	△0.07%																																																																																																												
その他	△0.31%																																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.44%																																																																																																												

(5) 連結経営指標

① 連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	29,191	28,459	28,433	28,180	31,365
連結経常利益	3,361	3,427	2,908	3,371	3,463
連結当期剰余金	2,419	2,426	2,060	2,378	2,635
連結純資産額	80,428	81,675	80,894	85,604	83,177
連結総資産額	1,305,959	1,326,252	1,338,804	1,363,141	1,364,873
連結自己資本比率	17.94%	18.32%	18.63%	18.85%	19.58%

(注) ① 「連結経常収益」は、連結損益計算書上の各事業の事業収益の合計の額と一致します。

② 「連結当期剰余金」は銀行等の連結当期利益に相当するものです。

③ 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準（平成18年金融庁・農水省告示第2号）」に基づき算出しています。

② 連結事業年度の経常収益等

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
信用事業	経常収益	8,451	8,398	8,520	8,907	11,666
	経常利益	2,202	2,284	2,113	2,723	2,607
	資産の額	1,241,311	1,262,149	1,273,770	1,299,188	1,299,620
共済事業	経常収益	5,695	5,467	5,098	4,723	4,522
	経常利益	2,063	2,020	1,656	1,372	1,511
	資産の額	135	75	30	46	92
農業関連事業	経常収益	8,514	7,890	8,201	8,133	8,346
	経常利益	△ 164	△ 127	4	48	28
	資産の額	2,055	2,008	2,212	2,234	2,075
生活その他事業	経常収益	6,510	6,684	6,592	6,394	6,809
	経常利益	55	92	52	82	184
	資産の額	536	636	524	566	560
営農指導事業	経常収益	19	18	19	21	21
	経常利益	△ 794	△ 843	△ 919	△ 856	△ 868
	資産の額	0	1	0	0	0
合 計	経常収益	29,191	28,459	28,433	28,180	31,365
	経常利益	3,361	3,427	2,908	3,371	3,463
	資産の額	1,305,959	1,326,252	1,338,804	1,363,141	1,364,873

(6) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和6年3月31日	令和7年3月31日	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	806	891	84
危険債権額	193	193	0
要管理債権額	148	139	△9
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	148	139	△9
小計	1,148	1,224	75
正常債権額	218,926	225,566	6,639
合計	220,075	226,790	6,715

(注) 用語の説明

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(iii) 要管理債権

(iv)「三月以上延滞債権」と(v)「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

(iv) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいいます。

(v) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(vi) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(7) 連結自己資本の充実の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和7年3月末の当連結グループの自己資本比率は、19.58%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当連結グループの自己資本の多くをJAの自己資本が占めており、組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	当JA
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額 (子会社のJAへの出資控除後)	3,553百万円(前年度3,576百万円)

- (注) ① 普通出資のうち11百万円(前年度12百万円)は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当JAで取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
- ② 当連結グループには普通出資以外の回転出資金、劣後ローン等はありません。
- ③ 連結自己資本比率の対象となる子会社は100%出資子会社であり、子会社の普通株式はコア資本に算入されません。なお、子会社には普通株式以外の資本調達はありません。

当連結グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を算出し、当JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスク等の管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。連結自己資本比率算出の対象は、連結財務諸表作成にあたり連結の範囲に含まれる会社と同様です。

① 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	83,653	86,089
うち、出資金及び資本準備金の額	3,576	3,553
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	80,267	82,724
うち、外部流出予定額 (△)	177	176
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12	△ 11
コア資本に算入される評価・換算差額等	306	914
うち、退職給付に係るものの額	306	914
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63	62
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63	62
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	84,023	87,066
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	39	25
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	39	25
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	228
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	39	254
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	83,983	86,811
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	416,457	428,789
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	28,844	14,365
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	445,302	443,154
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	18.85%	19.58%

(注) ① 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
 ② 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
 ③ 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

② 連結自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	3,000	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	75,849	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,378	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,604	260	10
我が国の政府関係機関向け	4,570	457	18
地方三公社向け	1,403	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	945,041	189,008	7,560
法人等向け	25,606	11,824	472
中小企業等向け及び個人向け	52,269	28,302	1,132
担当権付住宅ローン	101,122	34,840	1,393
不動産取得等事業向け	4,834	4,728	189
三月以上延滞等	208	192	7
取立未済手形	163	32	1
信用保証協会等による保証付	53,267	5,276	211
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	1	—	—
出資等	14,107	14,107	564
（うち出資等のエクスポート）	14,107	14,107	564
（うち重要な出資のエクスポート）	—	—	—
上記以外	68,678	127,385	5,095
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポート）	38,283	95,709	3,828
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート）	1,153	2,884	115
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポート）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポート）	29,240	28,791	1,151
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポート 計	1,362,108	416,457	16,658
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポート	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	1,362,108	416,457	16,658
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	28,844	所要自己資本額 b = a × 4% 1,153
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） a	445,302	所要自己資本額 b = a × 4% 17,812

- (注) ① 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
 ② 「エクスポート」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。（当連結グループには、オフ・バランス及び派生商品取引はありません。）
 ③ 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。
 ④ 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。
 ⑤ 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によるお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 ⑥ 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 ⑦ 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（租 利 益（正の値に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち租利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

b. 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	2,959	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	101,717	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,182	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,603	160	6
我が国の政府関係機関向け	2,168	216	8
地方三公社向け	800	20	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	927,597	185,519	7,420
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	200	8
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	28,915	12,729	509
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32,175	13,339	533
（うちトラランザクター向け）	133	59	2
不動産関連向け	131,344	75,289	3,011
（うち自己居住用不動産等向け）	70,030	33,812	1,352
（うち賃貸用不動産向け）	61,242	41,400	1,656
（うち事業用不動産関連向け）	70	75	3
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	826	522	20
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	300	296	11
取立未済手形	99	19	0
信用保証協会等による保証付	59,659	5,916	236
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	1	—	—
株式等	132,16	132,16	528
上記以外	62,769	121,542	4,861
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	38,283	95,709	3,828
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	898	2,245	89
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	23,587	23,587	943
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー 計	1,369,338	428,789	17,151
CVARリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合 計（信用リスク・アセットの額）	1,369,338	428,789	17,151
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	14,365	574
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母） 合計 a	443,154	17,726

c. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,365
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	574
B I	9,576
B I C	1,149

- (注) ① 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 ② 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 ③ 「証券化」とは、融資にかかると信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに分離し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 ④ 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 ⑤ オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

③ 信用リスクに関する事項

a. リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、親会社にあたるJA以外に、与信（貸出等）を行っていないため、グループを総括した信用リスク管理手続等を定めていません。JAの信用リスク管理手法は単体の開示内容（P. 9）をご参照ください。

b. 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は単体自己資本比率と同様標準的手法により算出しています。また、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付は単体の適格格付機関及び格付と同様です。

c. 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度				令和6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債	うち券		うち貸出金等	うち債	うち券		
法人	農業	1,807	1,757	—	—	1,780	1,730	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	10,984	2	7,327	—	10,147	25	7,177	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	9,981	5,888	3,412	—	8,894	5,506	2,707	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,115	110	1,501	—	2,127	122	1,501	—
	運輸・通信業	10,905	230	8,287	—	11,251	225	8,504	—
	金融・保険業	995,331	—	8,715	—	978,293	—	9,511	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,458	1,907	2,326	—	5,314	1,767	2,325	—
	日本国政府・地方公共団体	85,227	454	84,769	—	104,900	291	104,606	—
	上記以外	2,000	—	491	—	1,905	91	291	29
	個人	209,746	209,704	—	208	217,289	217,249	—	1,096
その他	28,548	—	—	—	27,433	—	—	—	
業 種 別 残 高 計	1,362,108	220,054	116,831	208	1,369,338	227,009	136,625	1,126	
残 存 期 間 別 残 高 計	1年以下	934,028	4,568	803	—	919,494	4,373	906	—
	1年超 3年以下	5,690	3,969	1,721	—	22,988	3,879	19,108	—
	3年超 5年以下	5,943	5,841	102	—	11,614	5,910	5,703	—
	5年超 7年以下	12,827	7,428	5,398	—	14,246	7,149	7,096	—
	7年超 10年以下	14,800	11,919	2,880	—	24,625	11,665	12,959	—
	10年超	302,268	184,327	105,925	—	294,437	191,570	90,850	—
	期限の定めのないもの	86,549	1,999	—	—	81,931	2,460	—	—
残 存 期 間 別 残 高 計	1,362,108	220,054	116,831	—	1,369,338	227,009	136,625	—	

(注) ① 当連結グループは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。
 ② 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 ③ 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
 ④ 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 ⑤ 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ・重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ・3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

d. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	59	63		59	63	63	62		63	62
個別貸倒引当金	421	410	—	421	410	410	413	0	410	413
合 計	480	473	—	480	473	473	475	0	473	475

e. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	18	—	—	18	—
	個人	421	410	—	421	410	—	410	394	0	410	394
業 種 別 残 高 計	421	410	—	421	410	—	410	413	0	410	413	

(注) 当連結グループは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

f. 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項目	リスク・ウエイト (%)	令和6年度					リスク・ウエイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	2,959	—	2,959	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	101,717	—	101,717	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,182	—	3,182	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	1,603	—	1,603	—	160	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,168	—	2,168	—	216	10
地方三公社向け	20	800	—	800	—	20	3
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	927,597	—	927,597	—	185,519	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	1,000	—	1,000	—	200	20
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	28,915	—	28,653	—	12,729	44
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	31,935	2,402	23,083	240	13,339	57
（うちトラザクター向け）	45	—	1,332	—	133	59	45
不動産関連向け	20~150	131,344	—	129,680	—	75,289	58
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	70,030	—	69,420	—	33,812	49
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	61,242	—	60,197	—	41,400	69
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	70	—	63	—	75	120
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	416	0	412	0	522	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	296	—	296	—	296	100
取立未済形	20	99	—	99	—	19	20
信用保証協会等による保証付	0~10	59,659	—	59,159	—	5,916	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	1	—	1	—	—	—
株式等	250~400	13,216	—	13,216	—	13,216	100
上記以外	100~1250	62,769	—	62,769	—	121,542	194
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	38,283	—	38,283	—	95,709	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	898	—	898	—	2,245	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	23,587	—	23,587	—	23,587	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	428,789	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

g. ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度														
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）														
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	101,717	-	-	-	-	-	101,717	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,182	-	-	-	-	-	3,182	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,603	-	-	-	-	1,603	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,168	-	-	-	-	2,168	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	700	-	100	-	-	-	800	-	-	-	-	-	0	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	927,594	3	-	-	-	-	927,597	-	-	-	-	-	-	0	-
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	7,541	18,905	-	-	-	1,768	28,653	-	-	-	-	-	-	437	-
（うち、特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	13,216	-	13,216	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	133	-	11,527	-	241	23,323	-	-	-	-	-	-	11,421	-
（うち、トランザクター向け）	-	133	-	-	-	-	133	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け（うち、自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	45,631	-	-	-	-	-	-	-	-	23,788	1
不動産関連向け（うち、賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	52,712	-	-	3,229	4,254	0	-	-	-	60,197
不動産関連向け（うち、事業用不動産関連向け）	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	63
不動産関連向け（うち、その他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け（うち、ADC向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	76	-	29	-	302	412	-	-	-	-	-	-	3	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	296	-	-	296	-	-	-	-	-	-	-	296
現金	2,959	-	-	-	-	-	2,959	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	99	-	99	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	59,158	-	-	-	59,159	-	-	-	-	-	-	1	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

h. 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		
		格 付 あ り	格 付 な し	合 計
信 勤 用 リ 案 ス ク 後 削 減 残 効 果 高	リスク・ウエイト 0%	—	102,487	102,487
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	59,943	59,943
	リスク・ウエイト 20%	5,933	951,531	957,464
	リスク・ウエイト 35%	—	99,820	99,820
	リスク・ウエイト 50%	16,548	47	16,596
	リスク・ウエイト 75%	—	36,178	36,178
	リスク・ウエイト 100%	—	50,123	50,123
	リスク・ウエイト 150%	—	56	56
	リスク・ウエイト 250%	—	39,437	39,437
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	
合 計	22,482	1,339,626	1,362,108	

- (注) ① 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 ② 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 ③ 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 ④ 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

i. 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウエイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウエイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	1,170,625	—	—	1,160,523
40% ~ 70%	73,207	1,332	10%	72,455
75%	35,352	1,046	10%	35,315
80%	—	0	10%	0
85%	3,248	—	—	3,196
90% ~ 100%	2,394	0	13%	2,336
105% ~ 130%	3,248	—	—	3,229
150%	4,610	0	10%	4,596
250%	13,216	—	—	13,216
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	10	23	10%	4
合 計	1,305,915	2,402	10%	1,294,874

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウエイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

④ 信用リスク削減手法に関する事項

a. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、組合のリスク管理の方針及び手続と同様に行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 66）をご参照ください。

b. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	1,200
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	534	—
中小企業等向け及び個人向け	854	6,122
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	0
合 計	1,388	7,323

- (注) ① 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 ② 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 ③ 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	700
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	437	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	782	7,432
自己居住用不動産等向け	—	—
賃貸用不動産向け	0	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	1,220	8,136

- (注) ① 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 ② 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ・重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ・3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 ③ 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 ④ 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

⑦ CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

⑧ マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

⑨ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループに係るオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 9）をご参照ください。

⑩ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

a. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループに係る出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 68）をご参照ください。

b. 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	22,944	22,944	20,834	20,834
非 上 場	39,809	39,809	39,809	39,809
合 計	62,754	62,754	60,644	60,644

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

c. 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
361	—	—	2,559	—	—

d. 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
10,363	—	9,144	—

e. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑪ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

⑫ 金利リスクに関する事項

当連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法及び金利リスクに関する事項は、単体の開示内容（P. 69）に記載しています。

8. 財務諸表の正確性等に関する確認

確 認 書

1. 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 7 月 24 日

とびあ浜松農業協同組合

代表理事理事長 **竹内 章雄**

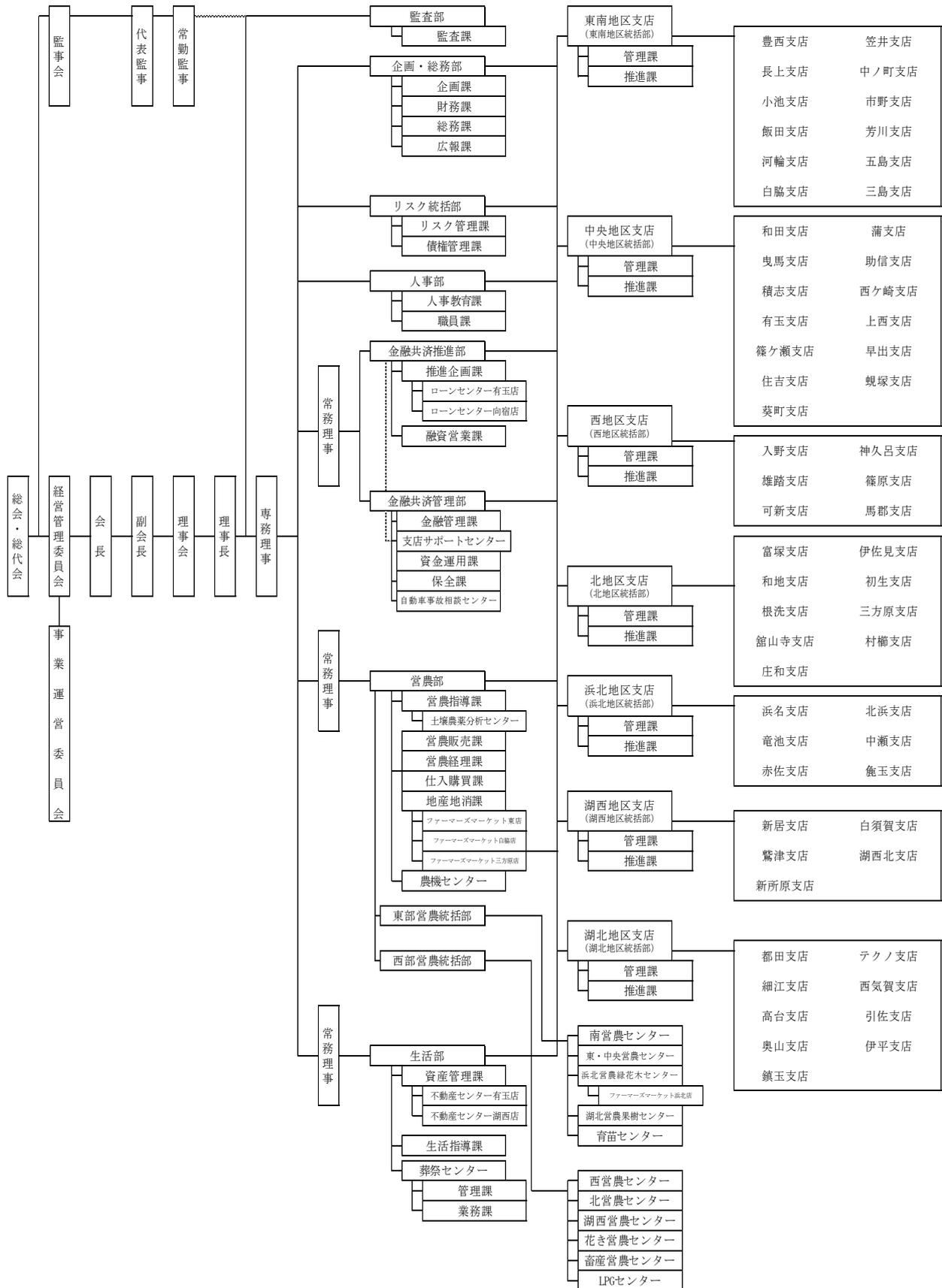
9. 会計監査人の監査

令和6年度の当組合の貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分計算書は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

X. 当組合の概況

1. 組合の機構

(令和 7年 7月 1日現在)



2. 組合員の状況

(1) 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分	令和6年3月31日	令和6年度				令和7年3月31日
		加入	脱退	資格変動		
				増加	減少	
正組合員	20,067	215	865	23	44	19,396
個人	7	—	—	—	—	7
法人	155	14	1	1	—	169
小計	20,229	229	866	24	44	19,572
准組合員	58,517	2,378	1,592	44	23	59,324
農事組合法人	1	—	—	—	—	1
その他の団体	136	5	2	—	1	138
小計	58,654	2,383	1,594	44	24	59,463
合計	78,883	2,612	2,460	68	68	79,035

(2) 出資口数

(単位：口)

資格区分	令和6年3月31日	令和6年度		令和7年3月31日
		増加	減少	
正組合員	1,920,003	33,540	97,141	1,856,402
個人	1,012	—	—	1,012
法人	2,486	170	30	2,626
小計	1,923,501	33,710	97,171	1,860,040
准組合員	1,636,495	90,953	49,378	1,678,070
個人	61	—	—	61
農事組合法人	3,660	50	41	3,669
その他の団体	1,640,216	91,003	49,419	1,681,800
小計	12,530	11,342	12,530	11,342
処分未済持分	3,576,247	136,055	159,120	3,553,182
合計				

3. 組合員組織の状況

(令和7年3月31日現在)

組合員組織

(単位：人、団体)

組織名	構成員数	組織名	構成員数	組織名	構成員数
正組合員	個人 19,396	青壮年部	157	青色申告研究会	1,076
	法人 176	女性部	2,973	農住部会連絡協議会	290
				年金友の会	71,087

生産者組織

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数	組織名	構成員数	組織名	構成員数
生産者組織連絡協議会	6,182	洋菜部会	174	チンゲンサイ協議会	32	枝物協議会	311
花き連絡会	842	トマト部会	22	ミツバ協議会	5	葉物協議会	70
ファーマーズ連絡会	2,152	えんどう部会	23	メロン協議会	56	落葉果樹協議会	57
耕種部会	140	スプレーマム部会	24	果菜協議会	41	ブルーベリー協議会	19
セルリー部会	59	輪菊部会	50	中国野菜協議会	52	畜産協議会	26
馬鈴薯部会	107	小菊部会	28	小松菜協議会	28	茶協議会	33
玉葱部会	602	クルクマ部会	37	ほうれん草協議会	14	植木協議会	42
サラダナ部会	8	柑橘部会	703	やさい協議会	506		
エシャレット部会	62	柿部会	176	ガーベラ協議会	26		
甘藷部会	94	梨部会	21	こでまり協議会	50		
バゼリ部会	68	葉ねぎ協議会	18	切り花協議会	208		

(注) ・その他15研究会、28分科会があります。

・組合員組織は、組合員の自主的な組織であり、組織の規則等の改廃は組織自らが話し、運営や活動についてJAの承認を得るような組織ではありません。ただしJAの目的である農業・地域振興、協同組合活動、事業利用を法人であるJAと協働して行う組織であることから、原則として組合内組合員組織としています。

4. 役職員の状況

(1) 役員の状況

(令和7年7月1日現在)

経営管理委員（17人）

役職名	氏名	役職名	氏名
経営管理委員会会長（常勤）	渥美保広	経営管理委員（非常勤）	富永敏弘
経営管理委員会副会長（非常勤）	水谷展久	経営管理委員（非常勤）	杉浦茂実
経営管理委員（非常勤）	大橋俊之	経営管理委員（非常勤）	筒井章五
経営管理委員（非常勤）	鈴木壽浩	経営管理委員（非常勤）	鈴木律邦
経営管理委員（非常勤）	井田久仁計	経営管理委員（非常勤）	山村義延
経営管理委員（非常勤）	谷野太加夫	経営管理委員（非常勤）	山下彰子
経営管理委員（非常勤）	鈴木直樹	経営管理委員（非常勤）	山崎ゆかり
経営管理委員（非常勤）	中村雅俊	経営管理委員（非常勤）	岡田崇裕
経営管理委員（非常勤）	平野和重		

理事（5人）

役職名	氏名
代表理事 理事長（常勤）	竹内章雄
代表理事 専務（常勤）	横山真吾
常務理事（常勤）	藤原治
常務理事（常勤）	齊藤直司
常務理事（常勤）	山本淳行

監事（8人）

役職名	氏名
代表監事（非常勤）	長田善博
常勤監事（常勤）	植村正徳
監事（非常勤）	伊藤雅美
監事（非常勤）	西川博幸
監事（非常勤）	谷田広幸
監事（非常勤）	嶋田尚史
監事（非常勤）	市川伸一
監事（非常勤）	鈴木邦典

(2) 職員の状況

(単位：人)

区分	令和6年3月31日	令和7年3月31日
正職員	1,068	1,013
パート	211	217
合計	1,279	1,230

(役員・職員の報酬について)

当JAの役員報酬（役員退職慰労金を含む）については報酬総額が毎年度総代会で決定され、個別報酬額は経営管理委員会等で決定しています。毎月支払われる報酬は定額で、また役員退職慰労金は一定の基準に従い支払われますが、いずれも業績により連動する報酬体系ではなく、賞与等や割増退職金制度はありません。

職員の給与は「職員給与規程」等で規定していますが、年額報酬で当JAの常勤役員報酬の平均を超える重要な職員はおりません。また、子会社役員・社員も当JAの常勤役員報酬の平均を超えるものはおりません。

5. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ（令和7年7月1日現在） 所在地 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

6. 沿革・歩み

平成7年

- 4月 浜松東農協、浜松市中央農協、浜松市南農協、浜松西農協、浜松市高台農協、浜松市伊和富農協、浜松市三方原農協、浜松市吉野農協、浜松市都田農協、浜北市農協、浜松市庄内農協、湖西農協、細江町農協、引佐町農協の14農協合併により「とびあ浜松農業協同組合」誕生

平成8年

- 2月 JA広報大賞受賞
- 3月 花き物流センター、西育苗センター落成

平成9年

- 4月 (株)とびあサービス営業開始
- 5月 JA共済農林水産大臣賞受賞

平成10年

- 2月 本店落成

平成11年

- 6月 相橋センター落成
- 7月 湖西ライスセンター落成

平成12年

- 3月 トマト選果場落成
- 8月 農機センター（東三方）落成
- 9月 南営農センター落成

平成13年

- 4月 葬祭センター業務開始
- 12月 東中央集出荷場落成
ファーマーズマーケット上石田店（現：東店）オープン

平成14年

- 1月 ふれあいセンター横の里オープン
- 6月 長上支店、積志支店落成
- 10月 総合育苗センター落成
- 11月 柿・梨選果場落成

平成15年

- 1月 飯田支店落成
- 4月 ローンセンター（現：有玉店）、不動産センター有玉店オープン
- 11月 やすらぎホール浜北オープン

平成16年

- 3月 ファーマーズマーケット浜北店オープン
全国農協中央会「優良農業協同組合」受賞
- 4月 「浜名湖花博」に「JAとびあ浜松館 花とびあ」出展

平成17年（合併10周年）

- 5月 ファーマーズマーケット三方原店オープン

平成18年

- 5月 和地支店落成
- 11月 和田支店落成

平成19年

- 2月 オートバル都田、スズキアリーナとびあ都田新装オープン
- 3月 Aコープいなさ店新装オープン
- 6月 やすらぎホール志都呂オープン
- 7月 細江サービスステーションオープン
- 9月 いなさサービスステーションオープン
- 10月 三島支店落成
都田サービスステーションオープン
- 11月 中ノ町支店落成

平成20年

- 2月 豊西支店落成
- 3月 芳川支店落成
やすらぎホール細江オープン
- 5月 馬鈴薯選果場落成
- 6月 入野支店、伊佐見支店落成
- 11月 新居支店落成

平成21年

- 2月 曳馬支店落成
- 10月 オートバル志都呂、スズキアリーナとびあ志都呂新装オープン
- 11月 館山寺支店落成

平成22年

- 6月 やすらぎホール芳川オープン
- 7月 (株)とびあふぁー夢設立
芳川サービスステーションオープン

平成23年

- 2月 JA広報大賞受賞
バックセンター落成
- 3月 湖西北支店落成
湖西営農センター落成
- 4月 とびあぐり湖西店オープン
やすらぎホール浜北北館オープン
鎮玉支店、西ヶ崎支店、助信支店落成
- 7月 三方原支店落成
- 11月 ファーマーズマーケット東店移転オープン

平成24年

- 2月 やすらぎホール小池オープン
- 7月 住吉支店、富塚支店落成
- 11月 ファーマーズマーケット白脇店オープン
- 12月 中瀬支店落成

平成25年

- 2月 鷺津支店落成
JA仙台との姉妹JA協定締結
- 3月 全国農協中央会「特別優良農業協同組合」受賞
貯金残高1兆円突破
- 5月 オートバル庄内整備工場オープン
- 10月 庄内サービスステーションオープン

平成26年

- 2月 可新支店、細江支店落成
- 3月 鹿玉支店落成
- 11月 浜松商工会議所入会

平成27年（合併20周年）

- 2月 神久呂支店、北浜支店落成

平成28年

- 1月 浜名支店、新所原支店落成
- 2月 引佐支店落成
- 7月 赤佐支店落成
- 8月 白須賀支店、蛸塚支店落成

平成29年

- 1月 河輪支店落成
- 7月 西気賀支店落成
- 8月 笠井支店、電池支店落成

平成31年・令和元年

- 3月 西北営農施設落成
- 8月 篠原支店、五島支店落成
- 10月 庄和支店落成

令和2年

- 2月 湖東ふれあい研修室・湖東集出荷場落成
- 12月 初生支店落成

令和3年

- 10月 西地区支店移転

令和4年

- 8月 篠ヶ瀬支店落成

令和5年

- 1月 蒲支店落成

令和6年

- 9月 ローンセンター向宿店落成
相橋選果場選果機更新

令和7年（合併30周年）

7. 店舗・地区等の状況

(令和7年7月1日現在)

○ 地区

当JAは、浜松市・湖西市を地区としています。

○ 店舗一覧

店舗名	所在地	電話番号	ATM	店舗名	所在地	電話番号	ATM
本店	浜松市中央区有玉南町1975	(053)476-3111	1	北地区支店	浜松市中央区伊左地町21	(053)486-4311	—
東南地区支店	浜松市中央区芳川町365	(053)426-6011	—	富塚支店	浜松市中央区富塚町1950	(053)471-0297	1
豊西支店	浜松市中央区豊西町1565	(053)434-3221	1	伊佐見支店	浜松市中央区伊左地町21	(053)486-0075	2
笠井支店	浜松市中央区笠井町883	(053)434-1120	2	和地支店	浜松市中央区和地町1639-1	(053)486-0103	1
長上支店	浜松市中央区天王町1483-1	(053)421-1475	2	初生支店	浜松市中央区初生町236-1	(053)437-1101	2
中ノ町支店	浜松市中央区中野町1167	(053)421-0035	1	根洗支店	浜松市中央区根洗町1220-3	(053)437-7411	2
小池支店	浜松市中央区小池町1353	(053)462-1523	1	三方原支店	浜松市中央区三方原町666-1	(053)436-1151	2
市野支店	浜松市中央区市野町1766	(053)422-2311	1	館山寺支店	浜松市中央区館山寺町47	(053)487-0006	2
飯田支店	浜松市中央区飯田町623-2	(053)461-1522	2	村櫛支店	浜松市中央区村櫛町4258-1	(053)489-2830	1
芳川支店	浜松市中央区芳川町365	(053)425-4400	3	庄和支店	浜松市中央区庄和町1723-2	(053)487-1311	1
河輪支店	浜松市中央区東町691	(053)425-0006	1	浜北地区支店	浜松市浜名区宮口1501	(053)582-1501	—
五島支店	浜松市中央区西島町242	(053)425-0071	2	浜名支店	浜松市浜名区小松1600	(053)586-3161	2
白脇支店	浜松市中央区寺脇町226	(053)441-0691	1	北浜支店	浜松市浜名区西美蘭590	(053)586-2017	2
三島支店	浜松市中央区三島町573-1	(053)441-0686	2	竜池支店	浜松市浜名区上善地609-1	(053)586-3311	2
中央地区支店	浜松市中央区曳馬6-1-22	(053)472-6113	—	中瀬支店	浜松市浜名区中瀬3022-1	(053)588-7221	2
和田支店	浜松市中央区天龍川町1116-1	(053)421-0045	2	赤佐支店	浜松市浜名区於呂2756-1	(053)588-7207	2
蒲支店	浜松市中央区天神町5-24	(053)461-0369	2	鹿玉支店	浜松市浜名区宮口1501	(053)582-3111	2
曳馬支店	浜松市中央区曳馬6-1-22	(053)471-5203	2	湖西地区支店	湖西市鷺津479-6	(053)576-6411	—
助信支店	浜松市中央区助信町48-17	(053)471-8304	2	新居支店	湖西市新居町新居3359-7	(053)594-0077	2
積志支店	浜松市中央区積志町813	(053)434-3131	2	白須賀支店	湖西市白須賀3755	(053)579-0711	1
西ヶ崎支店	浜松市中央区西ヶ崎町835-1	(053)434-0013	1	鷺津支店	湖西市鷺津479-6	(053)576-0122	3
有玉支店	浜松市中央区有玉南町1299-1	(053)435-3155	1	湖西北支店	湖西市新所5202	(053)578-3900	2
上西支店	浜松市中央区上西町20-1	(053)464-6688	2	新所原支店	湖西市梅田481-1	(053)577-0036	2
篠ヶ瀬支店	浜松市中央区篠ヶ瀬町535	(053)421-7835	2	湖北地区支店	浜松市浜名区細江町中川7506	(053)523-3611	—
早出支店	浜松市中央区早出町231-6	(053)466-2111	1	都田支店	浜松市浜名区都田町5563-88	(053)428-3111	1
住吉支店	浜松市中央区住吉2-35-18	(053)471-8178	1	テクノ支店	浜松市浜名区都田町8649	(053)428-3046	2
蜷塚支店	浜松市中央区鴨江3-49-20	(053)452-5380	1	細江支店	浜松市浜名区細江町中川7506	(053)522-0525	2
葵町支店	浜松市中央区葵東1-6-21	(053)436-1260	1	西気賀支店	浜松市浜名区細江町気賀9738-5	(053)522-0051	1
西地区支店	浜松市中央区大久保町4107-1	(053)485-1121	—	高台支店	浜松市浜名区細江町中川7172-174	(053)522-0249	2
入野支店	浜松市中央区入野町9378-1	(053)447-3231	2	引佐支店	浜松市浜名区引佐町井伊谷2080-1	(053)542-3111	3
神呂支店	浜松市中央区神原町949-1	(053)485-1261	2	奥山支店	浜松市浜名区引佐町奥山1508-3	(053)543-0004	1
雄踏支店	浜松市中央区雄踏町宇布見8304-1	(053)592-1033	2	伊平支店	浜松市浜名区引佐町伊平570-1	(053)544-0007	1
篠原支店	浜松市中央区篠原町20500-1	(053)447-3121	1	鎮玉支店	浜松市浜名区引佐町四方浄75-1	(053)544-0300	1
可新支店	浜松市中央区新橋町648-1	(053)445-2350	3				
馬郡支店	浜松市中央区馬郡町4455	(053)592-0815	1				

○ 店外自動化機（ATM）設置状況

施設名	所在地	A	T	M
J A 静岡厚生連遠州病院	浜松市中央区中央1-1-1		1	
ピーワンプラザ大人見店	浜松市中央区大人見町3367-1		1	
高丘 ATM	浜松市中央区高丘西2-34-30		1	
ジャンボエンチョー きらりタウン浜北店	浜松市浜名区染地台5-7-8		1	
遠鉄百貨店 イ・コ・イスクエア	浜松市中央区旭町12-1		1	

XI. 開示項目

「農業協同組合法施行規則」第204条及び第205条に基づく開示項目は、当資料では以下のページに掲載しています。

開示項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	P. 99
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	P. 101
(3) 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	P. 101
(4) 事務所の名称及び所在地	P. 103
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	該当ありません
2. 主要な業務の内容	P. 16
3. 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	P. 3
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P. 43
② 経常利益又は経常損失	P. 43
③ 当期剰余金又は当期損失金	P. 43
④ 出資金及び出資口数	P. 43
⑤ 純資産額	P. 43
⑥ 総資産額	P. 43
⑦ 貯金等残高	P. 43
⑧ 貸出金残高	P. 43
⑨ 有価証券残高	P. 43
⑩ 単体自己資本比率	P. 43
⑪ 剰余金の配当の金額	P. 43
⑫ 職員数	P. 43
⑬ 信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	該当ありません
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
a 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	P. 43
b 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	P. 44
c 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	P. 44
d 受取利息及び支払利息の増減	P. 45
e 総資産経常利益率及び資本経常利益率	P. 43
f 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	P. 43
② 貯金に関する指標	
a 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高	P. 49
b 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	P. 49
③ 貸出金等に関する指標	
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	P. 47
b 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	P. 47
c 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	P. 48
d 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	P. 47
e 主要な農業関係の貸出実績	P. 48
f 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	P. 47
g 貯貸率の期末値及び期中平均値	P. 44
④ 有価証券に関する指標	
a 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	P. 50
b 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	P. 50
c 有価証券の種類別の平均残高	P. 50
d 貯証率の期末値及び期中平均値	P. 44
4. 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	P. 9
(2) 法令遵守の体制	P. 8
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	P. 6
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	P. 13

開 示 項 目	掲 載 ペ ー ジ
5. 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	P. 29
(2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	P. 46
② 危険債権	P. 46
③ 三月以上延滞債権	P. 46
④ 貸出条件緩和債権	P. 46
⑤ 正常債権	P. 46
(3) 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	該当ありません
(4) 自己資本の充実の状況	P. 56
(5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	P. 51
② 金銭の信託	該当ありません
③ デリバティブ取引	該当ありません
④ 金融等デリバティブ取引	該当ありません
⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引	該当ありません
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	P. 46
(7) 貸出金償却の額	P. 46
(8) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	P. 98
6. 組合及びその子会社等の概況	
(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	P. 70
(2) 組合の子会社等に関する事項	
① 名称	P. 70
② 主たる営業所又は事務所の所在地	P. 70
③ 資本金又は出資金	P. 70
④ 事業の内容	P. 70
⑤ 設立年月日	P. 70
⑥ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P. 70
⑦ 組合の1の子会社等以外の子会社等有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P. 70
7. 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	P. 70
(2) 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す次の指標	
① 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P. 84
② 経常利益又は経常損失	P. 84
③ 当期利益又は当期損失	P. 84
④ 純資産額	P. 84
⑤ 総資産額	P. 84
⑥ 連結自己資本比率	P. 84
8. 直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	P. 71
(2) 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	P. 85
② 危険債権	P. 85
③ 三月以上延滞債権	P. 85
④ 貸出条件緩和債権	P. 85
⑤ 正常債権	P. 85
(3) 自己資本の充実の状況	P. 86
(4) 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	P. 84



編集・発行

とぴあ浜松農業協同組合

〒431-3193 静岡県浜松市中央区有玉南町1975番地

TEL.053-476-3111 FAX.053-476-3180

<https://jatopia.ja-shizuoka.or.jp/>

